



Title	沖縄における近代化の諸相と共同性の選択：模合の慣習を例にして
Author(s)	渡口，紘子
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第16524号
Issue Date	2025-06-30
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k16524
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95736
Type	doctoral thesis
File Information	Hiroko_Toguchi.pdf



学 位 論 文

沖縄における近代化の諸相と共同性の選択 —模合の慣習を例にして—

北海道大学大学院法学研究科
法学政治学専攻 博士後期課程

渡 口 紘 子

目次

序章.....	3
第1節 問題設定	3
第2節 法の中の模合.....	4
1. 法における講・模合	4
2. 講の法的評価	11
3. 沖縄における模合の法的位置づけ	15
第3節 沖縄の共同性と模合.....	22
1. 共同性を支える結合力.....	22
2. 自明性の減退と戦略としての選択.....	24
第4節 本論文の構成.....	25
第1章 沖縄の模合	27
第1節 経済機能.....	29
1. 戦後における金融機関との距離.....	29
2. 経済的な模合の特徴と関係性.....	34
第2節 親睦機能.....	37
1. 関係性と帰属意識.....	37
2. 模合の拘束力と文化的承認	44
3. 模合の選択.....	47
第3節 規範とトラブル	52
1. 模合の規範とトラブル処理.....	52
2. 内部における補償と制裁の確立	57
第4節 小括	59
第2章 移民社会における模合	61
第1節 沖縄系移民の社会	61
1. 移民の背景.....	61
2. 大阪の沖縄系移民.....	66
3. ハワイの沖縄系移民	68
第2節 関西・大阪の模合	70

1. 頼母子の変遷	71
2. 頼母子の原理	77
3. 県人会のつながりによる頼母子とアイデンティティ	82
第3節 ハワイの模合	86
1. 過去の頼母子と新1世の模合	87
2. 模合のやり方をめぐって	91
3. 沖縄系コミュニティと頼母子	93
第4節 小括	96
第3章 近代化のなかの共同性と模合の選択	98
第1節 模合の社会的機能と秩序	100
1. 社会的機能	100
2. 模合の秩序	104
第2節 沖縄の共同性と選択される模合	106
1. 沖縄の共同性	106
2. 選択される模合	110
3. 沖縄におけるつながり	113
4. ハワイと大阪	118
第3節 近代化と沖縄らしさ	119
1. 伝統の創造と変容	119
2. 「沖縄らしさ」と結びつく模合	124
終章	131
第1節 模合が生み出す共同性	131
第2節 共同体研究への展望	133

序章

第1節 問題設定

本論文は、沖縄の模合(もあい)という慣習に着目し、近代化のなかの共同性と生ける法の変容について検討するものである。

模合とは、「頼母子講や無尽講の一種で広く庶民に親しまれている相互扶助的な金融の仕組み」である¹。グループで定期的な会合を開き、会合ではメンバー全員が一定額を拠出してその総額を毎回一人が受領するという過程をメンバー全員が受領するまで繰り返していくもので、定期的な会合は飲み会や食事会として開催されることが多い。

もともと模合は、困窮者のための物や労働力のもち寄りであったと考えられており、近世琉球時代には琉球王府編の正史『球陽』において示された「模合の法」(士族を対象に、支給米の一部を共同貯蔵し、困窮者に支給することを促すという王府の公的規定)として法制度にもなっている。貨幣経済の浸透とともに相互扶助的な金融としての役割を担い、近代的な金融機関を利用できない庶民にも広く利用されてきた。現代では、主に友人知人の交流のための親睦の役割を担っているとされているが、金融としての役割も完全にはなくなっておらず金融から親睦までそれぞれの目的に応じて利用されている。

かつては日本本土においても模合に類似した頼母子講や無尽講が盛んに行われていたが現在はほとんどの地域で衰退している一方で、沖縄県内においては現在も広く行われている。

模合のメンバーは定期的な会合に参加し一巡するまで毎回一定額を支払い続けなければならないことや、もし途中で持ち逃げや滞納などのトラブルを生じさせれば多くの場合メンバーとの信頼関係が崩れグループやコミュニティから排除されかねないこと、また(ある程度高額な模合であれば)座元がトラブルによる損害を補填する責任を負うことは模合の規範として沖縄社会において共有されている。こうした模合のトラブルが起こった際には、ほとんどが公的な機関による解決は選択されず内々に処理される傾向にある。また、後述するように模合の構造を国家法で捉えることが難しく、債務債権関係が入り組んでおり、関係者も多いため法による解決が難しい部分がある。

国家法ではうまく捉えきれない構造をもつ模合が、公的な機関とは距離を保ったままでありながら、近代化した沖縄社会のなかで残り続けているのはなぜか。

社会学、文化人類学、民俗学などの分野による模合の先行研究では、沖縄社会には依然として個人化されない共同性が残っているとされ、模合はこの共同体的結びつきに支えられた、沖縄的共同性の現れとして捉えられてきた。

¹ 沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』下巻、沖縄タイムス社(1983)、658 頁。

しかし、こうした先行研究とは異なり、本論文では社会調査を通じて得られた模合の実態から、現在では沖縄的共同性は自明のものではなく、模合は人とのつながりを維持するための拘束力として自覚的に選択されていることを指摘する。

古い共同体における生ける法という捉え方ではなく、伝統的な共同体から解放され個人化された近代社会において人間関係を構築し、維持することが困難となっているなかで、模合はこれを克服する手段となっており、模合の選択により共同性が創出されていることを示したい。

独自の統治体制を有していた琉球王国時代から明治政府による琉球処分、戦後の米軍統治時代、日本復帰という統治体制の変遷のなかで、沖縄における生ける法である模合はどのような機能と意味を担い維持されてきたのか、そして沖縄社会の共同性がどのように模合に関わってきたのかを明らかにする。

第2節 法の中の模合

1. 法における講・模合

(1)日本本土における講

模合のような庶民金融の活動や組織は世界中で見られ、アメリカの文化人類学者である Geertz は、これを Rotating Credit Association と名付け、農業社会において発達し、農業型経済から商業型経済への「中間段階(middle rung)」として機能しているとした²。

沖縄の周辺でみられる模合に類似した慣習としては、日本本土の講(頼母子講、無尽(講))、韓国の契、中国の合会、台湾の標会・会仔、インドネシアのアリサン、フィリピンのパルワガンなどがある³。

日本本土における無尽・頼母子の歴史を全国相互銀行協会編『相互銀行史』⁴に基づいて整理する。

日本では、鎌倉時代にすでに困窮者の支援や相互扶助を目的とし、原則無利子、無担保で金を融通する「頼母子」と、もともとは仏教に由来し、担保付、利子付の金銭の融通を指す「無尽」が存在し、頼母子が担保付、利息付となり両者が同一のものとして使われるようにな

² Geertz, Clifford, "The Rotating Credit Association: A 'Middle Rung' in Development," *Economic and Development and Cultural Change*, 10(3), (1962), pp.260-263.

³ 講、契、標会・会仔、アリサンと模合の比較から南島社会を論じたものとして、波平勇夫「南島文化とは何か：模合から見た沖縄とアジア」沖縄国際大学公開講座委員会編『沖縄国際大学公開講座7 南島文化への誘い』沖縄国際大学公開講座委員会(1998)、27～39頁。

⁴ 全国相互銀行協会編『相互銀行史』全国相互銀行協会(1971)。

る。さらに、神社仏閣の修繕費や参拝費用を拠出するための檀家信徒の集団であった「講」⁵が頼母子や無尽と結びつき、室町時代には、頼母子講または無尽講と呼ばれる庶民の互助的な金融形態の基本的構造がほぼ完成され、農民や商人から武家にいたるまでの各階層に普及していったとされる。江戸時代には富くじ類似の射幸的な「取退無尽」が流行し、1740年代以降は幕府による取締りがなされたものの明治時代まで各地で行われていたが、明治15年勅旨布告による厳しい禁令により終息したという。

明治時代には銀行や信用組合などの新しい金融制度が導入されるが、一般庶民は無尽講や頼母子講をはじめとする庶民金融を利用しており、殖産興業政策のもと企業が急速に成長し資金需要が高まっていくなかで、無尽や頼母子の金融方式をとる営利的な「営業無尽」が出現し、これを会社化した無尽会社、さらには貯金会社や信託会社などに発展していく。

営業無尽は明治40年ごろから大正初年にかけて勃興し、不安定な経営や業者の不正などが問題化したため各府県は講会取締規則を制定して取締を行ったが十分な効果をあげることとはできず、銀行条例も適用できなかったため、政府は営業無尽を取り締まるための法案の作成を進めることとなった。

1914年、大蔵省が法案起草の参考とするために、営業無尽の現状を各府県に報告させた調査⁶では、営業無尽を「無尽講、頼母子講に類似する方法を以て金銭の貸付を業とするもの(即ち営業無尽)」と定義し、その営業者数は計831、無尽の会数は計1万4346、契約総金高は1億3763万6580円であった。

そのなかで、無尽の長所として、「(一)商工業資金ヲ得ル方法トシテ旧慣ノ久シキコト」として、「下層民ハ全般ニ知識ニ乏シク新制度ヲ採用スルコトヲ好マス旧慣ノ久シキ無尽ノ方法ヲ以テ便利トスルハ誠ニ然ルヘキ所ナリ況ンヤ質屋ニ赴キ又ハ高利貸ニ趨ルカ如キハ細民トシテ真ニ止ムヲ得サル場合ニノミ敢テナス所ニシテ積極的ニ生産資金ヲコノ方法ニ求ムルコト少ナシ之ニ反シ無尽ハ比較的生産資金ノ供給ニ適スルノ傾向アリ」と述べており、他にも「(二)細民ノ加入ニ便ナルコト」、「(三)細民貯蓄心ノ奨励トナル」、「(四)質屋又ハ高利貸ヨリモ低利ナリ」、「(五)無尽ニヨッテ得ル資金ハ比較的長期ニシテ且定期済崩払ナリ」、「(六)無担保貸付ヲ受クルコトアリ」、「(七)共愛的ノ道德方便タルノ特色ヲ有ス」を挙げている。

短所としては、「(一)当籤ノ時期如何ニヨリ会員間ニ資金ニ対スル利率ノ相異甚シキノ欠点アリ」、「(二)落札金額ノ甚シク低額ニ達スルコトアリ」、「(三)随時ニ融通ヲ得ル能ハス」を挙げている。

⁵ 民俗学者の櫻井徳太郎によると、講はもともと仏教的意義をもつ寺院行事またはそれに参与する僧衆集団を指し、元来は信仰的社会集団であったが、やがて金融経済的、社会的、政治的機能を有する講も形成されるようになったという。櫻井徳太郎「講集団の研究」『櫻井徳太郎著作集 第1巻』吉川弘文館(1988)、14頁。

⁶ 大蔵大臣官房銀行課編『無尽に関する調査』大蔵大臣官房銀行課(1915)。

無尽営業者の不正や営業無尽に関する弊害として、「(一)会社基礎ノ薄弱ナルコト」、「(二)会社積立金ノ不足」、「(三)会社カ手数料其他ノ名義ヲ以テ取得スル金額多キニ過クルコト」、「(四)会社副業ノ多キニ過クルコト」、「(五)会員間ニ相識関係ナク又会社ノ帳簿整理不備ナル結果会員ハ不測ノ損害ヲ受クルコトヲ知ラサルコト」など17の項目を挙げている。

こうした無尽の長短を踏まえ、法制化により営業無尽の経営の基礎を確実し、同時に掛金者の権利を保障することを目的として1915年6月8日に「無尽業法」が成立した(11月1日施行)。

無尽業法において、無尽は「一定ノ口数ト給付金額トヲ定メ定期ニ掛金ヲ払込マシメ一口毎ニ抽籤入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ対シ金銭ノ給付ヲ為スヲ謂ウ無尽類似ノ方法ニ依リ金銭又ハ有価証券ノ給付ヲ為スモノ亦同ジ但シ賭博又ハ富籤ニ類似スルモノハ此ノ限ニ在ラズ」(第1条)と定められ、免許制(第2条)、資本金制限(第3条)、他業兼営禁止(第5条)、営業区域制限(第6条)、資金運用制度(第9条)、取締役の連帯責任(第10条)、半年ごとの報告義務(第16条)などの営業制限を課し、不正な無尽業者や弱小無尽業者を淘汰し無尽業の健全性を確保しようとするという取締りに重点をおいたものであった⁷。当時の日本の庶民金融政策においては、西欧から輸入された信用組合が重視されており、無尽会社には保護育成策は採られず、取締法規が設けられたことが指摘されている⁸。

無尽業法施行当時、個人営業者も含めて他の名称(貯金会社、信託会社など)のもとに無尽業務を営むものは2363あったが、そのうち営業免許を受けた業者は136であった。営業者数は1933年の276をピークに1942年には139まで減少するが、その間も1社あたりの資本金は増加し続けており、この時期に日本の無尽業は拡大・発展から淘汰・集中に転じたとされる⁹。1916年の払込資本金は約258万円、総口数は23万5375口、総契約高は約4157万円であったが、1944年には払込資本金は約2449万円、総口数は490万5811口、総契約高は約56億9948万円となっている¹⁰。第2次大戦中は各種金融機関同様、無尽会社も合併集中を余儀なくされ終戦時には約60社となった。

戦後は中小企業の資金不足を背景に、1945年10月2日軍需金融等特別措置法施行令(第13条)の改正により、無尽会社は同年12月から普通預金および定期預金の取り扱いが認め

⁷ 麻島昭一「無尽業の存立基盤とその変質」国際連合大学編『国連大学人間と社会の開発プログラム研究報告』87巻、国際連合大学(1983)、10頁。大蔵省より地方長官宛の内訓(大正4年10月19日付)により、無尽経営が不健全にならないよう入札の最低手取額を定めるなどの制限を課し、過当な入札競争により無尽業者が入札差金から多額の利益を得るといった弊害を抑制したという。

⁸ 並松信久「近代日本の無尽講と相互扶助」『京都産業大学日本文化研究所紀要』第27号(2022)、前掲・麻島(1983)など。

⁹ 前掲・麻島(1983)、13頁。

¹⁰ 前掲・全国相互銀行協会編(1971)、84～85頁。

られ、貯蓄吸収とこれによる中小企業への資金供給を果たした。しかし、様々な制約を受け金融機関としての活動が制限されている状態であったため、無尽会社を整理し中小企業のための金融機関として再建することを目的として1951年に相互銀行法が成立した(6月5日公布、施行)¹¹。取締法規としての性格の強い無尽業法とは異なり、相互銀行法は中小企業金融専門機関としての要請に応ずる諸規定を織り込むと同時に、多くの点で銀行法を準用していた。

相互銀行の業務(第2条)として、①一定の期間を定め、その中途または満了のときに一定の金額の給付をすることを約して行う当該期間内における掛金の受入れ、②預金または定期積金の受入れ、③資金の貸付または手形割引、④有価証券、貴金属その他の物品の保護預り、⑤有価証券の払込金の受け入れまたはその元利金若しくは配当金の支払の取扱い、がありこれに付随する業務も営むことができる。営業区域制限(第8条)や、他の金融法規にはない大口信用供与の制限(第10条)、預金支払準備(第13条)などの規定もあり、中小企業金融専門機関としての特色を有している¹²。

相互銀行法施行に伴い無尽業法も改正され、金銭無尽に関する条項が全て削除され物品無尽にのみ適用されることとなったため、金銭無尽会社は一斉に相互銀行へと転換していった。

相互銀行は高度経済成長期に業績を拡大し、改正により内国・外国為替、証券業務も認められ、預金業務も急速に伸びる一方で、掛金業務は衰退し、営業区域の制限も廃止され、普通銀行と同質化していった¹³。これに加え、相互銀行のさらなる成長や金融の効率化が期待できるといった理由から、合併転換法(金融機関の合併及び転換に関する法律)に基づき普通銀行への転換が認められ、1989年以降相互銀行は次々に普通銀行(現在は第二地方銀行)へと転換していき、1992年に相互銀行は消滅した。

¹¹ 相互銀行法の目的として、「国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、相互銀行について必要な規定を定め、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資すること」(第1条)が規定されているが、国会における相互銀行法の提案理由からも中小企業者に対する金融を重点的に指しているとされている。前掲・全国相互銀行協会編(1971)、157頁。

¹² 無尽業法にあった資金運用の制限(第10条)、取締役の責任(第11条)、役員の自己加入の禁止(第12条)、契約変更に関する制限(第13条)、掛金者の説明書交付請求権(第20条)などは相互銀行法に定められていない。前掲・全国相互銀行協会編(1971)、160頁。

¹³ 相互銀行の普通銀行への転換については、後藤新一『無尽・相銀合同の実証的研究』日本金融通信社(1994)、472～483頁参照。

掛金業務が消滅した理由としては、無尽に対する庶民金融機関としてのイメージ、金利計算方式の難解さ、固定的な条件により柔軟性が欠けていたことが不利に働いたためと考えられている¹⁴。

非営業無尽について調査した泉田洋一によると¹⁵、1912 年の大蔵省理財局による「農家負債調査」で、農家負債のうち金額比でみたインフォーマル金融の比率は約 7 割であり、頼母子講の比率は全体の約 8%である(私人の約 36%、貸金会社、貸金業者の約 20%に次ぐ)。また、農林省の「農家負債調査」によると、負債総額に占める講の比重は、1935 年に 17%、1942 年では 18%となっており、1930 年代以降、講の比重が高まったのは、昭和恐慌以来農家負債問題が深刻化してきたことを反映しているとされる。

戦後の講については戦前期のものと連続した統計ではないが、農林省「農家経済調査」によれば、農家の預貯金に占める頼母子講の比率は 1950 年に 2%程度となり、1965 年以降は 1%未満となっている。借入金に占める頼母子講の割合は預貯金のそれよりもやや高く、1950 年で 3.6%であるが、その後やはり一貫して低下しており、1960 年代後半には 1%程度に落ち込んでいる。

泉田はこれらの調査を分析し、「講は 1950 年代頃までは日本の農村に存続していたようである。しかし 60 年代になって講の活動は急速に衰退し、講の活動は沖縄や、長野、岐阜、山梨など都市とは離れた地域にのみ見受けられることとなった(……)。近代的な金融機関の浸透が最も遅かった地域でのみ講は存続し得たと考えられる」としている¹⁶。農林省の「農家経済調査」が 1972 年以降は講に関する調査項目を削除していることから、講の金融機関としての重要性はもはや消失したとされる。

(2)沖縄

恩田によると、「モヤイ」とは「合同(共同)や共有を意味し、協同で働いた(協働)成果を原則として仲間内で平等に分配する行為」を示し、南九州など本州から南方に行くにつれ、モヤイが協同労働からその利益の共有や分配の意味を強めるという¹⁷。

薩摩藩では「模合」の用語が全域でみられ、労働力や財貨の集約的共同利用による相互扶助である模合が近世初期から行われており、文献には 1712 年から登場している¹⁸。1609 年の慶長の役以降、薩摩の支配下に置かれていた琉球において、1700 年代以降の文献に「模合」が多出していることから近世琉球の模合は薩摩の制度をモデルにしているという説もあ

¹⁴ 宮内勉、明石周夫『相互銀行』教育社(1979)、64～65 頁。

¹⁵ 泉田洋一『農村開発金融論 ―アジアの経験と経済発展―』東京大学出版会(2003)。

¹⁶ 前掲・泉田(2003)、104 頁。

¹⁷ 恩田守雄『互助社会論—ユイ、モヤイ、テツダイの民俗社会学』世界思想社(2006)、43 頁。

¹⁸ 芳即正『薩摩の模合と質屋 ―南日本庶民金融史―』大和学芸図書 (1980)、5 頁。

る¹⁹。

琉球で、初めて模合の言葉が公的に用いられたのは、1733年に琉球王府編の正史『球陽』において示された「模合の法」であるとされ、これは農工商に比べ経済的に困窮しがちな士族を対象に、支給米の一部を共同貯蔵し、困窮者に支給するよう促す王府の公的規定であった。

沖縄でも模合は古くから共同の意味で広く使われており、社会学者の波平勇夫は、模合とは「広義には相互扶助と共生を目的とした共同行為」を意味し、共同行為としての模合には「労働の集合形態である協働、物資や財貨の共同形成、共同管理、共同運営」が含まれるとした²⁰。時代とともに、公的な目的をもつ共同行為が、国家や自治体などの公的権力機構に吸収されたこともあり、共同行為としての模合は、インフォーマル・セクター(私的領域)を中心に、経済的相互扶助に限定されてきたという²¹。金融制度としての模合は、1733年の「模合の法」以前にも民間レベルで行われていたと考えられている²²。

貨幣経済の浸透とともに物資による模合から金銭による模合へと移っていくが、琉球処分前後に行われていた模合から人々の経済格差が読み取れることから、模合は富の蓄積と困窮者の救済という二つの面を有し、王府の財政安定策にもつながったとも考えられている²³。模合は琉球処分後にも近代的な金融機関を利用できない貧しい庶民たちの相互扶助的な金融としての役割も担うようになっていく。

1879年に琉球藩が廃されて沖縄県が設置されると、鹿児島県の寄留商人らの主導により第百五十二国立銀行が設立され、さらに鹿児島資本であった第百四十七国立銀行の支店が沖縄にも置かれた。しかし、庶民とは縁遠い存在であり、旧慣温存下にある中では模合と質屋が農民や中小商工業者にとっての貯蓄・金融手段であった²⁴。

日清戦争(1884~1885)後は、本土からの寄留商人も増えたため、寄留商人を中心に高額の模合がなされるようになっていき、次第に都市部では営利目的で起こされる営業化した模合も増えていった。この頃、葬式費用を積み立てておくための保険的な龕(ガン)模合や、ト

¹⁹ 波平勇夫「近世琉球の模合」『南島文化』39号(2017)、25頁。

²⁰ 波平勇夫「模合と契」沖縄・韓国比較社会文化研究会編『韓国と沖縄の社会と文化』第一書房(2001)、14頁。

²¹ 前掲・波平(2001)、19頁。波平は、狭義の模合は「相互に信頼関係にある対等な個人間の私的(自治的)相互扶助行為」と定義することができるとしている。

²² 前掲・波平(2017)、22頁。

²³ 加えて、資金集めの面から会員は居住地の範囲を広げる必要があり、信用確保の面から一部有力者の参加は必要条件だった可能性が指摘されている。前掲・波平(2017)、31~32頁。

²⁴ 金岡克文「戦前の沖縄県における地域銀行体制の変遷」『高岡法科大学紀要』第31(2020)、金岡克文「戦前沖縄の庶民金融の構造」『日本海域研究』53号(2022)。

ンスジチャーと呼ばれる賭博的な模合など様々な形態の模合がなされていた²⁵。

模合の加入者に小商工業者が増えたことで、模合金の受領方法は入札式が盛んになった。営業資金の工面に迫られた小商工業者が高額で入札するため、座元や他のメンバーは利益が多くなる一方で、景気に左右される小商工業者からは未納者が頻出し、座元もやり繰りに窮し、ついに収拾のつかない状況に陥ることも多かったが、金融として模合以外に頼れるものがなかったため、次々に模合が起こされたという²⁶。

1915年に日本本土で無尽業法が施行されると、1917年に沖縄県は営利を目的とせず無尽法が適用されない模合を対象に、加入者保護の観点から模合の運営の健全化を目的として「模合取締規則」を制定した²⁷。

「模合取締規則(大正六年九月十五日)」²⁸は、事前の出願許可制(第1条)、契約書の作成(第2条)、模合組織後の届出(第3条)、帳簿(模合加入者、収支計算、残金)の管理(第5条)などについて定められており、模合の存続期間が5年を超えるもの、給付金額が1000円を超えるもの、口数が100を超えるもの、模合の方法または目的が公安を害する、もしくは不確実であるもの、講主または管理人が不適当であるもの、に該当する場合は不許可とされた(第4条)。誇大または虚偽の事項を表示、もしくは強いて模合への加入を勧誘する者や本則の違反者への罰則(30日未満の拘留または20圓未満の科料)についても定められている

²⁵ 司法省調査部「沖縄県下に於ける旧慣模合に就いて」『世態調査資料』第36号(1942)、175～178頁。司法省調査部による世態調査の一環として那覇地方裁判所が行った調査で、首里無尽株式会社専務取締役である山口全則氏へのインタビューを中心とする記録である。

²⁶ 前掲・司法省調査部(1942)、169～175頁。

²⁷ 琉球政府『沖縄県史 第17巻資料編7 新聞集成(政治経済2)』琉球政府(1968)に収録の新聞記事「模合取締主旨〔大正六・九・一四〕」(857頁)参照。「模合取締法〔大正六・一・二四〕」では、警察部長が「元来模合は貯金機関として設けられたものと云ふが昔ならいざ知らず今日の如く銀行貯金、郵便貯金等金融機関が備って居る今日であるから之れ等機関の利用を民間に徹底せしめたら別段模合の必要もないかと思つて居る。」と述べている(804頁)。制定後の「模合取締規則実施〔大正六・九・三〕」では、「模合取締規則は無尽業法の適用を受けざるに限適用せらるゝものにて講主又は管理者に於て収利を目的とせずして組織し又は之れを管理するものに適用せらるるを以て其の適用範囲は狭きを免れず然るに本県の所謂模合勢頭又は手元と称する者の中には無尽業法の適用を受くべきものにして其の手續を怠り居る者も無きを保せず若し此の如き者ありとすれば此の際進んで其の手續を為すべきなり以上述ぶるが如き訳なれば模合の凡てが模合取締規則の適用を受くるものと考ふるは大なる間違なり云々当局は語れり」と説明されている(858頁)。

²⁸ 農林省経済更生部『農村金融資料第三号 道府県頼母子講取締規則集』(1936)、124～126頁参照。

(第 11、12 条)。しかし、当時多かった立ち行かなくなる模合や座元が不正を働く模合といった問題を解消するには至らなかったという²⁹。

日本本土では、もともと民間における相互扶助的な金融であった無尽のうち、倒産や詐欺を防止するという国民保護の観点から営業無尽が庶民的な金融から公的な金融機関である相互銀行へと置き換わっていき、具体的な人間関係に基づく非営業無尽は戦後の金融機関の発達および農村の解体とともに衰退していく。

一方で、米軍統治下にあった沖縄では、米国民政府布令により 1945 年 4 月 1 日までに施行されていた日本の法令は引き続き有効であり、1948 年に自由な企業活動が許されるようになると、無尽業法に基づき 1949 年に沖縄無尽、那覇無尽、宮古共栄無尽、八重山無尽、1950 年にはみやこ無尽、1952 年には南陽無尽といった無尽会社が創設されている。無尽会社は掛金業務にのみ従事していたが、1952 年に預貸金業務(預金ならびに預金担保貸付業務)の取扱いが認められると銀行業の様相を呈するようになっていた。1952 年に琉球政府および立法院が設置され、1953 年に相互銀行法が公布されると無尽会社は次々に相互銀行へ転換していった³⁰。琉球政府の相互銀行法は、日本に倣って一定の制限を課すものではあったが、米軍政府に認められていた貸付業務を追認し、全ての無尽会社に相互銀行への転換を促すものではなかった。また、地上戦により壊滅的な被害を受けた沖縄では相互扶助により暮らしを支えていかなければならず、民間の金融である模合も大いに利用されていた。

2. 講の法的評価

模合の法的性質については、一般に日本本土における無尽講や頼母子講(以下、特に区別を要する場合を除き、単に「講」という)との比較において検討がなされてきた。そもそも、沖縄における模合が、本土における講と法的性質を一にするのかについては議論のあり得るところであるが、これまでのところ法律的側面からみたかぎりにおいては、概ね同一のものとして論じられている³¹。

²⁹ 前掲・沖縄大百科事典刊行事務局(1983)、下巻、658 頁。

³⁰ 1953 年に相互銀行法(一九五三年立法六八号)、無尽業法(一九五三年立法六九号)、1954 年に銀行法(一九五四年立法六三号)が制定されている。島袋鉄男「経済法制の変遷(二) —一九五〇年以降—」宮里政玄編『戦後沖縄の政治と法——1945-72 年』東京大学出版会、441 頁。

³¹ 小波本健雄「弁護士からみた模合事件」日本弁護士連合会編『日弁連研究叢書 現代法律実務の諸問題〈昭和 61 年度版〉(下)』第一法規出版(1987)、安次富哲雄「特約のない場合の組合類似の性質を帯びる模合(頼母子講)の管理人(座元)の落札金支払義務」『琉大法学』11 号(1970)、参照。

講の法律上の定義として、石坂音四郎は、「数人が相集まりて一定の時期毎に一定の金銭を支出し抽籤もしくは入札の方法に依り順次に講金を受領せしむる方法」とし、由井健之助は、「数人が、一定の口数と給付すべき金品を予定し、定期に夫々其の持口に応じたる金品の掛込を為さしめ、各掛込者に対しては順次に抽籤入札其他の方法に依り、金品の給付を為すことを目的として組織するもの」としている³²。由井健之助は、講の構成要素として、数人の当事者が組織すること、一定の口数と給付金を予定すること、定期にそれぞれ持口に応じた金品の払込をなすこと、総ての講員が特定の方法により順次に給付を受けることを挙げており、安次富哲雄は、判例上の模様がこれらに該当すると述べている³³。

従来の講の法的性質については、消費貸借説、組合説、無名契約説などの説が唱えられてきた。

(1)消費貸借説

消費貸借説は、貸金請求ノ件³⁴において大審院が示したように、講のメンバー全員の相互間、または講のメンバーと座元との間に³⁵、配当金を受領した時点で消費貸借契約が成立し、その後の掛金の支払いは当該契約に基づく弁済であり、最終的に受領額よりも多額の金員を弁済する場合にはその部分は利息と評価されるという。「無尽掛金請求ノ件³⁶」にみられるように、当時の裁判所は、講を金融の一種であって予め利息を含めた形でメンバー全体から金員を借り入れ、その後多めに支払をなすことで利息分を含めた弁済をするものであり、まさに金融機関で借り入れをするのと実質的には同一視できるものと評価していたものと思われる。

しかし、この消費貸借説は、典型契約たる消費貸借契約からは説明困難な弱点があり、次第に判例としての地位を失うこととなる。従来、貸主が借主に金銭を交付し、かつ借主がその返還を約することによって初めて契約が成立するものとされており、現在でもこれが原則

³² 石坂音四郎「講の法律上の性質」『民法研究 第3巻』有斐閣書房(1914)、56頁、由井健之助『頼母子講と其の法律関係』岩波書店(1935)、81頁。(『改纂民法研究』では「数人が一定の時期ごとに一定の金銭を拠出し、抽選もしくは入札の方法によりすべての当事者をして順次に財産上の利益を受けしめることを目的とする契約」)

³³ 前掲・由井健之助(1935)、82～86頁、安次富哲雄「模合に関する判例の動向と問題点」日本弁護士連合会編『日弁連研究叢書 現代法律実務の諸問題〈昭和61年度版〉(下)』第一法規出版(1987)、483～484頁。

³⁴ 大判明 35.6.12 民録 8 輯 6 卷 58 頁。

³⁵ 同判決は、契約がいずれの関係において成立するかは法理論的に一義的に定まるものではなく、契約の定めによるとする。

³⁶ 大判明 41.10.15 民録 14 輯 1021 頁。

であるが³⁷、そうすると、あるメンバーが他のメンバー全員または座元との間で消費貸借契約を締結するのは、その者が配当金を受け取った時ということになる。しかし、それでは、それ以前の支払金について法律上の理由なく債務の弁済を行っていたことになってしまうこと、配当金受領以前の金銭支払い債務については他のメンバーへの貸し付けの一部という説明は可能であったとしてもやはり自らの借入金に対する弁済と評価することが困難であること、特に最後に配当金を受け取る者についてそれ以前の支払いを弁済と見ることが不可能であることなどが指摘される。いずれにしても講と金銭消費貸借は当事者の認識においても、実際の行動においても整合的とはいいがたいものであったといえる。

(2)組合説

組合説は、貸金請求事件³⁸が講の規約変更について全員の同意を要するか否かに関し、「無尽講ナルモノハ組合ノ一種ナルヲ以テ講規約ヲ以テ特別ノ定ヲ為ササル場合ニ於テハ講会ノ結議ナルモノハ講員全部ノ同意ヲ要スルモノト為ササルヘカラス」とするように³⁹、講の組織体は各当事者が出資をなして共同の事業を営むことを約する契約(合同行為)であって、メンバーに双務的関係を発生させ、かつ出資は総メンバーの共有(総有)となるべきと考えるのが実態に即しているとする⁴⁰。

確かに、講の組織と出資形態に着目すれば、実態をよく表しているように思われるが、座元とメンバーが一对一で金銭の支払い関係を結び、これを集団化した場合の説明がつかないこと、かつての救貧施策や一定の村落事業の達成などのためのものであればともかく、近現代的講においては同一の利益のためになす契約(合同行為)の性質に反する場合があること、などの問題点が指摘され、やはり通説となるには至っていない⁴¹。

³⁷ 令和2年の民法改正により、民法587条の2において、書面とする消費貸借は貸主からの金銭その他の引渡しと借主からの返還を約することで効力が生じるとされた。

³⁸ 大判昭6.5.1 法律新聞3272号16頁。

³⁹ 決議無効確認請求事件(大判昭7.7.13 法律新聞3454号9頁)も同旨。

⁴⁰ 前掲・石坂(1914)、718頁等。

⁴¹ 無尽金払渡請求事件(大判大11.1.24 民集1巻7頁)も、無尽講配当金に設定された質権について、当該質権設定が組合持分権の処分に該当し、民法676条1項によりこれを組合たる講に対抗できないのではないかが争われたところ、「其質権ノ目的ト為リタルモノハ、講会ニ属スル共同的財産ニ付キ講員ノ有スル持分又ハ持分ニ類スル権利ニ非スシテ、斯ノ如キ権利ヨリ生スルモノト離レテ個別的権利ト為ルヘキ落札無尽金引取ノ債権ニ外ナラサルモノト解ス可ク、從テ該講会カ組合又ハ組合類似ノモノナリトスルモ、其共同的財産ニ対スル講員ノ持分ヲ以テ本件質権ノ目的ト為シタルモノニ非サルコト疑ヲ容レサル所ナレハ、其質権ノ設定及之ニ基ク本訴請求ハ毫モ民法第六百七十六条ノ規定ニ抵触セサルモノト謂フ

(3)無名契約説

このように、講の法的性質を一般的網羅的に説明することは困難であって、講という無名契約と解する場合が多いように思われる⁴²。判例においては、頼母子講返掛金請求上告事件⁴³が、「講元が自己の事業として講加入者を募集し自己の責任で運営するものではなく、講員が一団となつて協力して全員の事業として運営する」講を「組合類似の関係」であるとしたように、組合類似の関係を判示しつつも、結果的に一般的法律構成をあきらめて、個別の契約や当事者の行動などから法律関係を決定せざるを得ないとするものが大勢を占める。

債権確定請求ノ件(大判明 44.12.8 民録 17 輯 759 頁)は、前掲・明治 35 年貸金請求ノ件に言及した上で、「頼母子講ニ於ケル当籤者及ヒ未当籤者ノ債権債務カ果シテ消費貸借ノ関係ニ基クモノナリヤ、将タ組合類似ノ関係ニ基クモノナリヤ、又其権利関係ハ当籤者ヲ債務者トシ未当籤者タル他ノ講員トノ間ニ直接ニ成立スルヤ、或ハ其両名間ニ講総代ノ如キ者ノ介入シテ権利関係ノ成立スルモノナリヤハ事実裁判所カ各箇ノ場合ニ付キ当事者間ノ規約ニ從ヒテ判断スヘキモノニシテ法律上一定シタルモノアルコトナシ」として、原則は消費貸借であるとしつつも、当事者の契約の問題であるとし、最終的には事実認定の問題であるとしている⁴⁴。

可シ」として、講からの配当は組合持分と切り離して理解している。このような点からも、講を組合として把握することには限界がある。

⁴² 学説においては、講のための会を作る契約と、講の中での金銭授受に関する契約とを峻別した上で、前者は座元及びメンバーとの間の講会契約ともいうべき無名契約であってそれ自体としては権利義務関係を生じさせず、それと同時にメンバー相互の金銭授受は金銭消費貸借契約であるとする江木説(江木衷「貸金請求事件(大判明 35.6.12 民録 8 輯 6 巻 58 頁)」『判例彙報』第 13 巻 360 頁。)、組合類似の無名契約であるとする由井説(前掲・由井健之助(1935)、107～111 頁。)など多岐にわたる。

⁴³ 最二小判昭 42.3.31 判例時報 481 号 109 頁。

⁴⁴ 貸金請求ノ件(大判大 3.3.20 民録 20 輯 222 頁)も一般論は示していないものの、講には民法の組合契約に関する規定が適用されるとの上告人の主張に対し、「講会ハ講員ノ集合ニシテ、講員カ予メ日時ヲ一定シテ会合ヲ為シ、其都度各若干ノ掛金ヲ為スヲ普通トスルモ、掛金ヲ出資トシテ共同ノ事業ヲ営ムコトヲ約スルモノニ限ラサルカ故ニ講会ヲ以テ直ニ民法ニ所謂組合ナリト断定ス可カラス」として講が当然に組合に当たるとはいえないとした上で、「共榮講カ民法ニ所謂組合ノ性質ヲ有スルモノナルコトハ原院ノ確定セル所ニ非サレハ、民法第六百七十条ノ適用ナキハ当然」として原審の事実認定によるとしている。

業務横領文書偽造行使ノ件(大判大 2.10.11 刑録 19 輯 965 頁)は、刑事事件であるが、座元が講の金を流用、横領したとして業務上横領に問われた事案において、大審院は流用の事実認定のみに基づいて有罪とした大阪控訴院の判決を取り消し、当該講が組合類似の性質を

座元(講総代)の地位についても、配当金を受け取るべきメンバーが座元に対して別途の債務を負担している場合に、座元がメンバーに対して有する債権を自動債権として相殺しうるかが争われた講金請求事件⁴⁵は、座元の性質は講契約により定まるとし、「従テ所謂無尽講ノ債権債務ナルモノニ付テモ講総代ハ単ニ受任者トシテ之ヲ処理スルノ権限ヲ有シ自己ノ権利義務トシテ之ヲ取扱フコトヲ得サルコトモアルヘク、或ハ講員トノ関係ニ於テモ講総代其ノ者ノ債権タリ又債務タルコトモ之ナキニ非ス。而シテ前者ノ場合ニ在リテハ落札金支払ノ債務ト講総代ノ落札人ニ対スル債権トヲ以テ彼此相殺シ得サルヤ論ナキモ、後ノ場合ニ在リテハ必スシモニ相殺ニ適セサルモノト為スノ理由アルヲ見ス。」としている。

このように、講(模合)をめぐる紛争が発生した場合、講の法律的性質は、具体的にその規約、慣習、当事者の明示ないし黙示の特約等を考慮に入れて判断されなければならない⁴⁶。無尽金支払請求・無尽金返還請求事件⁴⁷では、「会員の親睦を旨とし、互に勤儉貯蓄を図り、会員相互に資金の融通をなすことを目的とし、毎月一回例会を開催し、掛金は会員において各自持参することとし、会務並びに会金の収支は会員の互選によつて定められた会長及び役員がこれを掌るものであることが認められる……ような約款を有する講は通常民法の組合類似の法律関係を有するものと考えられるけれども、講の性質は必ずしも約款だけではなく、講成立の事情その他講契約をなす際当事者が暗黙のうちに前提としている諸事情をも考慮して決定しなければならない」として、座元と各会員の間に講契約が締結され、講関係が成立する種類のものであれば、組合的な講の形式をとるものであっても、その実態から組合性が否定されるとした。

3. 沖縄における模合の法的位置づけ

上述のように、講の法的性質を一義的に定めることはできず、講を行うための無名契約であり、その内容は当事者の約定によるというほかないが、裁判例においては、無名契約である、つまり内容は当事者の契約によるとしつつ、結局のところは組合説に近い形態であるのか(組合型)、消費貸借説に近い形態であるのか(非組合型)という大まかな類型化をした上で、そこから派生する権利義務関係や関連する犯罪の成否を判断しているといえる。純粹に無名契約説を採用したというよりは、組合説、消費貸借説それぞれの難点を受容しつつ折衷説をとったという方が正確であるかもしれない。

有するものであるのか、座元の事業としてなされたものであるのか、契約等の評価をすべきであるとして事件を名古屋控訴院に移送の上差し戻している。

⁴⁵ 大判大 15.10.10 法律学説判例評論全集 16 卷民法 424 頁。

⁴⁶ 前掲・安次富(1970)、124 頁。

⁴⁷ 山形地判昭 29.4.28 下級裁判所民事裁判例集 5 卷 4 号 568 頁。

沖縄の模合に限っていえば、個々の模合を組合理型と非組合理型に完全に峻別することは困難であるものの、大まかに区分すると、親睦を主目的とする模合の多くは組合理型、金融を主目的とする模合の多くは非組合理型と評価される。メンバーの加入や掛金の取り立てに関して座元が権限をもち、受領者には座元の責任において支払を行う、または座元が利ざやを得ているといった業務性や営利目的を有しているような場合には組合としての性質が否定される傾向にあるといえる。

(1)組合理型模合

メンバーが共通の目的のもとに、全体の共同事業として運営される模合は、メンバー相互間に契約関係が形成されると理解され、民法第 667 条に定める「各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約する」組合契約の類似契約と解することができる⁴⁸。

この場合、メンバー相互に契約関係が存在するため、形式的に座元が存在していたとしても、債権債務関係は、受領者と未受領者との間にしか存在しない。座元は、民法上の組合の規定に準用される委任の規定(民法 644 条、671 条)により、業務執行者として善管注意義務を負うとされるが、座元が未納者の肩代わりをしてまで掛金の支払いを行う義務はないとされる⁴⁹。

⁴⁸ 組合的講の法律上の性質については、消費貸借説(大判明 35.6.12・民録 8.6.58)、組合説(前掲・石坂(1914)、718 頁等)、無名契約説(江木衷「賃金請求事件(大判明 35.6.12 民録 8 輯 6 巻 58 頁)」『判例彙報』第 13 巻 360 頁)、組合類似の無名契約説(前掲・由井健之助(1935)、107～111 頁)、事実認定説(大判大 3.3.20 民録 20 輯 222 頁、)などの説が存在したが、現在では組合類似の無名契約説が通説とされている。学説、判例の分類および動向については、前掲・由井健之助(1935)、88～105 頁、107～111 頁、前掲・小波本(1987)、493 頁、参照。

⁴⁹ 座元の責任については、頼母子講掛金取戻ノ件(大判明 30.12.2 大審院民事判決録 3 輯 11 巻 10 頁)において、頼母子講の世話人もしくは発起人は、講則または規約に明記される場合を除き、私財をもって講員の未納掛金を返償する責務はないとされており、東京控訴院は、講の世話人は、特別の決まりがなければ、講員の掛金の支払いにかかわらず、自己の財産をもって弁済する義務はない旨を述べ、組合理型の講の場合、座元責任はないとしている(東京控判大 3.3.19 法律新聞 955 号 25 頁)。講金返還請求事件(大阪高判昭 54.12.13 判タ 414 号 99 頁)では、「本件講が組合的性質を有する頼母子講で、その講元ないし講親である Y は講の業務執行人ないし講管理人にすぎず、掛込金、掛戻金、講金等の支払につき個人的に無限責任を負担するもので」はなく、掛戻金の集金の有無にかかわらず、Y は講と離れた個人として講金支払の義務を負うものとはいえないとした。また、講親(座元)である Y 個人に対する請求の予備的請求として本件講自体に対する講金返還請求がなされており、裁判所はこ

しかし、講規約または地方の慣習によって特に座元の責任が認められる場合には、それらに従って座元責任を負う。琉球上訴裁判所⁵⁰(同裁判所判決 1962 年 6 月 19 日琉球上訴裁判所判例集 2 巻 1 号 73 頁)は、未落札者である原告 X が、座元である被告 Y に対し、未受領の落札金の支払いを請求した事案である。裁判所は、組合類似の性質を有する模合の管理人または座元と称する者が「会員に対してどのような権利義務を有するかについては、一定の法則というべきものではなく、……各個の場合について模合規約または当事者間の契約に従って判断すべき」であるとしたうえで、「管理人または座元と称する者の模合落札金支払義務の有無および範囲についてもまたこれ等契約の趣旨によって定まるものである」としている。「一般に民法組合類似の性質を有する模合における模合事務処理の委任を受けた座元の権限は、模合規約または当事者間の契約に特段の定めのない場合は、民法第 671 条の規定の類推適用により、会務に関して善良なる管理者の注意義務を尽し受け取った物の引渡義務を有するにとどまるものであるから、座元としては模合に関しその収集した模合金の現存する限度において弁済する義務があるに過ぎない」とし、したがって、「本件模合の座元に自己の名において未払模合金を落札者に給付すべき義務が生ずるには、特段の規約または契約の定めあるを要する」と判断している。

未落札者の権限については、既落札者にとって給付を受けた後の掛金の支払いは、実質的に債務の割賦弁済であり、模合の存続に無関心になりがちである一方、未落札者は、将来の給付を期待して掛金を支払っており、模合の会合が進むにつれ、既落札者の債務不履行により給付を受けられなくなる可能性が増していく関係にある⁵¹。掛金の支払いに対する両者の姿勢が異なり、模合の運営について両者の権限を同一に考えることはできないため、共同の利害を予想する民法上の組合とは異なり、模合規約の変更、その他本来なら模合のメンバー全員の合意ないし多数決を要するはずのものであっても、未落札者だけの利益にかかわる事

れを認めているが、「右の請求は講自体に対するものであつて、Y は講の業務執行人として自己の名において Y となり敗訴したわけであるから本件判決をもつて、自己の個人財産に対し強制執行を受けることはない」として、業務執行人の責任が有限責任にとどまる旨を示している。

⁵⁰ 米軍占領下の 1950 年に米国軍政府布令 38 号「琉球民裁判所制」により設置された司法裁判所。琉球住民裁判官によって構成される、琉球地域の最上級裁判所。米国軍政府軍法会議、または米国民政府裁判所の権限に属する以外の事件について裁判を行った。1968 年の琉球立法院立法「裁判所法」により琉球高等裁判所に改組された後、1972 年の沖縄本土復帰に伴って福岡高等裁判所那覇支部として現在に至る。

⁵¹ 前掲・小波本(1987)、493～494 頁。

項は、これらの者だけの合意で処理できると解されている⁵²。このように、模合の運営に関し、メンバー同士での利害関係が相反する場合があります、この点で合同行為としての組合契約の性質にそぐわないことはあり得る。また、組合類似の契約と認定される場合、特段の事情がない限り組合契約の規定が類推適用されるものと考えられるが、すでに利益を受けた既落札者を排して、未落札者に権限を与えることで、未落札者の利益の保護がはかられている。

組合型の模合については、座元及びそのメンバーが同一の事業としての模合を実施すべく組合類似の組織体を構成することとなる。このような模合が組合類似の集団としての実態を備えていること、模合には座元が存在するため事実上業務執行者が存在すること、模合は定期的にメンバーが参集して掛け金の支払いと配当などを実施するため集団としての意思決定をする場が確保されていることなどを一般に見て取ることができる。これらの点からすれば、組合型の模合は一般に「権利能力なき社団」としての社会的実体であるということができる。

もともとこのような種類の模合には組合契約の規定が類推適用されるところ、組合の財産は共有(民法 668 条)ということになるが、権利能力なき社団であれば模合の財産は総有として事実上当該社団に帰属することとなる。実際、沖縄においては「模合貯金」等と称して金融機関が模合の費用等の預け入れを引き受けており、その際には「模合の名称 + 代表者の氏名」で口座を開設することもある。そのほかにも、模合で造成した資金をメンバーに分配せず、もしくは一部を分配した上で残部を留保し、公益事業等に模合の名義で寄付するといった事案も見られる。

(2)非組合型模合

座元が自己の事業として行い、座元が一切の運営権限とその義務を負担する模合は、座元とメンバーとの個別的な契約関係であり、民法第 587 条に定める「当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取る」消費貸借契約の類似契約と解することができる。

民法上の組合における業務執行者が組合員の過半数をもって決定される(民法 670 条 1

⁵² 未落札者の権限について述べた判例として、損害賠償請求事件(大審院判昭 12.5.20 大審院民事判例集 16 巻 631 頁)、頼母子講返掛金請求上告事件(最二小判昭 42.3.31 判例時報 481 号 109 頁)。頼母子講返掛金請求上告事件(最三小判昭 42.4.18 判例時報 483 号 32 頁)では、円滑な講の運営ができなくなったため未落札者全員の一致によって講を解散した本件の場合、「返掛金の取立等清算事務は未落札者が共同して行なうことができ、既落札者に対する返掛金の請求権は未落札者全員に帰属すべきものである」として、未落札者全員で講の解散を決定できるだけでなく、既落札者に対する未落札者の返掛金請求権を認めている。

項)のに対し、非組合型の座元は自らメンバーを集め、自らの権限と責任において模合の運営を行うため、両者の位置づけ、および負うべき責任の範囲は異なると考えられる。

非組合型の場合、座元と各メンバー間にのみ個別の契約関係が存在するため、各メンバーは座元に対してのみ支払請求権をもち、掛金の未納者がでた際には座元が責任をもってメンバーの損失を補填すべきと考えられている。

非組合型における座元の責任を認定した前掲・無尽金支払請求・無尽金返還請求事件(山形地判昭 29.4.28)では、「講の性質は必ずしも約款だけではなく、講成立の事情その他講契約をなす際当事者が暗黙のうちに前提としている諸事情をも考慮して決定しなければならない」として、座元が講を主催してきたこと、Y が本件以外の講も自己の事業として発起しかつ運営してきたこと、会員は座元の主催する講に加入する意思を持っていたことを理由に、本件講が非組合型であると認定した。

「講に特定の発起人があつてその発起人が講の業務を執行する場合においても、なお講を組合的なものとみるべきこと並びにかかる発起人は特約によつて講員の掛金債務に保証責任を負うことが多いけれども、右特約がない限り当然には右のような責任を負わないものであることが通常であることは云うまでもないが、本件講の実体は既にかかる組合的な親頼母子の域を超えているものと解せざるを得ない」とし、「座元は他の会員が掛金を払い込むと否とに拘らず、法律上当然に掛金の返還給付金の交付等の責任を負うものと解する」と判断した。

模合金請求控訴事件(福岡高裁判 58.11.29 判タ 519 号 163 頁)では、座元が「その事業として会員を募集し、自己の責任において運営するものであるから、座元と会員との間には個々の契約が締結されているものと認められ」、非組合型模合であるとされた。「会員の中途脱会の場合については、契約解除の一般原則に従つて座元との関係を解除するのが相当である。しかるに、未落札の中途脱会者も、各期日にその加入口数に応じた掛金を支払うとともに、落札者の入札金額に相当する割戻金を受領しているのであるから」、未落札口を承継した会員が中途脱会した場合において、満会時に返還を受くべき払込掛金は、被承継者の取得分を含む既受領割戻金を控除した残額であると判断されている。

以上のように、組合型模合の多くは権利能力なき社団として事実上の社会的実体が認められるのに対し、非組合型の場合、その多くは座元とメンバーとの間の一対一の契約関係であって、それらを束ねて一つの模合としてみるとみることができる。そのため、全体として一つの模合であっても、座元及び全メンバーの間には共同の事業のために組織体を構成する意思を認めることは困難であり、上記の通り、当該模合は多数の契約の「束」と考えることが妥当といえる。その結果、このような非組合型模合は権利能力なき社団ではないので、財産は座元及びメンバーの総有とはならない。各メンバーから払い込まれた金員は座元の事業

の財産に組み入れられ、管理されることとなるのが一般的と考えられる。

(3)非組合型模合と銀行業

刑事事件ではあるが、座元が非組合型の模合(講)を反復継続して行った場合、銀行法(旧相互銀行法、旧無尽業法)が禁止する「無免許での銀行業」に該当する可能性がある。

相互銀行法違反事件(札幌高判昭 32.8.20 判時 128 号 26 頁)は、「各無尽講の内容になる加入者の氏名、その加入口数、加入金額、その信用状態等を加入者に知らせないで、講元が自由に決定し、かつ講金支払の責任を負う旨を言明して加入をすすめ、講元に講金取立の権限が認められるばかりでなく、親取金や入札差金を取得し、落札人に対する每期所定の給付金をその責任において支弁する無尽講は、まさに講元が加入者との契約で権利義務の帰属者となる無尽講と推認しうるものであつて、これを目して講員相互の契約による頼母子講とは到底認めることができない」と判示している。

座元は、「本件各無尽講の損益の帰属者となり正しく営業無尽の営業者と同様の関係に立ち、営利の目的をもつて右掛金の受入れを反覆継続したものであるから」、本件講は「改正前の無尽業法第一条に規定する無尽及びそれと同一の内容をもつ相互銀行法第二条第一項に規定する相互銀行の業務行為に該当するもの」と判断された。

銀行法違反・相互銀行法違反被告事件(那覇地裁判平 7.7.11 判時 1567 号 150 頁)でも、「現行銀行法及び平成四年法律第八七号四条による廃止前の相互銀行法(以下「相互銀行法」という。)は、一定の期間を定め、その中途又は満了の時ににおいて一定の金額の給付をすることを約して行う当該期間内における掛金の受入業務を銀行業ないし相互銀行業と定め…、大蔵大臣の免許を受けた者でなければ、このような掛金の受入業務をすることができない旨規定している……が、右にいう掛金の受入業務は、掛金を出す者とこれを受け入れる者との対立する当事者関係の存在を前提としていると解される」とし、「これをいわゆる講(無尽)に当てはめた場合、講元が、一定の期間を定め、その中途又は満了の時ににおいて一定の金額の給付をすることを約して当該期間内における掛金の受入れを行い、他方、講員は、右約旨に基づいて掛金の払込をなして一定金額の給付を受けるというように、講元と講員との間には、個別契約に基づく権利義務関係(いわば縦の法律関係)は存在するが、講員相互間の権利義務関係(いわば横の法律関係)はなく、各講員が払い込んだ掛金は講元の単独所有となり、同人はもっぱら、自己の責任において給付金を支払って講を運営する等の事情があれば、これは、後述する組合型の講とは質を異にする、個別契約による非組合型の講であつて、このような個別契約による非組合型の講を反復継続して行った場合には、銀行法等の規制対象となるというべきである」と示している。

さらに、「沖縄において、従前から模合と称される金融が広く行われてきたことは公知の事実であるが、……典型的な模合は、相互扶助や親睦を目的とするものと認められるところ、これについては、いわゆる無尽講や頼母子講のうち、古くから庶民の金融手段として、講員の相互扶助、困窮者の救済等の共同の目的のもとに結成され、その加入者も親族、親友、職

場仲間等の人的あるいは地域的な関係の存在する閉鎖的なものである等の特徴を有するものと同様、法律的には加入者相互間に民法六六七条所定の組合契約又はこれに類似する契約が締結され、仮に講元が置かれる場合でも法律関係は講元と講員間の個別契約ではなく講元を含めた関係者全員の横の組合契約ないしこれに類似の契約が存するにすぎない組合型の講にあたるのであって、このような組合型の講は、銀行法等の規制を受けるものではない」とした。

本件模合の方法は、「組合型の講と認められる模合の場合と共通である」が、「本件模合では、(1)いずれの場合も座元となった被告人自身が、主として講員を勧誘・募集し、模合の座の日時・場所の決定、模合の掛金の徴収や落札者に対する模合金の支払は被告人が一人で行っていたこと、(2)各講員は、他の講員の氏名も知らないまま本件模合に加入しており、そのため掛金だけを届けさせるなどして実際に模合の座に出席しない講員も多く(講員の中には、顔見知りや親しい者がいるが、それは被告人が偶然そのような者を勧誘したからにすぎない。)、沖縄県中部一帯に居住する者が多いという以外には各講員相互間に格別の人的あるいは地域的な関係はなかったこと、(3)各講員は座元である被告人の個人的資力を信賴して本件模合に加入し、講員からの掛金の徴収が不能となって模合が途中で崩れた場合には座元である被告人が無条件でその講員の事後の掛金を負担することが暗黙の了解となっていたこと(現に模合が途中で崩れたため、被告人が落札未了の講員に対し補償を約したことがあった。)、(4)落札した講員に対する落札金の支払に際し、被告人は、模合当日に講員から徴収した掛金から支払うのではなく、第三者振出にかかる小切手で支払ったり、講員からの掛金の受入れに際し、これを講員の被告人に対する未収金債務と相殺する等の方法を用いている等の特徴があり、さらに、本件模合は、被告人が自己の生活資金を調達する目的で起こしたものであって、親睦ないし相互扶助的なものではないことも併せ考えれば、本件模合は前記組合型の講とは明らかに異なるものと認められる」とした。

したがって、「各講員相互間に格別の人的あるいは地域的な関係はなく、各講員は座元である被告人の個人的資力を信賴して、他の講員の氏名も知らないまま、本件模合に加入し、講員の掛金不払の際には被告人が自らその支払の責を負うことが約されていたこと等の事情に照らせば、本件模合は、人的あるいは地域的な関係が存在する者の間で、相互扶助等の共同の目的のもとに結成された組合型の講ではなく、座元と各講員との個別契約があるのみで、講員相互間に法律関係のない個別契約による非組合型の講であったというべきであり、被告人がこれを判示のとおり多数回繰り返し行っていたことは明らかであるから、被告人は反復継続の意思をもって個別契約による非組合型の講を行ったもの、すなわち、銀行法等に違反して銀行業及び相互銀行業を営んだものに外ならない」と判断され、懲役1年が言い渡された。

(4)まとめ

実際には、ある模合をその実態から組合型と非組合型に完全に峻別するのは困難である

が、メンバーの加入や掛金の取立に関して座元が権限をもち、座元の責任において給付を行う、または座元が利ざやを得ているといった業務性や営利目的を有しているような場合には組合性が否定されるようである。これらにあてはめると、親睦模合の多くは組合理型であり、金融模合の多くは消費貸借型であると考えられる。

ただし、ある模合の掛金を支払うために別の模合に加入していたり、別の模合でもメンバーが重複していたりと模合が連鎖状に行われている例も珍しくなく、トラブルが起こった際に、誰が関係者であるのか、誰がどこまでの責任を負うのかを明らかにするのが困難であることも少なくないようだ。

また、模合でトラブルが発生した際、警察や裁判所などの公的機関に頼らず、内々に処理されることも多い。模合のトラブルとしては、落札者がその後の掛金を支払わず、姿をくらませるとというのが代表的であると思われるが、公的機関に頼らない場合、座元が責任を負って支払う、もしくは残されたメンバーで損害を共同負担するという泣き寝入りか、逃げた者を見つけ出し実力行使で償わせるという自力救済が行われることが考えられ、前者2つが選択されることが多いようである。模合のトラブル処理については後述する。

第3節 沖縄の共同性と模合

1. 共同性を支える結合力

先行研究において着目されてきたのは、模合の結合力と沖縄の共同性である。

社会学者の波平勇夫は、模合の基本構造として、①相互扶助組織であること、②対等な個人の結合体であること(権利も義務も平等である)、③共同的行為が要求されること、④信用保証が前提になることから組織規模は小さい(小集団)こと、⑤私的領域(インフォーマル・セクター)で発達してきたことを挙げている⁵³。

都市社会学の鈴木広は、沖縄の模合を「金銭的に互いに助けあうことを通じて、より一層親密に結束する仲間的結合の慣行」にほかならないとした⁵⁴。また、模合の構造である水平的な結びつきが沖縄社会の基本原則であり、沖縄の模合は「人と人との横のつながりを補強するシステム」であると分析している⁵⁵。

⁵³ 前掲・波平(2001)、19頁。

⁵⁴ 鈴木広『都市化の研究 社会移動とコミュニティ』恒星社厚生閣(1986)、396～397頁。

⁵⁵ 前掲・鈴木(1986)、400、403頁。通常の模合グループの本質は、親密な結束を強めることであって、金融そのものは目的というよりも手段であり、結束にかかわり、模合を維持完

人と人を結びつける模様が維持されてきた要因としては、沖縄的性質、特にその共同体的性質が示されてきた。鈴木広は、「沖縄の歴史的特性の故に、それは本土とは自他ともに「異質」だと容易に認識しうるような社会文化的風土があり、好むと否とにかかわらず、日本の中の異国といった印象・自意識がある事実は否定しうるべくもない」として、日本における沖縄の特殊性を位置づけ、沖縄社会を日本本土とは異なる時間感覚・空間感覚をもった「自閉的な特殊主義的なシマ共同体からなるモザイク的集積」であるとした⁵⁶。

これを受けて社会学者の谷富夫は、こうした沖縄の風土に適応した特徴的な生活様式や集団構造であるところの「沖縄的なもの」とは、「ゲマインシャフト的第一次集団の行動パターン」であると定義し、これを構成するのは、所与の条件と各自の力量に応じた「手職(資格や技術のこと)」の獲得の意志および能力である「自力主義」、自己の生活にある程度犠牲にしても家族規範に従う行動様式である「家族主義」、家族を含むもっと広い範囲の第一次集団内での相互扶助の原則である「相互主義」の3要素であるとした⁵⁷。沖縄で現在も盛んに行われている模様についても「沖縄の相互主義を象徴する伝統的慣行といってよい」と位置付けている⁵⁸。

2006 年に実施された沖縄総合社会調査⁵⁹では、那覇を中心とする都市エリアで地域の団

結することが共同体成員たる者の貴重な資格として位置づけられていることを指摘している。

⁵⁶ 前掲・鈴木(1986)、391 頁。その歴史的特性として、一見全く違った外国語のように聞こえる沖縄方言、近世・近代の抑圧の歴史と屈折した日本＝沖縄関係意識、日本唯一の凄絶な地上戦が展開され大量の死者を出したという経験、米軍基地の多くが沖縄にあり沖縄経済と強くかかわりをもちながら一部の県民から意識として拒否されているというアンビヴァレンス、工業化・産業展開の条件が乏しく全般的に貧困であることなどを挙げている(392 頁)。

⁵⁷ 谷富夫「沖縄的なものを検証する」谷富夫、安藤由美、野入直美『持続と変容の沖縄社会 ―沖縄的なものの現在―』ミネルヴァ書房(2014)、7～8 頁。詳細は、谷富夫『過剰都市化社会の移動世代——沖縄生活史研究』溪水社(1989)、292～303 頁。家族主義が片務的關係(犠牲)を特徴とするのに対して、相互主義の原則は双務的であるとされている。

⁵⁸ 前掲・谷富夫(2014)、14 頁。自営業・自由業者の模倣加入率が高いことから、中小零細業主のゲゼルシャフトたる銀行の非親縁性の裏返しとして、地下経済的性格の模倣との親縁関係を指摘している(15 頁)。

⁵⁹ 沖縄総合社会調査 2006 は、琉球大学法文学部教授の鈴木規之を代表とする沖縄総合社会調査委員会によって沖縄本島の中南部 17 市町村在住の 20～64 歳男女を対象に実施されたもので、分析結果については川添雅由、安藤由美「沖縄都市における地域生活と社会参加」安藤由美、鈴木規之編『沖縄の社会構造と意識：沖縄総合社会調査による分析』九州大学出版会(2012)、136～138 頁を参照。

体等への加入状況をたずねた結果、全回答者の 79.9%が何らかの団体等に自主的に加入しており、最も多い回答は「模合」の 40.9%であった。男女別にみても、男性が 43.5%、女性が 38.4%とともに最も多く、年代別にみても占有率に差はあるものの、20～60 代の各年代で 1 位を占めていることが示された。この調査結果を分析した社会学者の川添雅由、安藤由美は「とりわけ 40 歳代以上の模合や自治会といった地縁もしくはパーソナルな関係を基軸にした基礎的な集団への参加が顕著であるという行動様式と意識は、地理的景観や職業構造が産業化している 21 世紀初頭の沖縄都市においても、依然ゲマインシャフト的な共同態モザイクが基礎的な社会関係として機能していることを示唆している」と結論づけている⁶⁰。

2. 自明性の減退と戦略としての選択

沖縄社会に現在まで残る地縁血縁に基づくシマ共同体的結びつきが模合の結合力を支えていると考えられている一方で、この共同体的結びつきが自明性を失いつつあることを指摘する研究もある。

社会学者の二階堂裕子は、模合の機能として資金調達的手段や、拘束性を備えた交流の継続による親密な関係の強化を挙げた上で、模合は「ゲマインシャフト的第一次関係的世界」を前提としつつも、「その絆を恒久的に維持し、さらに発展させるために編み出されたシステムに他ならない」としている⁶¹。模合が組織される背景には「社会の流動化やネットワーク化がもたらすゲマインシャフト的第一次関係の断絶や希薄化への危惧、もしくは抵抗感が存在している」ことを指摘し、「現代における社会関係が変容する中で、こうした社会変動に抗い、人々が取り結ぶ絆を恒久的に維持・発展させるために、模合というシステムの導入が図られ、最大限に活用されていると捉えることができるだろう」としている⁶²。

既存のつながりを維持するだけでなく、新たな人的ネットワークの構築のために模合が役立てられることもある。

「沖縄の飲食業で働く若者たちと地元つながり文化」について分析した上原健太郎は、サービス業に従事する者は、生活時間のズレにより、これまで達成されていた地元メンバーとの場所・時間の共有が難しくなるが、飲食業に従事し、模合を自らの店で開催することで生活時間のズレという課題を抱えたままでも、場所・時間・金銭の共有を可能にしている点を

⁶⁰ 前掲・川添・安藤(2012)、146～147 頁。

⁶¹ 二階堂裕子「ウチナーンチュの生活世界」谷富夫、安藤由美、野入直美『持続と変容の沖縄社会 ―沖縄的なものの現在―』ミネルヴァ書房、(2014)、71～72 頁。

⁶² 前掲・二階堂(2014)、80 頁。

明らかにした⁶³。

また、宿泊・飲食サービス業に従事する人々の多くは、中卒、高卒、専門卒といった非大卒層であり、沖縄ではその傾向がより顕著であることが示されているが⁶⁴、上原は学歴や経済資本に乏しい若者集団が、商業エリアにおいて居酒屋を経営する様子を観察し、こうした人々にとって人とのつながりは資源として捉えられていることを示している⁶⁵。

若者集団は、既存の地縁・血縁ネットワークを活用するだけでなく、新規客獲得のため模合やイベントを通じて新たなネットワークを創造しようと試みており、彼らを取り巻く人的ネットワークは分かちがたく結びつき、相互に支えあうような関係性が構築されている。こうした互酬的な関係は、既存の地縁・血縁ネットワークにとどまらず、都市において新たに掘り起こされ、維持されてきた同業者や客とのネットワークにおいても確認できることが示されている⁶⁶。

シマ社会における地縁血縁に基づく強固な共同体的結びつきが自明のものではなくなりつつある現在において、つながりを求める人々により伝統的な共同体の維持や新たな人的ネットワークの構築のための戦略として模合が選択されているのかもしれない。

第4節 本論文の構成

第1章では、模合に関するインタビュー調査をもとに、沖縄社会において模合が担っている経済機能と親睦機能、およびトラブル発生時の処理とそこで働く規範について、歴史的背景を含めて検討する。

第1節では、戦後の米軍統治下で近代的な金融制度へのアクセスが困難であった庶民や中小企業の資金調達手段として模合が広く利用され戦後沖縄の復興を支えていたこと、および経済的な機能の大きい模合の特徴を確認する。第2節では、現在主流となっている親睦機

⁶³ 上原健太郎「沖縄の飲食業で働く若者たちと地元つながり文化」谷富夫、稲月正、高畑幸『社会再構築の挑戦 ―地域・多様性・未来―』ミネルヴァ書房(2020a)、187～188頁。

⁶⁴ 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」(2017)から上原が作成した、学歴構成比によると、宿泊・飲食サービス業における学歴構成比(全国)は、非大卒者の割合は、全産業で59.7%、宿泊・飲食で75.9%、大卒者の割合は、全産業で40.3%、宿泊・飲食で24.1%である。沖縄では、非大卒者の割合は、全産業で67.4%、宿泊・飲食で78.1%、大卒者の割合は、全産業で32.6%、宿泊・飲食で21.9%となっている。前掲・上原(2020a)、178頁参照。

⁶⁵ 上原健太郎「没入 ―中間層の共同体」岸政彦、打越正行、上原健太郎、上間陽子『地元を生きる 沖縄の共同体の社会学』ナカニシヤ出版(2020b)

⁶⁶ 前掲・上原(2020b)、241～245頁。

能の大きい模合における人間関係を整理したうえで、メンバーを拘束する模合がなぜ人々に「口実」として選ばれているのかを分析する。第3節では、模合において持ち逃げや不払いのトラブルが発生した際にどのような処理が行われるのかを見ていく。経済と親睦のどちらの機能が大きいのかによって座元の補償責任は異なるが、ほとんどの場合、内部で処理されるため公的な機関による解決は求められない。そこでなされる補償と制裁、それを支える規範について明らかにする。

第2章では、沖縄以外の地域に居住する沖縄系移民と模合についてみていく。沖縄は、19世半ばの琉球処分以降、国内外に多くの移民・出稼ぎ労働者を送り出しており、移民先に定住して数世代を経た者も少なくない。沖縄系移民のコミュニティにおいて、模合はどのように維持され、もしくは変化しているのだろうか。移民社会の模合の状況を調べるために、国内で最大の出稼ぎ移住先である大阪市大正区およびその周辺地域、国外の最大級の移民先の一つであるハワイについて、それぞれインタビュー調査を実施した。

大阪とハワイにおける沖縄出身者を取り巻く社会状況とその変遷について確認したうえで、かつて行われていた模合と現在行われている模合の変遷をたどる。沖縄系住民コミュニティにおける模合の有り様から、世代ごとに異なる沖縄との関わり方や沖縄系団体との遠近関係のなかで模合が担う役割や意味、模合を通じて形成される沖縄出身者たちのつながりやアイデンティティについて分析する。

第3章では、沖縄における近代化のなかの共同性と模合の選択について考察する。第1節では、沖縄社会において、特に戦後の米軍統治から日本復帰を経て現在に至るまでの混乱と発展のなかで模合が担ってきた社会的機能について確認し、第2節では、模合と沖縄の共同性がどのように関わってきたのか、現在の模合によるつながりは人々に何をもたらしているのかについて分析する。そして、第3節では、沖縄の人々が現在まで模合を選択し続けることの象徴的意味について考察し、近代化と社会の変動の中で、沖縄らしさと結びついた模合が沖縄の伝統的な慣習としての意味をもつに至った過程を明らかにする。

終章では、模合の理論的分析を通じて沖縄社会における共同性創出の在り方を提示する。慣習や伝統の選択による共同性の創出は、近代化における個人化や流動化に対する抵抗として捉えられることを示したい。

なお、本論文では、模合の具体的事例をみるために、2021年から2024年にかけて行った社会調査により得られた事例を用いる。沖縄における模合については沖縄本島および宮古島、国内外の沖縄系移民のコミュニティにおける模合についてはハワイ、大阪・兵庫において実態調査を行っており、主な方法は自由面接法による聴き取り調査である。本論文で用いる調査協力者の氏名は全て仮名、店名や一部の地名なども仮名である。

第1章 沖縄の模合

本章では沖縄県内で行われている模合の実態について、経済機能、親睦機能、トラブル処理の面から分析する。

沖縄の模合については経済的機能の大きい模合を金融模合、親睦的な機能の大きい模合を親睦模合と分類して論じることが多いが、模合において2つの機能は切り離せず、それぞれの目的に合わせて多様な形態をとる⁶⁷。典型的な模合の例としては、友人知人同士で12人のグループをつくり、月に一回の飲み会で全員が1万円を支払い、毎回一人が総額の12万円を受け取るという流れを12回繰り返して1年間で一巡して終了というものである。終了後も同じメンバーで一連の流れをくり返し、同じ模合が長年継続されることも多い。共通の目的のために毎回徴収した金を共同で積み立てたり貯蓄したりするものもある。

沖縄における模合の普及率は高く、2016年に実施された琉球新報県民意識調査⁶⁸では、模合への参加状況を尋ねた結果、「している」と回答したのは全体の42.9%、「以前はしていたが、今はしていない」は17.9%であった⁶⁹。男女別では、男性で「している」が42.2%、女性で「している」が43.6%となっている。年代別では、20代が22.5%、30代が49.7%、40代が50.3%、50代が55.7%、60代が49.4%、70代以上が28.8%である。地域別では、「している」が最も多かったのは本島中部で46.5%、本島北部の43.2%、本島南部の41.8%、宮古の40.8%、八重山の27.1%と続く。

2021年の同調査では、模合に「参加している(コロナ禍で休止中の模合を含む)」と回答した割合は全体の28.6%まで減少し、「以前はしていたが今はしていない」は17.8%となっている。若年層ほど参加率が低く、20代は12.0%、30代は16.7%である⁷⁰。

2020年4月には三密を避けるため模合を控えるよう沖縄県医師会や県知事からの呼びかけがあり飲食店の営業規制もあったため、コロナが収まるまで中断、休止した模合も多かったようである。そのまま終了して解散する模合もあったようだが、コロナ禍が明けたので模

⁶⁷ 波平勇夫によると、親睦模合の目的は「会員の親睦(共同性の確認)および相互扶助(特に冠婚葬祭)」であり、金融模合の目的は「貯蓄と副次的には親睦および相互扶助」であるとされ、現在の沖縄では親睦模合が多いといえるが、両者は相互補完的であり必ずしも明確に区別できるものではないとしている。前掲・波平(2001)、14頁。

⁶⁸ 沖縄県内に居住する20歳以上の男女を対象とした琉球新報社による調査。調査結果については琉球新報社編『2016 沖縄県民意識調査報告書』新星出版(2017)参照。

⁶⁹ 全体での「している」の割合は初回調査の2001年で41.5%、2006年で45.2%、2011年で41.6%となっている。

⁷⁰ 琉球新報『『しまくとうば話せる』25% 5年で15.8ポイント減 泡盛好き、模合参加も減少<復帰 50年・琉球新報県民意識調査>」公開日時 2021年12月31日、(<https://ryukyushimpo.jp/news/entry-1447828.html>)

合を再開した、新しく始めたという話も聞かれる。一方で、若者の模合離れも進んでいることがうかがわれるためコロナ禍が落ち着いた今後の調査結果に注目したい⁷¹。

模合の具体的事例をみるために、筆者が2021年から2024年までに沖縄で行った聞き取り調査で得られた資料を用いる。聞き取り調査の協力者は以下のとおりである(全員仮名)。

①金城 60代男性、那覇市出身、飲食店経営者

a：同じ高校出身者の模合(月一、掛金1万円、親睦・資金調達)

b：高校の同級生の模合(月一、掛金1万円、親睦・経営戦略)

c：兄の会社の模合(月一、掛金2万円、親睦・経営戦略)

d：小学校の同級生の模合(月一、掛金1万円、親睦・経営戦略)

②田中 40代男性、県外出身、教員

飲食店の常連客達との模合(①aと同じ)(月一、掛金1万円、親睦)

③新垣 60代男性、那覇市出身、事業経営者

a：仕事仲間の模合(月一、掛金2万円、親睦)

b：事業者同士の模合(月一、掛金50万円、経済・経営的利益)

④又吉 50代女性、宜野湾市出身、会社員

大学の同級生の模合(月一、掛金3000円、親睦)

⑤玉城 40代男性、名護市出身、会社員

高校の同級生たちの模合(月一、掛金1万円、親睦)

⑥上原 40代男性、沖縄市出身、会社員

a：組合執行部の模合(不定期で2、3か月に1回、掛金2万5000円、経済的相互扶助?)

b：地元の友人との模合(月一、掛金1万円、旅行の積み立て・親睦)

c：社会人サッカーチームの模合(月一、掛金4、5000円、活動費の徴収)

⑦島袋 70代男性、名護市出身、元銀行員

a：元職場の模合(月一、掛金7000円、親睦・旅行の積み立て)

b：大学の同期の模合(2か月に1回、掛金5000円、親睦)

c：通りの模合(月一、掛金1万円、親睦・行事についての話し合い)

⑧伊波 50代男性、那覇市出身、会社役員

仕事関係者の模合(月一、掛金1万円、業者間の親交・経営的利益)

⑨内間 30代男性、南風原町出身、公務員

中学の部活仲間の模合(月一、掛金1万円、親睦)

⁷¹ コロナ禍と模合についての調査として、平野(野元)美佐『沖縄のもあい大研究 模合をめぐるお金、助け合い、親睦の人類学』ボーダーインク(2023年)、240～251頁。

- ⑩津波古 50 代女性、那覇市出身、会社役員
 中高の同級生の模合(月一、掛金 5000 円(口座に積み立て)、親睦・旅行の積み立て)
- ⑪真栄田 60 代男性、沖縄市出身、会社役員(元銀行員)
 高校の同級生の模合(月一、掛金 1 万円、親睦)
- ⑫知念 60 代男性、那覇市出身、医師(在那覇フランス名誉領事)
 フランス関係者の模合(月一、掛金 1 万円、親睦)
- ⑬宮里 50 代男性、那覇市出身、会社員
 高校の同級生の模合(月一、掛金 1 万円、親睦)
- ⑭平良 60 代男性、宮古島市出身、非常勤職員
 a：高校の同級生の模合(月一、掛金 1 万円、親睦)
 b：友人同士の模合(月一、掛金 1 万円、資金調達・親睦)
 c：友人 3 人の模合(月一、掛金 5000 円、親睦)
- ⑮照屋 60 代男性、那覇市出身、事業経営者
 高校の同級生たちの模合(月一、掛金 1 万円、親睦)
- ⑯誠治 70 代男性、宮古島市出身、事業経営者
 事業者同士の模合(月一、掛金 10 万円、)
- ⑰良美 70 代女性、宮古島市出身、元教員
 a：高校の友人たちの模合(月一、掛金 1 万円、親睦)
 b：元教員同士の模合(月一、掛金 1 万円(1 年間の積み立て)、親睦)
- ⑱当山 60 代女性、宮古島市出身、非常勤職員
 親から引き継いだ地域の模合(月一、掛金 1 万円、親睦)
- ⑲高江洲 20 代女性、Y 村(沖縄本島南部の離島)出身、学生
 両親(50 代、Y 村出身、農業)がやっている模合
 a：同級生の模合(月一、掛金 1 万円、親睦)
 b：親族の積み立て模合(月一、掛金 5000 円(うち 3000 円は共同貯蓄、2000 円は祖父の
 介護費用として積み立て)、共同貯蓄)
 c：同業者の模合(月一、掛金 1 万円、親睦)
 d：地域の模合(月一、掛金、親睦)

第 1 節 経済機能

1. 戦後における金融機関との距離

1948 年、米軍政府により中央銀行的性格をもった琉球銀行が発足し、沖縄における統一的な金融機構が樹立されたが、日本銀行から資金を得ていた琉球銀行は、資本集約的な計画を促進していたため中小企業に貸付を行うことはほとんどなく、貸付要件が厳しかったため庶民が貸付を求めて利用することも難しかった。そのため、人々は模合や無尽会社である沖縄無尽や那覇無尽を利用して資金を調達していた。

琉球銀行調査部は、通貨がドルに切り替えられた 1958 年から日本へ復帰する 1972 年までの沖縄の金融構造の特徴の一つとして、模合が企業の資金調達上大きな役割を果たしていたことを挙げている⁷²。沖縄における 1965 年の個人の金融資産保有形態の構成比は、間接金融 64.7%、特殊な直接金融(模合)23.6%、直接金融 7.7%である⁷³。模合の加入動機としては、親睦が 33%、資金調達が 21%、利殖が 20%などであり、また、模合資金の使途としては、生活上の消費資金が 40%、事業資金が 18%、借金返済が 9%などとなっている。

「沖縄は本土に比べて個人貯蓄の割合が異常に高い反面、企業の資金留保はきわめて貧弱であった。これに対し、資金需要という点では政府の比重が低い反面、企業のそれは本土に比べて大きなものがあった。これは、貯蓄性向の高い個人部門ではより大きな資金余剰が生まれ、投資性向の高い企業部門ではより大きな資金不足に悩まされていたということを意味するものであった。資金需要の旺盛な企業部門は、直接的、間接的な金融をとおして個人部門の余剰資金を利用し、その不足を埋め合わせていた」⁷⁴とされている。

調査当時の 1965 年においても、模合の加入動機として資金調達が 21%、利殖が 20%と経済的な動機が占める割合が比較的高い。銀行を利用しにくい中小企業や庶民が、資金調達のために模合を利用し、そこに利殖を目的とする人々が参入していたと考えられる。戦後は、利殖を目的とした高額の金融模合が増えたため、模合の掛金を払うために別の模合が次々に起こされ、これが連鎖的に崩れて自殺者や県外への逃亡者が出るゴロゴロ模合騒動が何度も起こっている⁷⁵。一つの模合が崩れると交錯的に組織された模合が連鎖的に破綻していく様子を石垣がゴロゴロと崩壊する様子にたとえてゴロゴロ模合といい、戦時頃はこちらの繊維にたとえファイバー模合と呼ばれたという⁷⁶。

また、当時で模合の加入動機として親睦が 33%であることも注目に値する。模合資金の使途として生活上の消費資金が 40%を占めているのをみれば、親睦を主目的とする模合で受領した金を生活費などに充てるということが一定程度行われていたと考えられる。模合

⁷² 琉球銀行調査部『戦後沖縄経済史』琉球銀行(1984)、1194～1196 頁。

⁷³ これに対比されている 1963 年の本土における個人の金融資産保有形態の構成比は、間接金融 70.8%、直接金融 24.0%、特殊な直接金融(頼母子講) 4.5%である。

⁷⁴ 前掲・琉球銀行、1194 頁。

⁷⁵ 波平勇夫「宮古の模合」宮古の自然と文化を考える会編『宮古の自然と文化第 2 集』ボーダーインク(2008)、150 頁。

⁷⁶ 『青い海』11 巻 5 号、青い海出版社(1981)、44～45 頁。

は経済的な必要に迫られて行われていただけでなく、親睦の機能に対する需要もある程度あったといえることができるだろう。

民衆による講の実践における「相互扶助」の思想を分析した日本政治思想史学者のテツオ・ナジタは、戦後の沖縄の模合について、「模合へ加入することは、平等主義の重要性や「横の社会」すなわち対等な社会の理想を肯定する民主主義の実践のひとつと考えられている。また、地域や地元の経済と中央集権的な国家経済とが乖離している社会経済に問題があることを想起させるものでもある。」と述べている⁷⁷。

近代的な金融機関が庶民にとって利用できるものではなかったために、沖縄の人々は模合を利用することで経済的な相互扶助を可能とし、これにより事業資金や生活費を調達して戦後の復興期を乗り越えていたといえるだろう。

日本復帰直後に、沖縄振興開発計画の一環として沖縄開発庁沖縄総合事務局が貯蓄動向と資金調達の両面から模合の実態を調査した『沖縄の模合実態調査』⁷⁸では、沖縄全域の貯蓄保有世帯のうち、模合貯蓄の保有世帯割合は、全県平均 48.6%とかなり高く、銀行預金(54.5%)に次ぎ、農漁協預金(37.5%)を上回っている。

調査時点で、「模合に加入している」と回答があった世帯割合は 61.0%で、地区別では、本島南部が 68.9%で最も高く、最も低い本島中部でも 58.3%であり、都市部である那覇でも 58.8%である。模合の加入理由別回答数を加入世帯の割合で見ると、「親睦のため」が 48.6%、「相互扶助のため」が 36.0%で、「簡単に資金調達ができるため」が 29.0%、「貯蓄のため」が 24.2%である⁷⁹。

那覇を中心とする都市圏での模合の加入状況は、事業所の 56.2%、農家の 55.4%が加入しているとなっている。加入理由としては、事業所の場合、「親睦」が 46.4%、「事業資金調達」が 33.3%となっており、農家の場合、「親睦」が 38.9%、「貯蓄」が 24.8%、「住宅資金調達」が 16.8%を占めている。

復帰直後には約 6 割の世帯が模合に加入しており、経済と親睦双方の需要があったことがわかる。この頃には、模合から得る利ぎやで生計を立てる者もあり、こうした模合業者の

⁷⁷ テツオ・ナジタ著、五十嵐暁郎監訳、福井昌子訳『相互扶助の経済 無尽講・報徳の民衆思想史』みすず書房(2015)、295 頁。

⁷⁸ 沖縄開発庁沖縄総合事務局『沖縄の模合実態調査』(1974 年)、調査時期 1973 年。

⁷⁹ グループの構成は、「親せき・知人・友人」が 55.5%と最も多く、次いで「近所の人達」が 44.0%、「職場の人達」が 14.2%、「同郷の人達」が 9.4%、「同業の人達」が 8.5%となっている。模合金の使途(現在加入している模合の給付を受けた世帯のみの回答割合)では、「借金返済」が 22.4%、「生活費」が 21.3%、「住宅資金」が 19.5%、「事業資金」17.0%、「預貯金等」が 16.6%、「耐久消費財(自動車、電化製品等)の購入」が 13.2%、「結婚・教育・医療資金」が 10.3%と使途は多様である。

模合に事業者が参加して資金調達を行うという一種の高利貸しが行われていたという⁸⁰。

終戦から日本復帰までの間の模合に関する資料は乏しいが、どのように模合が利用されてきたかを断片的にうかがうことができる。

戦後の生活についての体験談がまとめられた沖縄タイムス社編『庶民がつづる 戦後沖縄生活史』⁸¹によれば、戦後は模合で資金をつくり家を建てるが多かったらしく、家畜の購入、銀行への返済や住宅購入資金の備蓄、事業資金のためなどに模合を利用していた経験が語られている。

「あの時代といえば、どの家庭でも生活資金に余裕がなく、模合を当て込んでの借り貸しであり、これを落とすのに必死となった。それも掛け模合は預金同様に楽しいものだが、受け取った後の送り模合はつらく、模合が終了するのが待ち遠しくなる。模合は楽しさと苦しさのリレーする、生活ゲームといえよう。(67歳男性、那覇市)」というように、戦後の模合は生活のための経済的な需要が大きかったようである。

次第に金融機関が発達し、経済的に豊かになった1990年代にも模合が受け継がれていることについて、編者は「資金の調達という意味合いよりも、親しい者どうしが定期的に集まる根拠」になっており、「人と人との結びつきの手段として」模合が存在価値を保っているとしている⁸²。

2023年に刊行された、戦後の沖縄を生きてきた人々の生活史をまとめた石原昌家・岸政彦監修、沖縄タイムス社編『沖縄の生活史』にも模合に関する語がある⁸³。

復帰当時、糸満市に住んでいた男性(72歳)は農業を営む親が模合をしていたという。

「復帰前のおじいとおばあは農業の経営も大変だったと思うよ。牛小屋を改修する費用を工面するにあたって、お父さん(語り手)の記憶だけど、親戚同士で集まって模合で大きい金額で資金調達してやっていたことを覚えている。当時は金融機関から調達するのは大変だったと思う。復帰の四、五年前のお父さんが小学一、二年の頃だったように記憶している。おじいとおばあだけでもなく、周囲の親戚のみんなも模合、昔はユデーと呼んで、寄り合いのことね、資金調達の手段として活用していた。ちなみにおじいが話してたけど、模合で八〇ドル調達したと話していたのを記憶している。(牛小屋改修で)今の円換算だと、八〇ドル

⁸⁰ 安仁屋政昭「模合を業とする人びと」『青い海』11巻5号、青い海出版社(1981)、10～25頁、喜友名朝夫「崩れた沖縄市商店街の大口模合」同書、25～33頁。

⁸¹ 沖縄タイムス社編『庶民がつづる 戦後沖縄生活史』沖縄タイムス社(1998)、284～289頁。1994年9月～1995年8月に「戦後五〇年特集・読者がつづる半世紀」として連載されたもの。

⁸² 「その意味では、模合は沖縄の非近代性のひとつといえるかもしれない。確立した個の集まり以前に、集まることによって初めて個として生きられる。そうした模合の意義は、世代を超えてなお力を発揮している。」と述べている。前掲・沖縄タイムス社編(1998)、284頁。

⁸³ 石原昌家・岸政彦監修、沖縄タイムス社編『沖縄の生活史』みすず書房(2023)

は一四〇円かけて……一万一二〇〇円か。また、復帰前は一〇〇〇ドル家は豪邸だったという話をしていた。今の換算だったら一四万円くらいだけど……。」⁸⁴

那覇市で飲み屋を営んでいた女性(77 歳)は、復帰当時は生活するだけで精一杯だったが模合を利用することで借金をつくらずに済んだという。

「あの当時はね、地域的な人たちが模合するでしょ。その模合をやってそれで回していたからできたんであって、借金しないで済んだのは、そういうのがあったから。結局、模合を取って、また結局ほら月賦で払っているようなものでしょ？ そういうのを取って、何か所かもう付き合いであっちもこっちも入れられるわけ。で、そういうところ入れて、模合やって、それを回してやっていたから借金しないで済んだと思う。生活はそんなに楽ではなかったけど、人に迷惑かけないで生活できたってことは、そういうので回してきたから、やってきたと思う。」⁸⁵

沖縄市のコザで洋服店を営んでいた女性(87 歳)は模合の持ち逃げも経験している。

「模合もやっていた。うちは払わない人がいて、自分で弁償しないといけないわけさ。三〇ドル、ドルの時代だから。一五名ぐらいいたらいくらかな？ 四五〇ドル。これだけ取ってから。持ってこない、もう逃げた人があるわけさ。四五〇ドルは大金。知らない人入れたら大変。家分かる人だったら家まで行けるけど、もう全然知らない人。自分で弁償したことある。三〇ドルも余分に払わされたさ。自分が使いたい時は、「模合起こすけど入らないねー」ってみんな呼びかけるわけさ。三〇ドルとか、二口とかって入って。」⁸⁶

仕事や生活のための資金調達を目的として模合が利用されていたようで、経済機能への需要が大きく、生活に深く関わるものであったといえるだろう。

・沖縄銀行の模合調書

1973 年に沖縄銀行に入行した島袋さんによると、入行したところには貸付の際の調書に、資産として掛け模合(受領前の掛金を支払っている状態の模合)、負債として送り模合(受領後の返済をしている状態の模合)、それぞれの座元、人数を記載する欄があったという。さらにこれとは別に、「模合調書」に座元やメンバーの氏名、開催日時を記載していたというが、平成初期頃に模合調書はなくなったという。

海洋博が行われた 1975 年頃が模合の一番ピークだったそうで、事業者による掛金 100 万以上の模合は珍しくなかったという。当時、島袋さんは本部支店と名護支店に勤めており、高額と同額小切手を複数持ち込む人がいると模合をしているとすぐにわかるため、模合のメンバーを聞き出し、未受領者に電話をかけて受領したら預金するよう勧誘していた。小切

⁸⁴ 前掲・沖縄タイムス社編(2023)、31～32 頁。

⁸⁵ 前掲・沖縄タイムス社編(2023)、438～439 頁。

⁸⁶ 前掲・沖縄タイムス社編(2023)、222 頁。

手の支払い用当座預金が残高不足であるような顧客が模合に入っている場合は、模合の内容や状態を確認し危険だと判断すればこれをやめるよう助言することもあったという。

また、当時は日直宿直があり、模合金を回収しに来るよう呼び出されて鞆をもって集金に行くこともあったという。

「夜中の 8 時 9 時から電話くるわけよ、模合取ったから集金に来なさいと。土日ですよ、1 人もう誰もいない。鍵閉めて回収して、金庫、金庫も開けられないから、もうあのちり箱の中に隠してから(笑)。もう次のあの役席が出勤するまで、ずっと置いてってよ。もう金額はもう 1000 万とか 800 万とかあった場合には、もう、もう大変だから、もう支店長代理に 9 時、土曜日、日曜日ですよ、電話して『え、模合金 1000 万あるけど、もうこれ怖いから金庫に入れてちょうだい』って呼び出しですよ。もううちに(笑)。ああいうのも結構最初のころはありましたよ。また一緒に行って、もう回収すると言ってるけど、あんたも飲みなさい食べなさいしてから、当時まだ酒気帯びは大丈夫で。だからもう酔わない程度に飲んで(笑)。最初の頃はそんな感じでした。」

模合で資金調達が行われ、この受領金を銀行員が回収しに行くということがなされており、当時は銀行業務にも織り込まれるほど模合が一般的であったと同時に、少なくない人々にとって模合が身近な金融であり、銀行は預金のために利用する二次的な金融機関であったといえるかもしれない⁸⁷。

戦後は銀行を利用できない庶民のための金融として模合が人びとの生活を支えていた。

金融機関が発達してきたことで次第に模合の経済機能に対する需要は減少してきているとはいえ⁸⁸、2 で述べるように現在でも模合の経済機能が活用されている。

2. 経済的な模合の特徴と関係性

⁸⁷ バブル期に、模合の高額の受領金を銀行員が預かりに来ていた話は、前掲・野元(193 頁)でも確認されている。

⁸⁸ 文化人類学の卒業論文で模合を分析した古波倉由利子が、1982 年に那覇市で実施した面接調査では、被調査者 46 人から収集した模合事例 92 例のうち、親睦模合が 62 例で 67.4%、資金調達模合が 29 例で 31.5%を占めており、「純粋な相互扶助機関であった模合は、戦後親睦的要素を強く加味してきている。」と分析されている。親睦模合のメンバーの関係性は、同業者・仕事上の関係が 25.8%、同期生が 21.0%、友人・知人が 21.0%、近隣が 11.1%、親類が 9.7%、同好会が 4.8%、その他が 6.4%となっている。古波倉由利子「沖縄経済の基層 ―模合について―」沖縄文化編集所編『沖縄文化』第 19 巻 2 号(通巻 60 号)(1983)、54～68 頁。

経済機能の大きい模合の特徴として、メンバー間のつながりが比較的薄いこと、座元の経済的責任能力が重視されること、比較的短期間で解散する傾向にあることが挙げられる。

照屋さん(⑮)は、35 年ほど前に宮古島に移住してきてからいくつも模合を経験してきており、銀行から融資が受けられなかったときでも模合で資金を調達し自身の会社を維持できたため、模合には助けられた、良い慣習であるという思いがある。

「やっぱり銀行ってほら、金貸すにも相当難儀しないといかんでしょ。書類を集めたりなんやかんや、やっていて、挙句の果ては貸すことができないとか言われたら、もうそれはもう大変なことになるから。」

「それ(模合と銀行との関係)はもう絶対大きいですよ。銀行がすんなりね、その事情を理解して助けてくれたら前向きに、もやいななんてやっぱりね、やらなくてもいい状況っていうのが発生するわけだから、そういう意味では非常に金融機関の対応もね。」

銀行から貸付を受けるのは手続きが面倒くさく、断られる場合もあるため、模合は時には損をする場合もあるが、それ以上に必要な時に金が工面できるという利点が大きいという。子どもの学費の工面でも模合を利用していたらしく、模合の経済的な機能を活用してきたといえる。ある程度高額な模合は座元の信頼がないと成立しないといい、加入する際にはこれまでの付き合いから座元が信頼できるかを見極めるという。持ち逃げなどのトラブルに何度か巻き込まれた経験もあるが、現在ではこうした金融としての模合には参加しておらず、長年継続している同窓とのお付き合い模合に参加しているという。

新垣さん(③)は、30 年以上前のバブル期に、同級生の金融業者が座元となっている事業者同士の模合に参加していた。座元の兄から自分が保証人になるのでこの模合に入らないかと誘われ、この兄がしっかりした人であり責任をもつと言うので加入したという。メンバーは事業者 15 人で、うち 4 人は新垣さんの知り合いであったが、他は座元の知人で新垣さんはあまり知らない人たちであったという。月一で開催され、掛金は 50 万円、入札方法は希望者が白紙に利子の額を書き込み、高額で落札した者がその場で他のメンバーに利子を支払うというものであり、11 万の利子をその場で払っていく人もいたという。新垣さんは利殖を目的に加入しており、元金は事業資金に回していたという。

受領額 750 万円と高額であり、事業者同士が資金調達や利殖を目的として行う経済的な機能の大きい模合である。自営業者である新垣さんも事業資金の運用と利殖を目的に参加しており、私的な金融としてこの模合を利用していたといえる。ただ、こうした高額の模合では持ち逃げや滞納のリスクも伴い、高額の利子が得られる反面、高額で落札する者は資金繰りに窮している可能性が高くリスクも高まる。信用できる座元であることが重視されているようで、金銭トラブルが生じた場合でも責任をもって補償してくれる座元であろうと見込んでメンバーは模合に加入している。座元とメンバーたちの既存のつながりを基にした模合ではあるが、メンバー同士のつながりは比較的薄く、親睦は目的とされていない。銀行から融資してもらうことが難しい者たちの資金調達とそれを利用した利殖を目的とする者たちによる経済機能に特化した模合といえる。この模合は滞納者が逃げてしまったため、3

年半ほどで解散している。

文化人類学者の平野(野元)美佐によると、高額の場合ほどメンバー間の絆は薄い傾向にある。親睦模合の仲間に比べ、メンバー同士がそれほど親しくなく、「親睦模合は親しい人と集まるために毎月模合をする(お金を集める)が、金融模合は毎月お金を集めるために人を集める傾向にある。つまり、人柄や親しさよりも、支払い能力によって人を集めることになる。」といい、高額模合では責任者である座元の役割が重要であり、参加者はメンバーの素性より座元への信頼によって参加を決めるという⁸⁹。

新垣さんの模合は資金調達と利殖を目的とする高額模合であり、メンバー同士のつながりはあまりなく、座元との関係で集められている。新垣さんも照屋さんも高額の場合に加入する際は座元が信頼できる人物であるかどうかを見極めるといい、持ち逃げや滞納のリスクに備え座元の経済的な責任能力が重視されている。

つながりの薄い経済的な機能の大きい模合は、基本的には一巡すれば資金調達の目的は達せられるためそこで解散となり、比較的短期間で終わる傾向にあると思われる。利殖を目的とする模合も金を必要として落札するメンバーがいなければ成り立たないため、メンバーをほとんど変えずに継続するとは考えにくい。また、持ち逃げなどのトラブルの発生率が必然的に高いため、これによって模合が崩れ長期間続かないようである。

一方で、経済的な機能の大きい模合でもメンバー間のつながりが強い、もしくは新たにつながりが構築される場合もある。

沖縄本島南部の離島である Y 村(Y 島)出身の高江洲さん(⑱)の父親がやっている親族の模合は、父親の兄弟 7 人がメンバーで、その家族たちも集まって一品持ち寄りの飲み会を行う。掛金は 5000 円、うち 2000 円は老人ホームにいる祖父の介護費として、3000 円は高江洲家の共同貯蓄として積み立てており、10 年以上前から継続されている。共同貯蓄は子どもたちの免許取得のための費用などのまとまった資金が必要な場合に一時的に借りることができ、家族同士で旅行する際の旅費もここから拠出したという。

この親族の模合では、共同貯蓄と共同出資(祖父の介護代の拠出)が行われており金融としての役割が大きいといえるが、Y 島に暮らす兄弟同士であるためメンバー同士のつながりは比較的強いといえ、飲み会も家族ぐるみで行われており、親族旅行の旅費をこの貯蓄から拠出するなど親睦の要素も備えている。兄弟同士で金を融通し助け合うという経済的な相互扶助としての役割を果たしており、困窮者への救済や相互扶助のための経済という古典的な模合の形に近いものであるといえるだろう。

平良さん(⑭)は、まとまった金を工面するために友人を集めて模合を起こしている。「親しい友達、その中でも最も信頼できる人だけを集めた」と言い、もともと各メンバーは平良さんとのつながりしかなかったが、この模合をきっかけに友人になり LINE グループでも活発に交流がなされているそうで、「僕は一人一人のつながりで全部集めたんですが、もう全

⁸⁹ 前掲・平野(2023 年)、187～188 頁。

部この友達、横のつながりができてるっていうこと、これをもって嬉しいことなんです。」と友人たちにつながりができ交流が続いていることを喜んでいた。メンバーは10人から13人ほどで8年ほど続いている。

この模合は昼間にお茶をしながら行われており、平良さん以外は全員女性である。平良さんは体調を崩して飲酒ができない時期があり、酒を飲まない付き合いだと男性の友人が少なくなり女性の友人が増えていったため、模合のメンバーも全員女性になったという。沖縄本島に引っ越すメンバーが、次回からの模合も振込で続けたいと言っているらしく、平良さんはこれが嬉しかったという。

この模合は、平良さんが資金調達という経済的な目的のために友人を集めて起こしているが、模合が一巡し目的が達せられた後もこの模合で親しくなった友人たちの親睦の場として模合が継続している。宮古島を離れても振込で模合に加入し続けているメンバーもあり、模合を通じてコミュニティが構築されつながりが維持されているといえる。

高江洲さんの父親の模合や平良さんの模合は比較的長期にわたり継続されている。前者は共同貯蓄と共同出資(祖父の介護代の拠出)のための模合であり、この目的が保持されている間は継続が予定されているものであろうし、後者は資金調達という目的は達せられたが、親睦に目的が変わり模合が継続されている。

おそらくこの2つの模合は、経済的な機能の大きい模合にしては掛金が少額であるためトラブルのリスクが少なかったことも大きく関係していると思われるが、メンバー間のつながりや親睦の要素がある(生じる)ことが、比較的長期間継続されている要因であるだろう。

戦後は近代的な金融機関である銀行が利用できない庶民のための私的な金融として住宅や家畜の購入から事業資金調達にいたるまで模合が広く利用されており、経済的な相互扶助を可能にし、沖縄の人々の生活と発展を支えていた。金融機関の発達とともに模合の経済機能に対する需要は次第に減少していき、相対的に親睦機能が求められている模合が主流となってきたが、上述のように経済的な機能の大きい模合もまだ失われていない。

また、現在でも親睦のための模合で、子や孫の入学資金、車検、引っ越しなどのためにまとまった資金が欲しい人に受領させるといった経済的な相互扶助が副次的に行われていることも多い。

第2節 親睦機能

1. 関係性と帰属意識

(1) つながりと帰属意識

現在、沖縄における模合の多くはメンバーの親睦を深めることを目的としており、ほとんどが飲み会や食事会を伴う。親睦的な模合は、模合を起こすために人を集めるというより既

存のグループで模合を起こす場合が多く、明確な座元がないことも珍しくない。成人式や卒業、就職、退職などを機に今後も親睦を維持しようと始まるものが多いが、グループ旅行などのために貯蓄をしながら集まろうというように、他の目的を兼ねたものもある。

模合のメンバーとの関係性については大まかに、同窓、友人・知人、仕事のつながり、趣味・活動のつながり、親族、地域の6つに分けられ、聞き取り調査で得られた模合の事例のうち親睦を目的とするものを分類すると以下ようになる。

- ・ 同窓(①abd④⑤⑦b⑨⑩⑪⑬⑭a⑮⑰a⑱a)
- ・ 友人、知人(①c②⑥b⑭bc)
- ・ 仕事のつながり(③a⑥a⑦a⑧⑬⑰b⑱c)
- ・ 趣味、活動のつながり(⑥c⑫)
- ・ 親族(⑱b)
- ・ 地域(⑦c⑬⑱d)

模合が継続される場合、メンバーの増減や入れ替わりもありうる。新しくつながった人もしくは模合メンバーに紹介したい人を加入させる、転勤などで沖縄本島を離れる時に一時的に離脱する、私生活が落ち着いたので再び参加するようになるというように、一つの模合が継続されていたとしても必ずしも同じメンバーというわけではない。趣味、活動のつながりはその趣味や活動のグループに参加している間のみ模合に加入していることも多い。

多くの模合は特定の関係性を基にメンバーが決まっているため、その範囲内でメンバーが入れ替わるのが一般的である(ただし、①a(②)のように同じ高校の出身者でない者も加入している模合のように範囲の制限が比較的緩い模合もある)。ただし、同級生模合のように同級生であれば参加できるように見える模合でもメンバーの選択は案外シビアに行われている場合があり、実際は「同級生であれば誰でもいい」わけではない(⑦b⑬⑱)。

また、親睦的な模合、特に長期にわたり継続される模合では、既存のつながりを基に定期的に集まりメンバー間の親交が深まっていくことで、その模合グループに対する帰属感が醸成されていく。親しい人々と模合をすることで帰属意識が生まれ、この関係を維持するために模合が継続されて、さらに帰属感が高まっていくという循環がなされているといえるだろう。

現在は同窓、特に同級生同士による模合が最も一般的であると思われる。同級生や先輩後輩の中でも特に親しい者同士であることが多い。成人式後や就職後に始められることが多く、親交の維持が目的であるため長期間(30～50年)にわたり継続されることも珍しくない。老後の交友関係のために退職前後から模合が始められたり、模合に加入する人も多いようである。

真栄田さん(⑪)は、高校の同級生たちと20歳過ぎから模合をやっており、昭和35年生まれなので「35(さんご)会」と名付けている。メンバーは全員男性で、60歳を過ぎてから増えたため現在は20人ほどである。掛金は1万円で利息はない。職業柄、真栄田さんが通帳をつくって資金管理をしており、本来受領者から積立金として1万円徴収するところ、毎回真栄田さんの掛金1万円を口座に入れることにして積み立てている。

模合は毎月集まり金のやり取りも伴うため、他の交流会や集まりよりも覚悟のいる一段深い仲になるイメージがあるという。

「交流会しましょうよとか定期的に集まりましょうよっていうものから、模合で集まりましょうってなると、なんかもう一段ギアが上がったっていうか、深まったっていうか。多分模合まで行くと、もう一段繋がりが深まるっていうイメージですね。」

「定期的にね、集まって情報交換しましょうよっていうのは、半分、半分なんか社交辞令も入ってて、で、まあ何回かできればいいなっていうものから(模合は)一段やっぱり覚悟がいるんじゃないかっていうね。これ、毎月集まりましょう、しかもお金も伴う集まりになるんで。」

銀行員時代は模合に加入する基準として、自分に利益があるか、付き合いたいと思えるメンバーであるかだけでなく、より強固なつながりになるため銀行役員として自分に不利益にならないかどうか気がになり簡単には加入できなかったが、反対に同級生との模合は「全く金銭っていうかね、何も関係ない世界」だという。

同級生の模合では、真栄田さんの分の掛金は口座に積み立てているので集まりにはあまり参加せず、受領する日と忘年会には顔を出している。金を払う、受け取るという行為が模合の集まりに参加する拘束力になっているのが見て取れると同時に、集まりに参加できなくとも振込を続けることで、同級生たちと一段深い仲になる模合に所属し続け、つながりを弱めないようにしていると考えられる。20代の頃に銀行員としての経験のために参加していた異業種模合を家計に負担がかかるようになったため抜けたときも同額の同級生の模合は継続していたことをふまえると、この同級生との模合への帰属意識は強いといえるだろう。

銀行員だった真栄田さんは高給取りだと思われていたためいつも最後に受領するのが暗黙のルールになっていたが、銀行の倒産疑惑が出た際は他のメンバーたちは真栄田さんに先に受領させており、経済的な相互扶助の精神も働いているとみることができる。

退職後に仕事関連のつながりがなくなると、地域とのつながりも薄い自分のような男性は学生時代の模合や元職場の同僚の模合などにつながりを求めにいくのではないかといい、真栄田さんにとっては同級生との模合が、退職後における家族以外の他者との最後のつながりと感じられているようである。毎日飲み歩いていた銀行員時代は同級生の模合にあまり参加できていなかったが、リタイア後は参加率を高めようとしており、この模合のつながり

をこれからも維持していきたいと考えているようだ。

島袋さんの大学同期との模合(⑦b)は、退職後は横のつながりがなくなるので「月に1回は集まって酒飲みでもしよう」ということで60歳前に始まったという。学生時代に同じ寮で暮らし、学科の飲み会でよく集まっていたグループを中心とした模合であり、当時の飲み会にほとんど参加していなかったZ高校出身者はプライドが高すぎて今の模合でも馴染まないという。2、3年ほど毎月開催していたが、年をとり予定的にも毎月は厳しいため2か月に1回、偶数月のみ開催し、必要な時は別途食事会をしている。模合の間の2か月間で何をしたかという3分間スピーチをして近況報告をするので、模合に向かうバスの中で何を喋るか考えるという。

島袋さんは「模合やればね、まあ沖縄では大体一人前」というように模合ができるのは信頼できる友人がいる、信頼される人間である証だと考えられており、「飲みに行くときもう1番いいのは模合」であるという。現在の模合は金を借りるという感覚がなく、ほとんど飲み会の手段になっているが、付き合いたいと思えるメンバーとの親睦を深め、いちいち個別に確認せずとも互いの近況を知らせ合うことができる場であるという。

大学の同期の模合は飲み会に来られないメンバーは罰金として場代を徴収される拘束力の強い模合といえ、参加率の悪いメンバーはオブザーバーにするといったように定期的な集まりに来ることが重視されている。学生時代に同じ寮で暮らし、よく集まって飲んでいたグループを中心とした模合であり、学生時代の濃い人間関係を基に退職後の仕事以外のつながりを維持するために始められ、相手の健康状態を確認し他者とコミュニケーションをとるための社交の場である。同期であってもメンバーとの関係性に問題があれば誘わない、メンバーが連れてくる知り合いはオブザーバーとして参加させ様子を見るなど、この模合に加入するには経済面だけでなく人格面もしっかりと評価されるようである。

「集団生活から離れた場合にやっぱりじゃあ単独で、うちだけで、例えば旦那さんとだけでは過ごせるかと言えばちょっと、ちょっともう。それよりも友達とこう会話して人生を豊かにするというか。」というように、島袋さんにとって模合は、老後の人生において外部の世界とつながり他者とコミュニケーションをとるための手段でありなくてはならないものだと感じられているようである。模合ができれば一人前というように個人の信用度を測るバロメーターとして模合が捉えられており、模合への参加によって、社会的なつながりを維持できていると実感でき、互いに信頼できる親しい人々の輪に属している安心感を得ているところがあるといえるだろう。

親睦的な模合であっても金のやり取りを伴う以上、信頼できる相手とでなければ成立しないものであり、模合ができるということは相互に信頼し合える関係の仲間がいるという証でもある。模合によりこうした仲間と定期的に集まり、親睦を深めていくことで模合グルー

プに対する愛着や帰属意識が醸成されていく。模合がメンバーたちのつながりを維持し発展させ、帰属感や居場所を提供しているといえる。

真栄田さんも島袋さんも、退職し仕事上の付き合いがなくなったときにどのように他者とのつながりを維持し、外部のコミュニティに所属するかという問題を模合によって乗り越えようとしている。

(2)人間関係と信頼の評価

親睦的な模合では、明確な座元がない場合も多いため、信頼できる座元であるかというより信頼できるメンバーであるかが重要である。

照屋さん(⑮)の同窓の模合は、ごく親しい友人同士でやっており、同窓の中でも借りた金を返さないといった噂を聞くような信頼できない人には声をかけないという。

「金額は少ないけどもやっぱり一度同窓だけのもやいで崩してしまうと、もうなかなか次やろうかというものがもう途絶えてしまうんで。やっぱり、そこでもやっぱり信頼関係とかね、そういうのは左右してますよ。」

また、島袋さんの大学同期の模合(⑦b)のように、親睦的な模合ではメンバーの選考基準として経済能力だけでなく既存メンバーとの関係性といった人格面も考慮される。親睦的な模合における実際の人間関係がどのようになっているのかを、宮里さん(⑬)の高校同期の模合からみていきたい。

那覇市の X 高校卒の同期生たちの模合で、メンバーは全員男性、2023 年の調査当時 59 歳である。毎月第 2 土曜日に、同期生がやっている飲食店で飲み会を開催している。模合のメンバーは全体では 35 人ほどいるが、転勤などで増減や入れ替わりがあるため実際のメンバーは 20 人前後である。見学させてもらった 2023 年 3 月 11 日は新しく模合を始める日であり、この回の模合メンバーは 18 人であったため、毎月 2 人が受領して 9 か月で終了させることとなった。

掛金は 1 人 1 万円、場代は 1 人 1000 円、受領者は次回から利息分 1000 円を上乗せして支払う。また、慶弔金として 1 人あたり 1000 円を積み立てており、これは掛金から差し引かれる。慶弔金は、メンバーの親族が亡くなった時やお祝いの時に贈る花代を毎回集めるのが大変だからということで予め積み立てるようにしているという。

この日の飲み会は 19 時頃に始まり、開始時は模合メンバー 5 人、非メンバーの同期 1 人、別の飲み会で店に居合わせた X 高校の恩師 1 人の計 7 人であった。飲み会の参加者は各々途中で出入りしており多い時には 10 人ほどが席について、延べ人数は 15 人ほどであった。この日は模合メンバーでない同期 2 人もオブザーバーとして飲み会に参加しており、もう 1 人の同期も別の飲み会で店に居合わせたため顔を出していた。

酒は泡盛、食べ物はコースではなく注文制である。高校時代の思い出話やトウシビーのお祝いの話題で盛り上がっていた。トウシビーとは生まれ年と同じ干支の年のことで、沖縄では61歳以降のトウシビーは長寿を祝う意味合いがある。同窓会でトウシビー祝いをすることも多く、X 高同期生のトウシビー祝いに向けて模合の集まりも拡大したいようである。「要はね、もうトウシビーに向かってちょっとね話題も増やしていかないといけないんで、人数的なものと横のつながりも広げようということで。前回12名、今回18名。6名増えました」と模合のメンバーを増やしているそうだ。

20時半頃から模合の処理が始まり、模合メンバーのMさんが進行役となって受領者を募る。1人が「(この模合の)言い出しっぺだから取るよ」と名乗りを上げ、もう1人がなかなか出てこなかったためMさんが「誰も取る人がいなければこれから来る〇〇に取らせようかという悪い作戦があるんだけどどんなか？」と言うと、みんなが笑って「可哀そうだろう」となり、Hさんが「俺が取るよ」と言って受領者が決定した。

模合メンバー全員から11000円ずつ徴収し、そこから場代として18000円を飲食店に支払う。さらに慶弔金として積み立てる18000円を差し引いて、受領者2人にそれぞれ8万1000円が渡された。飲食店に預けてある記録用紙に今回の受領者と支払い済みのメンバーを記録して処理は完了した。この模合に座元はいないそうだが、実質的にはMさんがまとめ役を担っているようで、金の計算や記録はMさん、Hさん、宮里さんが担当していた。

23時前頃に飲み会が終了し、各々で二次会に出かけたり帰宅したりと解散になった。

本来の模合は金融としての役割が大きいと認識されているようで、親睦を目的とするこの模合は「本当の模合ではない」という認識であるようだ。「ほんとの模合って酒飲み会ではないさ。こういうのは友人模合ってやつ。模合っていうか、模合を理由に集まってるだけ。」「これは模合にかこつけた飲み会」と語っており、定期的な飲み会ではなく模合にしている理由としては、「集まるから。」「一応義務があるさ。1000円でもお金集めないといけないから。安否確認みたいなもん、年取ってくると。」ということであった。

この模合は、高校時代に同じ飲食店でアルバイトをしていた同級生5人が20歳ごろから始めたもので、当初は掛金5000円であった。Mさんによると「高校卒業したらみんなバラバラっていうか大学もバラバラになるから、そうなった時にやっぱり集まる機会がほしいよねってことで始めた」という。その後、仕事などで繋がりが出てきた同級生や、模合の話を知って参加したいとやってきた同級生をメンバーに加えていったという。高校時代には特別親しくなかったメンバーもいるそうで模合を通じて親交が深められているといえよう。

メンバーは社会的、経済的に安定している者が多いようで、職業は建築関係、IT関係、広告関係、土木関係、医療関係、教員、自営業などである。Hさんは「全員がライバル。負けられない。みんな頑張ってるんで、頑張ってるなって思ったら引っ張られる。俺も負けら

れないなって。相乗効果。」と語っており、メンバーの社会的、経済的地位は一定程度気にかけられているようで、メンバー間のプライドにも影響しているように思われる。

宮里さんは、この模合はX高の同級生なら基本的にはOK(入れる)と言うが、実際は同級生であれば誰でも入れるわけではないようである。

宮里さんがこの模合に加入したのは10年ほど前からで、それまではゲストとして飲み会に参加することはあったという。宮里さんはこの模合のメンバーは社会的地位があり、経済力の人々であると繰り返し伝えてきており、昔は遊んでばかりいたのに社会に出て立派になったという現在の同級生たちと模合ができていることを誇りに思っているようである。社会的にも経済的にも安定している同級生たちがやっている模合に入れたことが一種のステータスのように感じられているのかもしれない。

また、宮里さんとHさんは折り合いが悪いらしく、模合の中核メンバーであるHさんが宮里さんの加入に反対していたようだが、10年前に和解したため加入したという。こうした経緯があるので、宮里さんとしては模合への加入を認められたことが仲間として認められたように感じられているのだろう。

オブザーバーとして飲み会に参加していたSさんは、宮里さんによると、アルコール依存症気味で酒癖が悪く、昔のことで絡むので模合には入れていないという。高校時代のパワーバランスでSさんは強い方だったらしく、酒を飲むと当時のパワーバランスが戻ることがあるのでSさんに絡まれるとメンバーは気を遣って困るという。昼から酒を飲むなどメンバーたちから言われており、昼から飲まずに模合から飲み始めるようであれば模合に入れてもよいらしい。

10年前の宮里さんやSさんのようにメンバーから模合に加入することを反対される者もあり、コミュニティから排除されているわけではなく飲み会には参加しているようだが、模合のメンバーになるためには一段ハードルがあるのだろう。模合のメンバーは社会的、経済的な面で安定している者が多いようであるが、加入の基準には(宮里さん、Sさんの件をみる限り)経済的な問題よりも人間関係上の問題が大きく関わっていると思われる。そのため、この模合のメンバーになるということは経済面だけでなく、人格面でも他のメンバーたちと一緒に模合ができる仲間として承認され、より強いつながりの輪に受け入れられたということであり、この模合への所属がコミュニティにおける一種のステータスのように感じられる者もいるのだろう。

また、オブザーバーの一人であるUさんのように、毎月模合に参加するのが面倒なため、気分が乗った時にだけ飲み会に参加するという人もいる。毎月集まる(時間的、経済的、心理的)負担を負ってまで模合に加入したいという気持ちがなく、模合メンバーに比べると、コミュニティに深く入り込まない一歩距離をおいた関わり方といえるだろう。

今回の飲み会に顔を出していた K さんのように経済的な事情から模合に参加しない人もいる。K さんは今回のように模合の飲み会に居合わせたら一緒に飲むが、今も昔も模合はやってないという。45 歳の時に長年勤めていた会社がなくなり職を失い、その後の仕事では給料が大幅に下がったため「模合できる状態じゃない。」「もう模合とか考えられない。」という状態だったそうである。

そもそも模合は毎月集まり一定額を支出しなければならず、現在の親睦的な模合であってもこれを可能とするある程度安定した経済状況(および時間的、心理的な余裕があること)が必要とされており、これをもたない者は模合に入ることができない。(K さんにとって失職の経験は心理的にも相当苦しく、現在でも尾を引いているそうなのでこのことも模合のような付き合いをしないことに影響しているかもしれない。)

親睦的な模合は、信頼関係に基づく仲間とのつながりや帰属感を生み出し、こうした居場所があるという安心感や仲間から承認されているという充足感を提供している。だからこそ、模合を楽しく継続していくために経済的な面で信頼できる人物であり、かつ人格的な面でも受け入れられたメンバーでなければならない。

2. 模合の拘束力と文化的承認

宮里さん(⑬)の X 高校同期模合でも「これは模合にかこつけた飲み会」と言われていたように、親睦を主目的とする模合では単なる飲み会ではなく模合を選択する理由として一種の「口実」であるという話はよく聞かれたが、これはどういう意味だろうか。

又吉さん(④)は、大学の卒業式後に、仲の良い同級生たちで「模合しよう!」と盛り上がって始めた模合を 30 年続けている。「集まるのが目的でやってる、親睦模合」であるという。始めた頃は皆経済的に余裕がなかったため負担にならない金額ということで掛金は 3000 円とし、今でも変わっていない。金のやり取りは模合帳で管理しており、受領者は次回の幹事として店の予約をする必要があるため確実に次回も参加できそうな時に受領を希望する。開催場所は居酒屋が多いが、メンバーの自宅で行われることもある。子どものいるメンバーは子連れで参加することも多い。

飲み会ではなく模合をやっている理由について「ただの飲み会だとだんだん来なくなるけど、模合はお金を払わないといけない。縛りを作った方が集まるから。」「口実をつくる。」と語っていた。定期的に集まり親交を維持することが重視されており、そのための拘束として模合が用いられている。掛金も少額のまま維持されており、経済的な機能はほとんど求められていないといえるだろう。

玉城さん(⑤)は、沖縄にいた頃に高校の同級生や仕事の先輩たちと模合をしていた。模合をするのは、親がやっていたからというものもあるが、家から出る口実、息抜きであるという。

また、沖縄は早くに結婚や出産をする人が多いが、家庭があっても模合だからと言えば飲みに行っても多めにみてもらえるため、家庭がある人は飲み会をするために模合をする、飲み会をする日を決められるからやっており、模合は田舎にいけばいくほど多いと語っていた。

社会人になると模合をやるものだと思っていたので、高校生の時に練習として同級生と掛金 5000 円の模合をやっていた。そういうのがあるよと聞いて、じゃあやってみようとなり大人のマネをして始めたという。メンバーは仲の良い人を誘い、ちょうど 1 年で終わらせるため 12 人になるように人数合わせに誘われることもあった。金銭的に余裕があるわけではないが、模合に参加することでマイナスもないという。

「親がやっていたから」、「社会人になると模合をやるものだと思っていた」というように模合は大人になれば当然するものだと認識されている一方で、「家から出る口実、息抜き」として利用している自覚もある。高校生の時に練習として同級生と模合をやっていたのは、大人のやる模合に対する憧れもあったのかもしれない。

おそらく実際に使われている「口実」には 2 種類の意味合いがある。

1 つは、メンバーを定期的集めるための拘束としての理由付けである。模合は、「グループで定期的な会合を開き、会合ではメンバー全員が一定額を拠出してその総額を毎回一人が受領するという過程をメンバー全員が受領するまで繰り返していく」という仕組みであることは沖縄では広く共有されている。毎回金銭のやり取りが必要であり、模合のメンバーにはこれを行う義務が課される。改めて集まるための仕組みを作らなくとも、あるグループで模合をすることを決定すればメンバーは強制的に定期的な集まりに参加しなければならない仕組みが確立されている。又吉さんがいうところの「ただの飲み会だとだんだん来なくなるけど、模合はお金を払わないといけない。縛りを作った方が集まるから。」というのは、拘束力によりメンバーを集めるためにあえて模合を「口実」として利用しているということである。経済的な機能を求めていなくとも、あえて金のやり取りを伴う模合をすることによりメンバーを拘束し、定期的な集まりを実現させ親睦の場が確保されている。

もう 1 つは、模合に出かけていくことを周囲の人々に承認してもらうための建前である。

玉城さんが「家庭があっても模合だからと言えば飲みに行っても多めにみてもらえる」というように、沖縄では家族などに対して模合に行くと言えば都合を優先してもらえる傾向にある。

文化人類学の調査実習で親睦模合について分析した矢谷直子は、沖縄では模合というシステムが文化的に承認されているため、家族に対しても「模合に行く」といえば、夜の外出やその他の支出についての承認が得やすくなるとして、この「模合の文化的承認」は、模合が多くの人を集めるうえでの前提であると位置づけているが⁹⁰、この「模合の文化的承認」とは何であろうか。

⁹⁰ 矢谷直子「模合の凝集力と親睦機能」国際基督教大学人類学研究室『文化人類学調査実習報告書 11』（1997）、87～89 頁。

大学の同期との模合をしている島袋さん(⑦)は、「模合やればね、まあ沖縄では大体一人前。やっぱり友達、信頼できる友達ができたとするんですよ。」といい、昔は模合ができるということが一定程度「大人のバロメーター」となっていたという。

「模合と言ったら。信用がない人は入れないわけです。入ってもだから続かない。だからある程度模合いくつもやってるといのは、ある意味ではお互いのコミュニケーションのバロメーターというか。外交、外交の。外交一切やってない人はこの模合入れないですよ。入ろうと思っても入りきれない。」

「飲みに行くときもう1番いいのは模合だから」ということで、模合以外で飲みに行く際は家族に対しいちいち説明しなければならないが、模合であれば日にちも決まっており、お互いに何も言わないという。

高校の同級生たちとの模合を50年続けている平良さん(⑭)は、信頼できる仲間と月に一回顔を合わせることで絆が深まっていくため模合の集まりにはできる限り参加するようにしているという。

「もやいというのは信頼関係で成り立っている。で、やっぱりそれがしっかり毎回払えない人はもう抜けるしかないんですよ。例えば何ヶ月遅れで支払ったとかなるとその間、幹事は全部それを建て替えなきゃいけないですよ。ですので、そういうグループから信頼を失った人はもう切られていくと、いうふうなことになるんですね。」

「もやいメンバーっていうのは非常にこの、何ていうのかな。その人がどれだけ交流があるかというものを見る一つのバロメーターにもなっているのかな、というふうな感じがするんですね。」

模合は信頼関係で成り立っているものであり、これができる人物であるか、模合ができるような交友関係があるか、さらにどのような相手と模合をしているのかということは、沖縄においてその人の交友関係や信頼度を測る一つの指標であり、少なくない模合人口を背景にそれが一定程度機能するほどに模合が沖縄の社会構造に組み込まれているということである。金銭トラブルなどにより模合の信頼関係を裏切るようなことがあれば、沖縄における社会的な信頼や評判を低下させる恐れがある。

このような社会では、仮に模合に参加せず支払いもしないために模合から排除されれば、メンバーとの関係を失うだけでなく、社会的な信頼や評判を損なう恐れがあるため、単なる飲み会に比べ模合に行くことの重要度が高く、都合を優先させるのは合理的な判断であるといえる。

沖縄の社会構造に模合が組み込まれているため、模合に加入したからには毎回の支払いを欠かさず模合メンバーとの関係を維持することが重要であり、これが沖縄では多くの人にとっての共通了解となっていることが「模合の文化的承認」といえるのではないだろうか。

沖縄社会においては、模合に加入していない人にも模合の文化的承認があるため、模合に行くと言えば家族にも了承してもらえるのであり、翻って、この文化的承認があるからこそ模合が飲み会のために「家から出る口実」として成り立っている。

模合の拘束力により定期的な集まりを可能としたい、模合の文化的承認を背景に飲み会をしたいという二つの要求から親睦のための模合が「口実」として用いられているのだろう。

3. 模合の選択

現在の親睦を主目的とする模合には人のつながりを維持、強化する役割が求められているといえる。模合は毎回金のやり取りを必要とするため、メンバーは集まりに参加しなければならないという拘束性があり、これによって定期的な集まりが可能となるため単なる飲み会や食事会ではなく模合が選択されている。さらに、経営戦略や共同行為などの様々な目的のもとに模合が利用されている。

(1)戦略的な模合

模合によって直接的に経済的利益を得るわけではないが、間接的に経営上の利益を得ることを目的としている模合もある。

金城さんが(①)は、a：同じ高校出身者の模合、b：高校の同級生の模合、c：兄の会社の模合、d：小学校の同級生の模合の4つの模合に加入しており、a～cの模合では自身が経営するレストランA、dの模合はレストランAと別のメンバーの店を交互に使っているという。金城さんが模合をする理由の一つは、自分の店を会場として使ってもらえるからであるという。そうすることで店を営業しながら模合に参加することができ、同時に定期的な団体客の利用による収入も見込めるという。dの模合で他のメンバーも同様に模合を活用しているのがみられるように、こうした目的から積極的に模合に参加する飲食店経営者も多いという。

①aの模合については、「身元が(金銭的に)しっかりしている、信頼できる人」を加入させているといい、メンバー8人(40～60代の男性)のうち7人が那覇市のZ高校出身者、1人は県外の出身で、レストランの近くに住んでいて年齢的にも近いZ高校出身者の集まりである。第3土曜日に開催されており、模合の掛金は1万円、飲食代は3000円で、8月から11月にかけては12月の忘年会のシャンパンのために追加で1000円ずつ積み立てている。受領者の決め方は希望制である。

模合をやる目的をメンバーに尋ねると「大義名分で飲むため」、「飲むための口実」であるといい、金城さんにとって最初は資金作りのためでもあったという。

この模合は、「大義名分で飲むため」の「口実」として、まさに模合の文化的承認を背景に仲間内で飲むために用いられているといえよう。一方で、飲食店経営者である金城さんは模合を自身の店で開催することで定期的な収入を見込むという経営戦略もあり、また、まとまった資金を得るといった経済的な機能も期待していたというように、様々な役割を担った模合である。

このように飲食店従業者が自身の店で模合を開催することで、地元とのつながりを維持することができる。「沖縄の飲食業で働く若者たちと地元つながり文化」について分析した上原健太郎は、サービス業の特徴として、平日の「日中」(9時から17時まで)以外の時間帯に働く者の割合の高さを指摘し、こうした生活時間のズレによりサービスに従事する者はこれまで達成されていた地元メンバーとの場所・時間の共有が難しくなるが、飲食業に従事し模合を自らの店で開催することで、生活時間のズレという課題を抱えたままでも場所・時間・金銭の共有を可能にしている点を明らかにしている⁹¹。「飲食業に従事すること」は、生活時間のズレによって、地元のつながり文化からの距離化をもたらす一方で、「飲食業に従事すること」によって、むしろ地元社会との時間・場所・金銭の共有を可能にし、地元つながり文化の再生に寄与する側面が指摘されている。

レストラン A も夜営業かつ金城さん一人で切り盛りしている店であり、模合を開催することで店を営業しながら仲間と一緒に飲むことができ、つながりを維持することが可能となっている。

また、メンバーにとってはレストラン A で飲むというのは、融通が利き手頃に飲むことができるというだけでなく、メンバーである金城さんの店に貢献しようという気持ちもあるかもしれない。

伊波さん(⑧)は、建設業関係者との模合をしており、掛金は1万円、メンバーは15人で、2口加入しているメンバーが1人おり、1回につき2人が受領して1年以内に一巡するようにしている。病気などで参加できなくこともあるのでメンバーの入れ替えは1年ごとに決める。

「模合自体は人数増えれば増えるほどいいので、なぜいいかと言うと、あれは建設業関連でやってるので、業者間親交が深まると仕事の元請けだったり下請けだったりとか、協力したりとか。僕なんかだったらガソリンとか燃料販売してるから、現場に燃料配達しに行くよーとか、結局仕事の繋がりがどんどん濃くなっていくので、そういう模合をしてる。で、その模合は全部経費で落としてる。模合の取る分は経費で落とさないけど、飲食と交通費は経費で落として。」

事業者同士の親交を深めることで仕事上の連携を強化しようとする経営戦略のもと模合が選択されている。模合によって新たな人的ネットワークを構築したり、集団内で相互に仕事を融通したりすることで、ビジネスチャンスの獲得が期待できる互酬的な事業者間の関係を築き上げているといえよう。

共同行為のための支払い/積み立ての模合は、メンバー同士で旅行するための費用を共同で積み立てるのが主流であると思われる。旅費を積み立てる模合は、もともとある模合で積み立てを始める場合と積み立てをするために模合が始まる場合がある。クラブ活動費を徴

⁹¹ 上原健太郎「沖縄の飲食業で働く若者たちと地元つながり文化」谷富夫、稲月正、高畑幸『社会再構築の挑戦 ―地域・多様性・未来―』ミネルヴァ書房(2020a)、187～188頁。

収したり、共同で物品の購入や寄付をしたりするため模合が用いられる場合もある。

上原さん友人同士の模合(⑥a)は、上原さんが 24~25 歳の頃に地元の友人たちと旅行に行きたいという話になったが若くてお金もあまりなかったため集まりながらお金を貯めようということで始まっている。2、3 年積み立てて別府温泉に行き、その後も親睦の場として模合が続いていた。

島袋さんの元職場の OB 会の模合(⑦a)は、毎回 1 万円支払い、うち 3000 円は場代、7000 円は旅費として積み立てており、大体 2 年で 15、6 万貯まるので模合メンバーで旅行をしている。模合に参加できないでも「罰金」として島袋さんが管理している模合用口座に 1 万円を振り込み、場代の 3000 円は共益費として貯めておき旅行の際に使うという。

20 年ほど続いており、メンバーは現在 12 人ほど。これまでの旅行先は宮古、八重山、新潟、長崎などで、以前は 1 泊 2 日だったが徐々に長くなっていき、現在は子どもも大きくなり休みも取りやすいため 3 泊 4 日のこともある。

元職場の模合は、旅費の積み立てのための模合であり、定期的な集まりと旅行によりメンバー間のつながりが強化されていく。飲み会に来られない者も罰金として場代を徴収されるように拘束力が高く、つながりを維持しようという目的のもと模合が行われている。

旅行の積み立てのための模合は、毎回集まって旅費を貯めつつ、旅行の計画について話し合えるため実益と楽しさを兼ねた模合であるといえる。

上原さんの社会人サッカークラブの模合(⑥c)は、社会人サッカークラブのチーム 17~18 人で、活動に必要なビブスやボールの購入費、新しく入ってきたメンバーの飲み代に充てるために掛金 4000~5000 円を積み立てており、サッカーチームの銀行口座をつくって監督が管理していた。サッカークラブの活動費を徴収するための模合であるが、ただ活動費を徴収するのではなく、飲み会をすることで親睦を深めることもでき、楽しみの一環として模合という形にしていたのだろう。

(2) わずらわしさとつながり

模合の拘束性によってつながりが維持できる一方で、この拘束性がわずらわしく感じられる場合もある。

内間さんの中学の野球部の模合(⑨)は集まりが悪く、ただお金のやり取りをするだけになっているという。長居しないために待ち合わせ場所は商業施設やフードコート、コンビニなどで、お金のやり取りをして 30 分以内に帰るといふ。

「ただお金を渡しに行くみたい。別にそれだったら送金でもいいんじゃないかなと思うし、模合ってあれじゃないですか、集まるための理由かなーと。口実なのに、なんかもう渡しに行って、ちょっとユンタクするかーと思いきや(そういうのもない)。」

「これがなかったらもう、会わない可能性もね、あるから無くすのもなーって思いつつ、けどただ渡しにだけ行くのも、なんねこれみたい。な。」

内間さんにとって模合は「集まるための理由」、「口実」であるのに、この模合は金のやり

取りをしているだけで集まってコミュニケーションをとることができておらず機能していないのではないかと感じられているが、模合がなくなれば会う機会もなくなってしまうのではないかと危惧されている。内間さんは、中学校の野球部のつながりを維持し、メンバー間の親睦を深める機能をこの模合に求めており、金を受領した際も特に使い道があるわけではないというように経済的な機能は求めていないようだが、金のやり取りをしなければならぬという模合の拘束力によってかろうじてつながりが保たれている。他のメンバーも最低限のつながりは保ちたいと考えているため、集まりに参加するのは負担であっても模合はかろうじて続けているのかもしれない。親睦機能のみが求められていたとしても単なる飲み会や食事会ではなく模合が選択されるのは、この拘束力により、例え集まってコミュニケーションをとれなくともつながりを担保できるからだろう。

この模合の参加率を高めたいがどうやり方を変えればよいのかわからないという内間さんに対し、インタビューの同席者から、自分たちがやっていた模合では飲み会に参加しない人からも場代を徴収する、共通の目的のための積み立てをすることで参加するモチベーションを高めていたとアドバイスされており、一種の罰金や共通の目的の設定により拘束力を強めメンバーの参加意欲を高めることで模合の親睦機能の向上が図られていたようである。

内間さんのインタビューの同席者である幸地さんは中学の同級生とやっていた模合があったが、あまり参加できなくなり他のメンバーに金を預けに行くのも申し訳なく面倒に感じて抜けたが、模合のメンバーとほとんど会わなくなったという。

「やっぱ実際ずっと中学校メンバーと模合やってて、毎月毎月会ってはいただけど、やめてからもう一切もう会わなくなったんだよね。それが少し寂しいなーって今思ってるので、もしなんか声がかかるようだったら入ろうかな。ただ、毎月この日飲むっていうのが確定してしまうから、奥さんとやっぱ交渉しないとイケないのは。家庭ができたらなかなか、この日模合だからっていうのがいくつかあったら、ちょっと出づらくなってしまうんで。声かかったらやりたいな。」

幸地さんは模合を抜けたことでメンバーと会わなくなってしまう、それが寂しいと感じられている。模合の飲み会にあまり参加できなくとも他のメンバーに金を預けに行くことで毎月メンバーと顔を合わせていたのに、模合をやめるとそれすらなくなってしまうため、また声がかかれば模合に加入したいと考えているそうである。

模合は昔からあり聞き馴染みのあるものなので抵抗がなく、もともと飲んでいた仲間内でじゃあ模合やろうかというノリで始まることも多いそうで、同僚との模合も飲んでいる時に模合をやって旅費を積み立てて旅行にしようというノリで始まったという。

「仲いいメンバーが集まって、そういうふうには話が盛り上がっていくから、そこにそんなに抵抗感があまりなかったりする。始める時。急に知らない人から模合やろうって言ったら、いやさすがにちょっと、信用できないってなるからね。」

模合に対して馴染みがあるため、仲が良く信用のできるメンバーであれば模合をやること

に抵抗を感じないほど模合が身近なものだと感じられているが、金のやり取りをするという「強制力」のある模合をやめたために模合メンバーとのつながりがなくなってしまう、またつながるために模合に入っていきたいと考えている。当然のものとしてではなく、模合の拘束力によって再びつながりたいという意図をもって模合が選択されようとしている。

内間さんも模合は集まるための口実であるのに、集まりが悪く金のやり取りだけがなされていることに不満を感じているが、模合がなくなればメンバーと会う機会がなくなってしまうのではないかと危惧しているため模合が継続されている。

たとえ模合で飲み会や食事会のような親睦の場がもてなくとも、毎月金のやり取りをするためにメンバーと顔を合わせることでつながりが維持されており、これがなくなればつながりが失われてしまう可能性がある。仕事や家庭の都合で毎月模合に参加するのが負担であったり、メンバーとの飲み会が面倒であったりと模合が煩わしく感じられても、模合がなければつながりを保つことが困難であるため模合が選ばれている。

真栄田さん(⑪)は 20 代の頃に異業種交流の模合に参加していたが、結婚して子供ができたあたりで生活が苦しくなったためこの模合を抜けている。

「やっぱり今、毎月 1 万は。他にもやってますから、どっちを優先するかって言ったら、学生時代の模合だけは残しとこうかっていって、ここ(異業種模合)はちょっとしばらく引いとこうか。潤滑油的にはなってると思うんですけどね、いろんな意味でね。」

この模合を抜けたときも同級生との模合は継続されており、つながりを維持すべきコミュニティが選別されている。

津波古さん(⑩)は 20 代の頃に中学高校の同級生 4 人で模合をしていたが、結婚出産後は忙しくなり模合自体がなくなった。

「(模合をやっていたのは)暇だし、結婚もしてない。暇っていうか、仕事しかないから。結婚してね、子供ができるとそれどころじゃないっていうか、仕事もフルタイムでやってたら。」

津波古さんは、相手と自分の属性が離れていると共通の話題や悩みを分かち合えないため付き合い方が変わるといい、同級生たちとの模合もライフステージが変わり多忙になったタイミングで解散し、その後はそれぞれの家庭や仕事の状況が異なっているためか模合は再開されていない。少年野球のママ会や、経済同友会の女性会も属性がバラバラで付き合いが続かず、こうしたつながりを維持するメリットが感じられないようである。

逆に属性や話の合う人たちであれば、沖縄経済同友会の有志(酉年戌年の会)や沖縄県経営者協会女性リーダー部会の初期メンバーのような仕事にも関連する集まりに参加したり、津波古さんと属性の近い精神的に働く友人たちと飲みに行ったりと人的ネットワークの構築、維持は積極的になされているが、その手段として模合は選択されていない。友人たちとの付き合いも決まった日に集まるのではなく、行きたい時に行きたい人と飲みに行く方が気楽だと感じられている。

付き合いをもちたい人々を自分で選び、その関係性を維持していくことができおり、そ

うでない人々とのつながりを維持しようというモチベーションも低いため、模合の親睦を深め、つながりを保つ機能が必要とされておらず、また経済的な機能についても現時点では必要がないため模合は選択されていないのだろう。

男性に比べ女性の方が結婚、妊娠出産、子育てといったライフステージの変化により人間関係や外部とのつながりに影響を受けやすいところがあり、子育て期間中は模合から離脱することも珍しくないが、子育て期間中に家を出られる息抜き場として模合が機能している場合もある⁹²。夜に家から出るのが難しい女性たちが昼間に集まりランチやお茶をしながら模合をすることもある。

第3節 規範とトラブル

1. 模合の規範とトラブル処理

模合は様々な目的のもとに多様な形態をとり得るが、現在の模合における基本的な規範、すなわち、「個人や団体がグループを組織して定期的に集まり」、「全員が一定額を拠出して、その全額を一人が受領し」、「全員が受領できるよう繰り返していく」仕組みであるということ、権限や責任に差はあるものの座元という中心人物がいること、金の持ち逃げなどの逸脱を為した者はコミュニティから排除されることなどは基本事項として広く共有されている。

沖縄で普及している模合帳には、模合規約や連帯借入金証書のひな型が掲載されているが、特に親睦模合ではこの規約や証書はほとんど確認されることがなく、もっぱら模合の日時や受領者の記録に使われている。多くの人は模合をするにあたり、模合の基本的な規範に対する共通認識があり、模合帳の規約に沿わずとも、会合の日時や場所、掛金の金額、受領方法などの事項について決めるだけでよいのである。これは、模合帳を用いない場合も同様であり、あらかじめ模合規約を定めても加入者はほとんど確認しないという話もあった(②)。

模合で生じるトラブルは主に滞納と受領後の持ち逃げである。滞納は、何らかの理由により掛金を支払わない/支払えない状態であり、滞納者は座元などに立て替えてもらい、その後滞納分の返済をなせば、必ずしも模合グループや地域コミュニティから離脱するというわけではないようであるが⁹³、滞納分の返済ができずに離脱することもある。

⁹² 前掲・平野(2023年)、133～134頁。

⁹³ 模合のトラブルについて調査した東与一は、模合は契約書がないため金銭トラブルのリスクに対し、社会的規範などの弱い制約でしか縛れず、原因者の放免のみで処理されるとして、「例えば裁判で争うような金銭トラブルを認識していながら、原因者へのペナルティは人間関係の信頼を失うという比較的社会的制裁の小さなものにとどまっていることが特徴として挙げられる。仲間との信頼関係が金銭取引のリスクを矮小化させているといえる。」

持ち逃げは、受領後の模合に参加せず逃げることを指し、最初から計画的に行われる場合と、途中から支払いができなくなり最終的に逃げる場合があり、前者は座元が持ち逃げするために模合を起す詐欺的なものもある。持ち逃げした者が県外に高飛びし、模合グループのみならず地域コミュニティ自体から離脱することも珍しくない。

模合でトラブルが発生した際、警察や裁判所などの公的機関には頼らず、内々に処理されることが多いようである。解決方法としては、座元や保証人が損害を補填する、もしくは残されたメンバーが共同で損害を負担するという処理がなされる場合が多い。経済的な機能の大きい高額の模合では前者、親睦機能の大きい少額の模合では後者が選択される傾向にある。

(1)経済的な模合におけるトラブル処理

経済的な機能の大きい模合では、経済的な損害については基本的に座元の責任である。経済的な模合は、座元が信頼できる人物であるかが重要視されるのは前述のとおりだが、これはトラブルが生じた際に座元が責任をもって補填することが当然に期待されているからである。高額の模合ではメンバーが支払えなくなった場合に備え保証人制度を設けることもあり、メンバーは加入する際に1人または2人の保証人を確保しなければならない。近年は、おそらく高額の模合が少ないため、保証人制度はあまり設けられないようである。

トラブルを起こした者に対する制裁については、持ち逃げした者が県外へ高飛びするのが典型例であるが、模合メンバーとしての肩書の剥奪とコミュニティからの排除が信頼を裏切ったことへの制裁として機能しているといえる。

・持ち逃げと座元の補償(新垣さんの場合)

かつて同級生の金融業者が座元となっている事業者同士の模合に参加していた新垣さん(②)は、座元の兄から自分が保証人になるのでこの模合に入らないかと誘われ、「お兄さんがしっかりしてるから、お兄さんが責任もってやるっていうことを言ってたから」この模合に加入したという。メンバーは事業者15人で、掛金は50万円と高額の模合であった。

この模合は3年半ほど続いたが、メンバー2人の支払いが滞り県外に逃げてしまったため、座元がこの損害分を補填したという。警察や弁護士に相談しようという話にはならなかったかと尋ねると、「ああ、ならなかったね。(笑)。僕は別にあの何、損はなかったから。

としている。また、仲間内であるため原因者に対するペナルティが弱く、収める方向で対処する傾向がみられるという。「原因者についても一度模合を崩壊させても、他所で再度模合を起すことができるという特徴が見られる。一方、模合のメンバーがみな連帯責任を取るかたちであり、不払い等の被害が分散していることから、リスクを未然に防ぐためのペナルティの設定や認識が甘くなる傾向がある。」とした(東与一「模合における人間倒産の研究」『経済環境研究』6巻(2017)、72頁)。

司法書士も(模合に)入ってたけど、その人なんかも従兄弟同士なんだろうね発起人と。だから、そんなに騒がなかったね。」

新垣さんの損害分は座元に補填してもらえたが、おそらく他のメンバーへの負債がまだ残っている状態で座元も県外に逃げてしまい沖縄には戻ってきていないという。

新垣さんは、「持ち逃げされた場合は座元が責任を負うか諦める。大きい額でも。」といい、経済面での責任は座元が取るべきものと認識されており、座元は「信用のある人じゃないとメンバーを集められない。」という。座元が新垣さんの経済的な損失分を補填し、持ち逃げした者たちはコミュニティから離脱しているため制裁も済んだものとして処理されている。

・名義貸しと座元の持ち逃げ(金城さんの場合)

金城さん(①)さんは、30年ほど前、掛金10万円、総額100万円の模合を起こした飲食店業者から、金城さんの分も支払うから名義を貸してくれと頼まれ、義理のある人であったため名義を貸し、座元が金城さんの名義で受領するときは模合にも顔を出して金城さんが受領したという形式にした。この座元は他にも名義を借りており、その分を全て受領した後に県外に逃げてしまったという。後から聞いた話では、この座元は博打をしていたそうで、そのために金が必要になったのだろうということだった。持ち逃げした後、九州の田舎で働いていたがすでに亡くなったという話も聞いたという。

模合メンバーは座元の経営していた飲食店の常連客たちで、名義貸しの事情も知っていたが、金城さんの名義で座元が受領した分について支払うよう求めてきたため、金城さんはこれを支払っている。

「もうみんな(模合のメンバーたちは事情を)わかってるし、もうもう、責任取るしかないなと思って。で、本人ももう一夜にしていなくなってるから。ああー、みたいな。座元の人が基本的に逃げた人の責任を取るんだけど、これ座元が逃げてるからね(笑)。座元が逃げてるからえらいこっちゃ。まあまあ兄貴の模合も逃げた人いたけど、座元がみんな責任とったみたいだから。そんな感じです。」

持ち逃げされた後で、警察や弁護士に相談しようとは考えなかったそうである。

自分は名義を貸していただけなので支払わないとは言えないのかと尋ねると、

「まあ言えないな。みんな知り合いだし。で、この人たちも、〇〇(金城さんのあだ名)が名義貸してるのはわかるんだけど一応顔出したからなあ、って言って。いやそれで、いやいやいや取ってないからって我張れば、それで通ったかもしれないけど、まあまあそういうわけにもいかないから。いやもう僕もじゃあ顔出したんで、残ってるお金全部ちゃんと払いますからって言って。まあまあ、そのおかげで、それ以来みんな逆にお店に来てくれるようになったりとかしたんで。」

金城さんは後に、この模合のメンバーともつながりのある友人から、「金城はこれを払ったから難儀はしたけどみんなから一気に信頼を得たんだよ」と言われたのが嬉しかったそうで「一番、ああそうだなと思った」という。

逃げた座元に対しては、「まあ年配の方だったし、夫婦でもう逃げちゃってるからね。まあまあ今から追っかけてってもなと思うし。ただ、この人が宝くじでも当たって、この前ごめんなーと返してもらったらラッキーだなとは思ってたけど。」と語っていた。

おそらく座元が最初から持ち逃げするつもりで起こした模合であり、本来持ち逃げの補填をすべき座元が逃げてしまったために名義を貸していた金城さんが責任を負わされている。名義を貸した以上、持ち逃げした座元に代わり自分名義の分を支払わなければならないと考えられているのは、沖縄社会において模合がその人の信頼度を測る一つの指標となっているために、もし支払わなければメンバーとの関係喪失やこの模合からの排除だけにとどまらず、模合におけるトラブルの責任をとらない人物であるとして社会的な信頼や評判を損ないかねないと危惧されているからであろう。模合は信頼関係で成り立っているため、ある模合のトラブルにより信頼できない人物であると評価されれば、他の模合をすることも難しくなり、模合が社会構造に組み込まれている沖縄では、こうした人物に対する社会的信頼や評判が一段下がるという社会的な不利益が一定程度存在している。

金城さんが他のメンバーからの信頼を得たんだと言われたことが嬉しかったというのも、社会的な信頼や評判を損なわずに済んだことへの安堵があったからではないだろうか。持ち逃げしたことで信頼を裏切りコミュニティから離脱した座元とは対照に、損をしてでも貸した名義による損害分を支払うことで信頼に足る人物であることを証明し、自身の社会的評価を維持したといえよう。

・保証人の責任(誠治さんの場合)

宮古島で事業者同士の掛金 10 万円の模合をしていた誠治さん(⑩)は、座元から誠治さんの隣に座っていた全く付き合いのない人の保証人をやってくれないかと頼まれ、いやと言えずに保証人を引き受けたが、この人が模合に来なくなってしまったため 2 人分の掛金を支払い続けることになった。こうした金銭トラブルに巻き込まれることが多く借金も背負ったが、銀行員に模合さえやらなければ融資すると言われたためこの条件に従い模合をやらなくなったという。

誠治さんは、被保証人の分まで払ったことについて、「やっぱりもう私が払わんと。相手が許さんさあね。」と、他のメンバーに対して責任を果たさなければならないと考えられており、ここにもやはり自身の社会的信頼とコミュニティからの排除がかかっているであろう。

誠治さんの被保証人で支払いをせずに逃げた人は現在も宮古島に住んでいるそうだが、誠治さんの妻の良美さんは「まあ私たち許してあげてる。なんでかって言ったら、この人仕方がない払えないものは払えないって、私たちも払えないのは払えないんだけど、まあ当時私らはちょっと給料もらっていたから、食べる物だけはちょっとあったから、忘却してきたね。で、この大きなものは私たちの人生の月謝と思ってる。だから、もやいもこの人(誠治さん)

損したけど、人生の月謝。だからこういうこともあるよねと、次からは保証人にならないことと思ったかもしれない。」と、保証人としての債務とこの被保証人を受け止めている。これは、誠治さんの事業が成功し借金を比較的短期間で返済できたためそのように受容できている部分もあると思われるが、これからもこのコミュニティで生活していくためには保証人として他のメンバーに対する責任と義務を果たし信頼を失わないようにするしかないため、そのように自身を納得させてやり過ごさなければならなかったのだろう。

・座元の責任(真栄田さんの叔母の場合)

30年ほど前、真栄田さん(⑪)の叔母(母親の妹)が水商売をしており、店のリニューアル資金のために模合を起こしたが、メンバーに夜逃げされたので座元である叔母さんが責任を負って補填することになった。祖母宅を売却して補填するかという話になったが、母親が祖母宅の一階で商売をやっていたため最終的には真栄田さんの両親が祖母宅を買い取る形になったという。

叔母が座元として責任を負い、家族にも拋出させる形で損害分を補填して内々に処理されている。法的な裏付けがないので持ち逃げされても泣き寝入りするしかないが、座元はメンバーへの責任感からなんとかして損害を補填し、巻き込まれた家族もメンバーに裏切られた叔母も被害者であり攻め立ててもしょうがないと捉えている。模合における信頼を失い、社会的な評判を損なえば商売にも影響する恐れがあり、巻き込まれた家族もこうした模合の社会的機能を理解しているからこそ協力したところもあったのではないだろうか。

(2)親睦的な模合におけるトラブル処理

親睦的な機能の大きい模合は、そもそも明確な座元がいない場合も多く、掛金も少額である傾向にあるため、経済的な損害については全員で分散して負担するか、積立金が別途ある場合にはそこから拋出するなどして補填するようである。

トラブルを起こした者に対する制裁については経済的な模合同様、模合メンバーとしての肩書の剥奪とコミュニティからの排除が信頼を裏切ったことへの制裁として機能しているといえる。ただ、少額であるため高跳びによるコミュニティからの離脱は少なく、模合メンバーとしての肩書は剥奪されてもコミュニティからの排除には至らない場合もある。

・コミュニティからの離脱(上原さんの場合)

上原さん(⑥)が所属していた社会人サッカーチームでは、活動費の徴収のための模合が行われているが、備品を買うために引き出した活動費(1万5000円くらい)を監督から預かったメンバーがそのままいなくなり、クラブからも抜けて音信不通になってしまった。強いサッカーチームだったため遠くから来ている参加者もあり、クラブを抜けると全く関りがなくなるという。

上原さんはこの活動費を預かったまま音信不通になってしまったメンバーについて、「汗

水流して一緒に釜の飯食ったメンバー」であり「それ以外見たら別に何も悪い人ではない」といい、当人の状況の心配やつながりがなくなったことが惜しまれていた。少額であったこともあるが、金の問題というよりも、つながりの喪失によって処理された人間関係の問題であろう。

・模合からの離脱(真栄田さんの場合)

高校の同級生との模合をしている真栄田さん(⑪)は、20代の頃、宮古署に異動になった同級生の警察官が途中から支払わなくなったことがあったが、主要メンバーで話し合い彼が拠出していた積立金で補填したという。

模合メンバーはこの人に対して特に責めるようなことはなかったようである。

「最初の頃は、なんていうか、ふざけて言ってましたけど。まあこの辺が中部の緩やかなところですかね。はっはっは(笑)。一応誰も損はしてなかったから。まあいっか、やりそうだよなとかっていうところで、じゃんじゃんっていう。」

この人は沖縄本島に戻ってきており今でも付き合いはあるが模合には入ってないそうで、真栄田さんは「軽い除名処分か。」と言って笑っていた。本人が模合に入りたいと言わないので入っていないが、忘年会にはオブザーバーとして参加しているという。

離島に転勤して忙しく払い忘れていただけであり、悪意のある持ち逃げではないだろうと理解されているようで、人間関係に対する裏切りとは捉えられていないため模合メンバーとしての肩書は剥奪されているがコミュニティからは排除されていないようである。

2. 内部における補償と制裁の確立

ほとんどの模合のトラブルは、模合の内部で処理され、公的機関による解決や第三者による仲裁や調停はほとんど選択されない。

社会構造に模合が組み込まれている沖縄では、模合が社会における信頼形成の場となっているために、トラブル処理における座元の経済的な責任能力が座元自身の社会的な信頼と評判を左右し、トラブルを起こした者は社会的な信頼と評判を落とすことになる。こうした社会構造に基づき模合のトラブルでは、座元が経済的な損害を補償し、トラブルを起こした者は模合メンバーの肩書を剥奪され、コミュニティから排除されることで制裁がなされるという形で内部にトラブル処理の仕組みが成り立っている。

照屋さん(⑮)は20年ほど前に加入した模合で持ち逃げがあり、座元に力がなかったため損害分は補填してもらえなかったという。

照屋さん自身は、模合のトラブルが裁判持ち込まれたという話は聞いたことがなく、「宮古ではもう、例えば持ち逃げされたとか、途中で払えなくなったというメンバーが出てきても、もうもやいのメンバーのなかで話し合って解決するっていうのがこれまでのパターン。

だからこれを借金とみなして裁判所が取り上げてこれで、持ち逃げした方に返済を求めるといことができるのかなというのはちょっと疑問に思うね。」というように、模合での損失を返済してもらうのは法律的に難しいのではないかと考えられている。

模合の信頼関係を失いたくないため、「もやいだけは崩したくない」という思いでやっているそうで、多くの人とはたとえ借りてでも模合の支払いは欠かさないのではないかという。

「それぐらいもやいというのは、信頼の下で構築されてると。だからそれを崩して持ち逃げしたりしたら、それはもう帰ってこれないですよ。みんな知ってるしね。みんな顔見知りだから。だからたまに聞くのは、持ち逃げしててばったり那覇で会ったとかね。そんな方もいますよ。もう逃げるようにして行ったと、びっくりしてね。までも、やむを得ないからそうしたとは思うんだけど、それぐらいもやいということに対して、やっぱり強い、ね、これを崩したら信頼関係がなくなるというのはもうみんな、あの熟知していて、結局はもう地域に居られなくなる、暮らしにくい。すごい負い目を感じながら生活をするということになるから、みんなそこらへんは頑張るわけね、もやいだけは。」

信頼関係で成り立っている模合でトラブルを起こせば、メンバーの信頼を失うだけでなく周囲からの評判にも関わり地域にも居づらくなるため、これを回避するために模合の規範が守られている。

また、模合は「ウチ」の世界であり、内部におけるメンバー同士の人間関係の問題を「ソト」へ持ち出すのは馴染まないという感覚が共有されているように思われる。

ただし、経済的な模合において掛金が高額になればなるほど、信頼形成機能よりも経済機能が大きくなるため、人間関係よりも金の問題として外部化しやすくなるといえる。戦後からバブル期に見られたゴロゴロ模合騒動などは、経済的な模合の人数が膨れ上がり、もはや座元の社会的、経済的な信頼を見て加入する次元ではなくなっているため、トラブルが発生しても内部で納められる規模ではなく、座元が処理しきれず逃げてしまったりそのまま崩れたりといった事態に陥り、メンバーにとっても信頼よりも金の問題であるため公的機関が頼られ問題が外部化していたといえるだろう。

座元が損害を補償したうえで裁判になった事例としては、損害賠償請求控訴事件(福岡高判平 21.7.21 金融・商事判例 1352 号 32 頁)がある。貸金業を営む株式会社である被告(被控訴人)Y の従業員であった A が、真実は受領した金員を自らの被告に対する横領の穴埋めに用いる意思であったにもかかわらず、資金調達(Y による貸金業の原資に充てる)目的であると説明し、原告(控訴人)X から金員を受領したとして、X が Y に対して使用者責任に基づく損害賠償を求めた事案である。

A が X から受領した金員のうち模合に関して争われた部分を取りだすと、A は、X が発起人である模合(掛金 1 口 3 0 万円、毎月 2 5 日開催、1 2 回)に加入し、2 回の掛金(6 0 万円)を払った段階で、平成 1 8 年 2 月 2 5 日に 3 6 0 万円を落札したが、その後、同年 1 2 月 2 5 日までに支払うべき 1 0 回分の掛金合計 3 0 0 万円を支払わず、X がこれを立て

替えて支払った。Aは、真実は被控訴人からの横領金の穴埋め資金に充てる意図を有していたのに、これを秘してXが発起人である模合に加入して落札し、実際に上記横領金への穴埋めに充てて費消したことが認められる。

「控訴人が主催した模合は、個人を構成員とする相互金融を目的としたものであったこと、模合帳にも被控訴人の商号の記載がされていなかったことが認められるから、控訴人が、Fを模合に加入させ、落札させたことが、被控訴人の被用者の職務(資金調達)としての外形を有していたとはいえないし、被用者の職務(資金調達)としての外形を信頼して行ったものであるとは認められない」ため、被控訴人に対する使用者責任の追及はできないとしている。

第4節 小括

戦後、銀行などの金融機関を利用できない人々は模合によって住宅や家畜の購入から事業資金の調達に至るまで経済的な相互扶助を実現していたが、金融機関の発達とともに模合の経済機能に対する需要は次第に減少し、親睦を目的とした模合が主流となっていく。

模合は金銭のやり取りを伴うため加入者を会合に集めることができるという拘束力を持ち、掛金の支払いを怠ると模合の人間関係と信頼を失うおそれがあることは共通了解となっているため、あえて模合を「口実」として利用することで定期的な集まりを実現させ親睦の場が確保されている。こうした親睦機能の大きい模合でも、子どもの入学資金や車検、家電の購入などのためにまとまった資金が欲しい人に受領させるといった経済的な相互扶助が副次的に行われており、小さな金融として利用される場合も多い。

模合は多様な目的に応じて形態を変えるが、定期的な会合において全員が一定額を出し合い順番に受領していくという基本的な仕組みは広く共有されている。持ち逃げなどの逸脱行為を行った者は模合グループから排除され、損害は座元や保証人が補填するか、全員で共同負担する方法が取られるためトラブルのほとんどが模合の内部で処理されている。

社会構造に模合が組み込まれている沖縄では、特に高額な模合において座元の経済的な責任能力が座元自身の社会的な信頼と評判を左右し、トラブルを起こした者は社会的な信頼と評判を落とすことになる。こうした社会構造に基づき模合のトラブルでは、座元が経済的な損害を補償し、トラブルを起こした者は模合メンバーの肩書を剥奪され、コミュニティから排除されることで制裁がなされるという形で内部にトラブル処理の仕組みが成り立っているため公的機関が頼られることは少ない。

現在の模合の特徴を挙げるとすれば、かつてのような庶民金融としての機能は完全には失われていないもののこれに比重をおいたものは少なく、親睦に比重をおいたものが多い。一つの模合のなかに親睦から金融までの機能が搭載されており、それぞれの目的に合わせて柔軟に利用されている。メンバーは同窓や友人知人、仕事の関係者などのもとから交流のある者同士でつながる傾向にあるといえるが、血縁地縁に基づくものは少なく、所与の関係性

ではなく自身が築いてきた人間関係の中から選んだ人々とのつながりを模合によって維持、強化しようとしているといえるだろう。

第2章 移民社会における模合

第1節 沖縄系移民の社会

沖縄県は国内有数の移民や出稼者を生み出してきた県であるといわれ、国内においては大阪市大正区や横浜市鶴見区など、海外においてはハワイやブラジルなどに多くの沖縄県出身者が渡っていったことが知られている。

沖縄県で約5年に一度開催される「世界のウチナーンチュ大会」は、世界各地に暮らす沖縄にルーツをもつ人々が集う国際交流イベントであり、「沖縄県の貴重な人的財産である世界各地の県系人の功績を称えとともに、県民との交流を通してウチナーネットワークを拡大・発展させ、さらに母県である沖縄に集い、そのルーツやアイデンティティを確認し次世代へ継承していくこと」が目的とされている⁹⁴。2016年に開催された第6回ウチナーンチュ大会では、世界27カ国と2地域から7353人、国内から603人が参加している⁹⁵。

沖縄県出身者だけでなく、2世以降の人々の中にも沖縄(系)人としてのアイデンティティをもつ人々が少なからず存在しているといえ、現在でも各地で沖縄県人会や郷友会の活動が行われている。こうした国内・海外の沖縄系コミュニティにおいて模合はどのように変化しているのか、もしくは維持されているのかについて、2024年に行ったハワイ(ホノルル)、大阪市大正区および兵庫県人会本部での聞き取り調査の結果をまとめ、沖縄県内の状況と比較したい。

調査地を選んだハワイ、大阪、兵庫はいずれも沖縄からの移民・出稼者の多い地域であり、現在でも県人会の活動が比較的活発な地域である。第6回ウチナーンチュ大会への参加者は、ハワイ沖縄連合会(マウイ沖縄県人会含む)が1861人で海外県人会最多、沖縄県人会兵庫県本部が129人で国内最多、大阪沖縄県人会連合会が84人で国内2位となっている⁹⁶。

1. 移民の背景

沖縄から日本本土への出稼ぎや海外移民が始まるのは明治30年代からであるが、その数

⁹⁴ 沖縄県知事公室広報課編「美ら島沖縄」沖縄県知事公室広報課、2022年9月号2頁。

⁹⁵ 第6回世界のウチナーンチュ大会実行委員会事務局編「第6回世界のウチナーンチュ大会報告書」第6回世界のウチナーンチュ大会実行委員会、159頁。1990年の第1回大会以降、参加者(海外+国内)の数は増加しており2016年の7956名は過去最多である(163頁)。

⁹⁶ 前掲・第6回世界のウチナーンチュ大会実行委員会事務局、160～162頁。

が急激に増加したのは 1920 年代から 1930 年代初頭にかけての沖縄県経済の不況が要因とされている。

大正から昭和にかけての沖縄県の職業構成は 70%から 75%が農家戸数(那覇、首里を除くとほとんど 90%)であり、さらにその 50%以上が 5 反未満を経営する零細農家であった⁹⁷。農作物は甘藷とサトウキビが全耕地の 4 分の 3 を占め、サトウキビが唯一の換金作物として重視されていたが、不適当な耕地にもサトウキビを栽培したためこれに見合う産糖高をあげることができなかった。

社会学者の戸谷修は 1930 年の沖縄の就業構造を全国と比較し、農業就業比が著しく高く農業以外の就業人口はいずれもきわめて少ないことを確認したうえで、戦前の沖縄について、農業は「1 戸あたりの経営規模はきわめて零細で、一人前の働き手となったものを新しく家庭内で余分にかかえ込む余裕はほとんどなかったし、県内において他産業に就労させる機会をえることはきわめて困難であった」としている⁹⁸。

こうした就業構造を背景に、第一次世界大戦後の世界的な恐慌・不況の影響により沖縄県経済は深刻な不況に陥る。1920 年に沖縄県の主要輸出品であった黒糖の価格暴落が始まったことをきっかけに、県経済は輸移出品超過から輸移入品超過へと転換し、銀行や無尽会社などの金融機関の破綻と零細企業の倒産、これによる県内市町村の財政破綻が引き起こされた⁹⁹。県内の一般民衆は極度の資金難に直面し、十分な食糧を手に入れることができず野生のソテツを食べて飢えをしのいでいたが、ソテツの調理法を誤り食中毒で亡くなる事件も相次ぎ、「ソテツ地獄」と呼ばれる過酷な状況に陥っていた。

もはや県内では生活が成り立たなくなり、1920 年代から 1930 年代初頭にかけて沖縄県

⁹⁷ 安仁屋政昭(1977)「移民と出稼ぎ—その背景—」沖縄歴史研究会編『近代沖縄の歴史と民衆』沖縄歴史研究会、152 頁。

⁹⁸ 戸谷修「産業構造と就業構造の変動」山本英治、高橋明善、蓮見音彦『沖縄の都市と農村』東京大学出版会(1995)、57～58 頁。1930 年の全国の農業就業人口比 47.7%に対して沖縄は 73.3%、工業部門では全国平均が 19.8%、沖縄は 11.3%、商業部門では全国平均が 16.6%、沖縄は 6.8%となっている。

⁹⁹ 沖縄における 1920 年代から 1930 年代初頭までの経済不況は、第一次世界大戦後の世界恐慌を背景とするものだが、不況が沖縄において増幅された要因としては、①世界的にプランテーション農業による分蜜糖の生産が主流となった中で沖縄は零細農民による含蜜糖(黒糖)の生産が主流だったこと、②輸出国のダンピングによる砂糖の国際市場価格の低迷、③不況により日本全国の農村からの黒糖の需要量減少、④沖縄の商品経済依存および諸産業の生産力の低さ、があったとされる。(安里進、田名真之、真栄平房昭、西里喜行、豊見山和行、高良倉吉(2004)『沖縄県の歴史』山川出版社、278 頁)。

からは大量の県外出稼ぎと海外移民が流出していくこととなった。

当時の移民・出稼ぎの背景について分析した安仁屋は、昭和2年(1927年)の島尻郡中等農家の年収支状況を分析し、農村における模合について以下のように述べている¹⁰⁰。

「農村におけるもっとも一般的な金繰りの方法は模合であった。各戸を通じて数口の模合に加入しているのが普通であった。一九二四年の調査では許可を受けた分だけでも(実際にはその三倍と推定される)、三千五百十五組、口数二十万九千余、その契約高は八百万円にのぼっている。例にあげた中等農家の加入する模合は、一口出資金二十円、期間十五年、毎年二回掛けとして総口数三十口、総金額六百円で満期となるのがふつうであった。しかし、窮迫に達した階層では、年模合、月模合というものがあって、掛金も一円から五円のものが多く、生活苦に迫られて高利で落札し、負債の償還にあてるのである。したがって金利も高く、最高四割八分、最低一割というおどろくべき高金利であった。模合がなくなると、また新たな模合に加入して、いよいよ負債を加重していくことになる。このような一連の過程を考えてみると、兼業や短期出稼ぎは生計費の補助手段とも考えられるが、とくに家族ぐるみの海外移住は、一種の負債の整理過程ともいえる。」

(1)海外移民

日本における本格的な移民の開始は1885年、沖縄県からの移民が開始されたのは14年後の1899年である。1899年12月に沖縄を出発した最初の移民27人がハワイへと渡り、その後3年間は送出が中断されたが1903年に再開されている。『沖縄県史』によると、1903年(明治36年)には96人であった出移民数は1906年(明治39年)には4670人まで増加し、いったん減少したものの、大正に入ってから1917年(大正6年)に3633人、1918年(大正7年)には4187人まで増加し、その後は年間概ね1000～4000人の間で推移している¹⁰¹。

沖縄県出移民数の全国比は、1899年が0.1%、1903年が0.7%であったが、3回目となる1904年には5.8%となり、1908年には13.0%まで増加している。1920年から1930年までの10年間における沖縄人移民は2万4439人、全国の移民のうち14.4%を占め、1925年には22.9%に達している¹⁰²。1940年時点での海外在留者数の現住人口数に対する比率は、沖縄県が9.97%で最も高く、次いで熊本県が4.78%、広島が3.88%、山口県が3.23%となっ

¹⁰⁰ 安仁屋政昭(1977)「移民と出稼ぎ—その背景—」沖縄歴史研究会編『近代沖縄の歴史と民衆』沖縄歴史研究会、157頁。

¹⁰¹ 沖縄県(1974)『沖縄県史 7巻』沖縄県、6-9頁。出移民数は沖縄県と外務省の記録の間で異なるが、本稿では沖縄県側の数値を取り上げている。

¹⁰² 1908年以降の沖縄県出移民数の全国比は1915年の4.9%が最低で、1938年の37.8%が最高である。前掲・沖縄県(1974)、7～8頁。

ている¹⁰³。

沖縄県の出移民は「1904 年(明治 37)以降は、継続して、また短期間に多数の移民を送り出したこと、全国的にも大きな比重を占めたこと、が沖縄県出移民の大きな特徴であった」とされている¹⁰⁴。移民先は、1910 年代まではハワイに集中していたが、ソテツ地獄以降、中南米と南洋海域への移民も増加していった。1940 年の在留国別海外在留者数は、ブラジルが 1 万 6287 人と最も多く、ハワイが 1 万 3146 人、ペルーが 1 万 717 人、フィリピン群島が 9899 人となっている¹⁰⁵。ハワイや中南米では、サトウキビやコーヒーなどのプランテーション農場での労働が主であったが、次第に都市部でビジネスを営む者も増えていった。

(2)県外出稼ぎ

第一次世界大戦により未曾有の好景気をむかえていた日本本土では各地で労働力の需要が高まり、沖縄の農村から大量の出稼ぎ労働者が工業地帯へと送り込まれた。距離の近さに加え、費用も海外移民とは比較にならないほど安くすませられたことなどから、県外への出稼ぎは海外移民よりも圧倒的に多い。出稼ぎ労働者全体の正確な人数は把握されていないが、明治 30 年代後半から太平洋戦争にいたる約 40 年間の沖縄県からの出稼ぎ労働者は延べ 15 万人を超える推測されており、大正末期から昭和初期の最盛期には、阪神工業地帯への出稼ぎだけでも年間 2 万人を超えたとされている¹⁰⁶。

出稼ぎ先は主に阪神地区や京浜地区で、1925 年 8 月における沖縄出身出稼者(1 万 9926 人)の出稼ぎ先の比率は、大阪が 42%、神奈川が 14%、静岡が 6%、東京が 5%、福岡が 5%となっており、四大工業地帯に集中している¹⁰⁷。1932 年度の職業別出稼状況調査によると、工業に従事する者が 48%で最も多く、戸内使用人が 16%、雑業が 14%と続く¹⁰⁸。

沖縄県の出稼ぎ労働者の状況について分析した安仁屋政昭は、海外移民と本土出稼者は経済的困窮という社会経済的背景は共通であるとしつつ、流出の形態の違いについて以下のように分析している¹⁰⁹。

¹⁰³ 前掲・沖縄県(1974)、13 頁。

¹⁰⁴ 前掲・沖縄県(1974)、9 頁。

¹⁰⁵ 前掲・沖縄県(1974)、14 頁。

¹⁰⁶ 前掲・沖縄県(1974)、423 頁。

¹⁰⁷ 前掲・沖縄県(1974)、432-433 頁。

¹⁰⁸ 工業の内訳は、製糸、紡織、酒造、豆腐、寒天製造、其他工業となっている。男女ともに工業が最多であるが、特に女子出稼労働者の 63%が工業に従事しており、これは主に製糸紡績業である。前掲・沖縄県、438-439 頁。

¹⁰⁹ 前掲・沖縄県(1974)、441 頁。

「まず、本土出稼ぎ労働者の大部分が工業に集中していて、阪神・中京・京浜の工業地帯が主要な出先地であること、また短期出稼ぎの若年労働者が主流であることも特徴的である。短期出稼ぎというのは、季節的な出稼ぎが多いことも一因だが、工場側の都合で不況期には真っ先に人員整理の対象とされた側面も見のがせない。次に、男女の比率において、女子労働者の占める比率が高いことも注目され、工業における女子比率は圧倒的である。製糸・紡績の工業に女子労働者の大部分が吸収されていたことを示すものである。」

「いわゆる海外移民が、比較的永住的な家族移民が多く、家族移民でないにしても男子を中心としていること、農業移民が中心で特殊な分野として漁業移民が比較的が多かったこと、などと比較すると、きわめて対照的である。また、本土出稼ぎは、日本資本主義の好不況を直接的に反映して、その流出、還流をくり返してきたが、海外移民の場合はその影響を直接的にうけることは比較的になく、とくに郷里への帰国は別の要因の方が大きいと考えられる。」

第二次世界大戦後の米軍統治下では、軍用地の接収により元の居住地に帰れなくなった者は推定約 6 万人とされており、約 5 万人の自作農が耕作地を失った¹¹⁰。他の地域に移住する者や収容所付近にとどまる者も多く、基地の周辺に人口が集中していった。さらに、国内外からの引揚者により、沖縄の人口は 1945 年の約 33 万人から、翌年には約 51 万人にまで増加している¹¹¹。人口過剰により食糧難が深刻化したことにより、米軍基地内外の労働力の需要を見込んで、離島や農村から沖縄本島の中部や那覇への出稼ぎ、移住がなされていった。戦後、第一次産業の割合は急速に低下し、復帰直前の 1971 年の県内就業人口のうち第一次産業就業者は 24.1%、そのうち農業就業者は 23.1%であった¹¹²。

米軍統治下の輸入志向型経済の沖縄では製造業などの産業が発達せず就職難が恒常化していたこと、1950 年代後半から日本本土では大規模な求人難が起こったことなどから、1957 年に琉球政府による公的な集団就職制度が開始された。1957 年には 122 人であった本土就職者の数は徐々に増加していき、1970 年には 1 万人を超え、1970 年代の沖縄の例年の高校卒業者 1 万 6000 人程度のうち 4 分の 1 にあたる 3000~4000 人が本土就職していた¹¹³。

当時、故郷への U ターンを前提とした本土への労働力移動を人生における「キャリア形成」の手段と考える者は少なからずおり、多くの沖縄出身者は自身の置かれた地理的、政治

¹¹⁰ 与那国暹『戦後沖縄の社会変動と近代化 ―米軍支配と大衆運動のダイナミズム』沖縄タイムス社(2001)、71~72 頁。

¹¹¹ 櫻澤誠『沖縄現代史』中央公論新社(2015)、10 頁。

¹¹² 前掲・戸谷(1995)、63 頁。

¹¹³ 山口覚(2016)『集団就職とは何であったか―〈金の卵〉の時空間―』ミネルヴァ書房、281 頁。

的位置の影響もあって本土や都会にあこがれの意識をもっていた¹¹⁴。戦前の本土労働市場には「朝鮮人琉球人お断り」という差別的な雇用慣行があり、戦後になっても同様の状況が見受けられ、差別的な取り扱いや過酷な労働環境、沖縄出身者の犯罪や自殺が問題となっていた。

2. 大阪の沖縄系移民

富山一郎は、戦前の関西における沖縄系出身者の状況について、「沖縄出身者は安く使える」という差別意識にもとづいた集中的雇用と、労働過程における差別的労務管理という「沖縄的労働市場」があったとしている¹¹⁵。沖縄系出身者は先に本土へ渡っている親族や同郷人のネットワークを頼って住居や雇用を確保し、そこに集住地域が形成されていった。

・大阪の沖縄県人会組織

大正13年、現在の兵庫、大阪、和歌山などの県人会の前身ともいえる関西沖縄県人会が大阪で結成された。大阪を中心に兵庫、京都などに支部をつくっていき活動も活発に行われていたが、昭和に入ってから活動も停滞しがちであったという¹¹⁶。

大正区に沖縄出身者が居住し始めたのは大正の初期頃であり、当時の沖縄県出身者は先住の先輩・親戚・知人を頼って来阪しており、先住の者たちが自宅に宿泊させたり職探しの世話をしたりと助け合っていたようである。昭和10年、大正沖縄県人会が結成され、当時の目的は「郷里沖縄を認識し、県人としての自覚と誇りを持たせる事、就職斡旋や生活相談等をして会員の生活文化向上発展を図ること」であった¹¹⁷。大阪沖縄県人会連合会『雄飛

¹¹⁴ 前掲・山口(2016)、272頁。

¹¹⁵ 富山一郎『近代日本社会と「沖縄人」 「日本人」になるということ』日本経済評論社(2006)、131頁。

¹¹⁶ 沖縄県人会兵庫県本部35年史編集委員会『ここに榕樹あり 沖縄県人会兵庫県本部35年史』沖縄県人会兵庫県本部(1982)、31頁。『同胞』に掲載されている関西沖縄県人会規約(大正14年6月一部改正)によると、会の目的は「会員相互ノ救済県人ノ向上進歩ト併セテ融和ヲ計ル」ことであり、そのための事業として、「災害、疾病、不幸などの慰問」、「失業防止、就職紹介、関西在住県人の保護」、「県人の社会的状況を調査してその対策を講ずる」、「講演会を開いて知識の向上を期する」、「定期的に会報を発行する」、「一身上の相談引受」、「沖縄と連絡をとる」の7項目を掲げている。(34頁)

¹¹⁷ 前掲・大阪沖縄県人会連合会(1997)、142頁。大正県人会は平尾、小林、北恩加島の三分会から構成され、各分会ごとに行事があり、新年互礼会、忘年会、二年に一度の役員改選

大阪の沖縄』(1997)によると、当時の大正区県人会員数は1万8000～2万人とされており、大正区人口の4分の1を占めていたという。

昭和21年、東京で全国沖縄人連盟大会が開催されたことをきっかけに、大阪の各地区県人会は南西諸島連盟を結成し、これが沖縄人連盟関西本部、沖縄人連盟大阪本部を経て、昭和27年に大阪沖縄県人会連合会となり、各地区の支部を各地区県人会としている。

大阪沖縄県人会連合会は設立時に目的として、「①会員の親睦を図る。②会員の生活福祉援助に当ること。③沖縄県の復興に貢献すること。④沖縄県の日本復帰運動を遂行すること。⑤海外引揚者の受入援護に当ること。」を掲げている¹¹⁸。

現在、大阪市には大正区沖縄県人会、西成区沖縄県人会、西淀川区沖縄県人会、港区沖縄県人会、此花区沖縄県人会、住之江区沖縄県人会、北区沖縄県人会、中央区・西区沖縄県人会、都島区沖縄県人会の計9の県人会があり、これに堺沖縄県人クラブ、沖縄企業在阪支社懇話会を加えた11団体で大阪沖縄県人会連合会を構成している。大正区沖縄県人会が最も大きく、北恩加分会、平尾分会、小林分会の3つの分会を有している。

県人会の主な行事は、新年会、総会、運動会、エイサー祭りであり、連合会の運動会は各地区県人会の10団体で1000人ほど集まる。現在、大正区県人会から総会の案内状を送るあて先は400ほどであり、実際に総会に参加しに来るのは240～250人ほどだという。

・郷友会など

県人会とは別に郷友会も存在しており、近畿八重山郷友会、関西宮古郷友会、関西読谷郷

の総会がある。若き人材育成のため分会の青年部を中心に、三分会対抗の体育大会が行われていた(143頁)。

¹¹⁸ 大阪沖縄県人会連合会『雄飛 大阪の沖縄』(1997)、99頁。当時の活動として、①会員相互の親睦を図る活動(運動会、相撲大会、舞踊大会、その他)、②南西病院を泉尾小学校内に設置(病院が少なかった当時、病院を設置して、会員並びに一般市民の診療に当った)、③会員の戸籍作成(終戦後、戸籍焼失者の戸籍作成手続)、④証明書の発行(大阪府・市と提携して、沖縄より証明が受領できない者に対する証明書の発行)、⑤生活援護の指導に当る、⑥海外引揚者の出迎え援護(海外ことにシベリアよりの引揚軍人を舞鶴港に出迎え、帰還先が確立してない者は引揚者寮に慰安援護する。寮に生活していた海外引揚者は約五十世帯だったが、小学校を大阪市へ返還のため、大阪市とはかり、市営住宅に移転することになった。)、⑦沖縄県の復興に貢献(終戦とともに沖縄県はその復興、ことに学校・公民館・図書館等の設置で、各郷里より資金の寄付要請があり、県人は郷里の復興のため、各学校の講堂建設、村の公民館の設置、図書館等の資金として戦後の苦しい中から約一億円を在阪沖縄県人より郷里の市町村へ寄贈した。これは郷土愛の賜といえる。)が挙げられている(99～100頁)。

友会がある。他にも、がじまるの会、関西泡盛同好会、WUB 関西¹¹⁹などの沖縄関連の組織や集まりが存在する。

3. ハワイの沖縄系移民

ハワイの日系移民の歴史は、1868 年に最初の日本人移民一行(153 人)がハワイへ渡ったことから始まり、1885 年に結ばれた日本とハワイ王国の政府間条約に基づきハワイへの渡航が本格化していく。1898 年にアメリカ合衆国によりハワイ併合された 2 年後の 1900 年に沖縄からの最初の移民 26 人が到着する。1908 年までが渡航制約のなかった自由移民の時代、その後はハワイに親類がいる者という制限のある呼び寄せ移民の時代を経て、1924 年に「排日移民法」が成立し日本からの移民はなくなるが、それまでにハワイに渡った日本人は約 20 万人であった。

日本本土からハワイへの渡航が本格化してから 15 年遅れて沖縄からの渡航が始まったが、1929 年の『布哇日本人人名住所録』によると、ホノルルにおける日系人人口数の出身県は、広島が最も多く、次いで山口、熊本、沖縄となっている¹²⁰ことから、沖縄からハワイへの渡航が活発になされていたことが窺える。

アメリカにおける 1965 年の新移民法制定以降は、「新 1 世」と呼ばれる戦後の移住者も増加している。新 1 世の正確な人口数は不明であるが、アメリカ国勢調査における「日本人のみを祖先に持つ者」かつ「外国生まれの者」から割り出された数字が比較的近いものであるとして、2000 年のデータによればハワイ州でこのカテゴリーに該当する者は 19,644 人であり、これはハワイの全日系人の約 6.6%にあたる¹²¹。

2010 年のハワイ総人口における日系の割合は 13.6%であり¹²²、沖縄系人口はそのうちの

¹¹⁹ WUB(Worldwide Uchinanchu Business Association)は、1997 年 9 月にホノルルで開催された世界ウチナアンチュビジネス会議を契機に、世界各地のウチナアンチュと連携し、国際的ビジネス・ネットワークの構築と会員相互のビジネス活動の促進を目的として設立された団体。(WUB Hawaii(<https://wubhawaii.com/>)、WUB 沖縄(<https://www.wubokinawa.com/>)、WUB 東京(<https://wubtokyo.com/>)参照。)

¹²⁰ 飯田耕二郎『ハワイ日系人の歴史地理』ナカニシヤ出版(2004)

¹²¹ 中鉢奈津子「ハワイ日系人社会の特徴」『外務省調査月報』(4)、29～49 頁。

¹²² 横山香奈『ハワイ日系人の教育観とアイデンティティ——オーラルヒストリーから辿る「モデル・マイノリティ」への道』明石書店(2020)、66 頁。2010 年アメリカ国勢調査から横山が作成したデータに基づく。

約 27%を占めるとされている¹²³。沖縄県の推計によると、2016 年時点で海外に暮らすウチナーンチュの数は約 42 万人とされ、うちハワイは 45,000 人(県人会会員数)である¹²⁴。

沖縄系 1 世がハワイに渡航してきた当時は、先着の他県民との経済格差や沖縄特有の言語、文化、慣習などから沖縄系移民は日系社会の最下層に位置づけられ、沖縄系移民とそれ以外の日系移民の間に溝があったことから沖縄系移民同士で集まりコミュニティが形成されていった。また、出稼ぎとして渡航してきた 1 世は経済的に厳しい状況にある人が多く、ほとんどが過酷なプランテーション労働に従事していたが、2 世以降は事業で成功する者や高い教育レベルの者が増えていき、経済的に安定した層が多くなっていく¹²⁵。ハワイの沖縄系を中心としたファミリービジネスの成功の背景には沖縄系コミュニティの結束の強さと相互扶助の精神があったことも示されている¹²⁶。

第二次世界大戦後、沖縄出身者を中心としたボランティア組織が荒廃した沖縄への支援として衣服や豚などの物資を送っており、こうしたボランティア組織を統合して 1951 年にハワイ沖縄連合会の前身であるハワイ沖縄人連合会(The United Okinawan Association)がつくられている。当初は沖縄の救済活動が中心だったが、次第に文化的活動が盛んになっていく。

1980 年代からハワイにおける沖縄系コミュニティは盛り上がりを見せており、1980 年にハワイ沖縄移民 80 周年の記念イベントの一環としてハワイ沖縄人連合会から 35 名の 2、3 世が沖縄のスタディツアーに参加し、そこでみた那覇祭りに影響をうけた参加者らの指揮により 1981 年にオキナワン・フェスティバルが開始され¹²⁷、1990 年にはハワイ沖縄センターが完成している。

現在までハワイ沖縄連合会が沖縄系コミュニティの中心となっている。2010 年時点でのハワイの沖縄系の人口は約 5 万人、ハワイ沖縄連合会の会員数が 2017 年時点で約 4 万人で

¹²³ 内田真仁「世界に広がる沖縄系ハワイ移民—ウチナーネットワークが醸成する深い絆—」吉原直樹、橋本和孝、今野裕昭編『グローバル化時代の海外日本人社会』御茶の水書房(2021)、131 頁。

¹²⁴ 県交流推進課『第 6 回世界のウチナーンチュ大会報告書』158 頁。北米、南米のほかは県人会会員数(2016 年現在)、(うちハワイ 45,000 人 ※県人会会員数)

¹²⁵ 沖縄系 1、2 世の状況については、鳥越皓之『沖縄ハワイ一世の記録』中公新書(1988)、鳥越皓之『琉球国の滅亡とハワイ移民』吉川弘文館(2013)、前原信一『ワールド・ウチナーンチュ 忘れ得ぬ人々』ボーダーインク(2020)参照。

¹²⁶ 前掲・横山(2020)、150～152 頁。

¹²⁷ オキナワン・フェスティバルの創始については、白水繫彦「変容エージェントによる文化の創出 —ハワイ沖縄系コミュニティにおける事例研究」白水繫彦編『移動する人びと、変容する文化：グローバリゼーションとアイデンティティ』御茶の水書房(2008)、参照。

ある¹²⁸ことからすると、沖縄系人口の大部分がハワイ沖縄連合会に所属していることになる。連合会の活動は活発なようで、新年会や運動会といった催しやフェスティバルへの出展、芸能や教育活動などが行われており、会員たちは自身が所属する連合会の下部組織である市町村人会ごとに活動している。

第2節 関西・大阪の模合

多くの沖縄出身者が流れ込んだ関西の沖縄系コミュニティにおいて、模合はどのように行われているのかについて、2024年6月に大阪市大正区を中心に行った聞き取り調査の結果をもとに分析する。大阪沖縄県人会連合会、兵庫沖縄県人会本部をはじめとする沖縄系コミュニティ関係者を中心に聞き取りを行い、そのほとんどが沖縄出身者あるいはその子孫の方々であるが、沖縄コミュニティに参加する本土出身者の方々にも多大なご協力をいただいた。聞き取り調査協力者は以下のとおりである(全て仮名)。

●大阪市大正区

・大阪沖縄県人会連合会会館でのインタビュー

元山 80代男性、沖縄市出身、大阪沖縄県人会連合会会長・一般財団法人大阪沖縄協会理事長

安里 70代男性、名護市出身、一般財団法人大正沖縄協会理事長

国吉 60代男性、2世、一般財団法人大阪沖縄協会事務局兼会計理事

城間 60代男性、3世、大正沖縄県人会小林分会会長

赤嶺 40代男性、うるま市出身、会社経営者

高橋 70代男性、兵庫県出身、会社経営者

儀保 70代女性、2世、自営業者

名嘉 70代女性、久志村(名護市)出身、飲食店店員

川田 60代、大阪府出身、正等寺の先代住職

●兵庫県

・兵庫沖縄県人会本部でのインタビュー

仲宗根 70代男性、2世、沖縄県人会兵庫県本部長

¹²⁸ 世界のウチナーネットワーク(Worldwide Uchina Network)ホームページ、「ハワイ沖縄連合会」(<https://wun.jp/wun/associations/hawaii-united-okinawa-association>)参照。

新里 70 代女性、2 世

石田 70 代男性、2 世、事業経営者

池原 60 代男性、嘉手納町出身、飲食店経営者

1. 頼母子の変遷

もともとは日本本土でも頼母子や無尽が盛んに行われていた。1934 年に農林省が全国の市町村を対象に行った頼母子講の調査では、合計 29 万 9094 の講が存在し、講口数は合計 766 万 3520 口、講加入者数は 394 万 3748 人、講金総額は合計 32 億 7185 万 2278 円である¹²⁹。大阪は、報告があった市町村の割合が 58.8%、講数は 1247、講口数は 5 万 2955 口、講加入者は 2 万 2484 人、講金総額は 3490 万 1430 円である。兵庫は、報告があった市町村の割合が 96.7%、講数は 1 万 580、講口数は 27 万 4204 口、講加入者は 14 万 5022 人、講金総額は 1 億 3554 万 2401 円である¹³⁰。

1932 年の大阪朝日新聞は、兵庫県の頼母子講についてこの年 6 月に県当局が行った調査によると講数 1 万 7147、加入している講員数は 49 万 3810 人であったことから、県人口の 5 人に 1 人が加入している頼母子を「一般化された金融機関」として紹介している¹³¹。

1946 年に内務省が町や村の相互扶助組織について行った調査では、無作為に選ばれた 2500 人に対し、新しい民主主義という状況において伝統的な相互扶助組織である講の廃止を支持するかどうかを尋ねた結果、80%が廃止に反対し、新しい憲法制度のなかに講をとり

¹²⁹ 農林省経済更生部『農村金融資料 第 1 号 頼母子講ニ關スル調査』農林省経済更生部 (1935)参照。農村負債整理の参考に行われた頼母子講の概況調査で、無尽業法におけるいわゆる営業無尽を除いた、無尽、講会、模合その他名称を問わずその性質において頼母子講とみなし得るものを含んでいる。全国総市町村数 11592 のうち、報告があった市町村数は 9677(83.5%)、そのうち講があると報告した市町村数は 7270(報告があった市町村のうちの 75.1%)であった。

¹³⁰ 沖縄は、報告があった市町村の割合が 96.4%、講数が 12693、講口数は 34 万 2916 口、講加入者は 11 万 4781 人、講金総額は 7829 万 9887 円である。

¹³¹ 大阪朝日新聞「盛んな頼母子 講員四十九万人：県民五人に一人の割合：一般化された金融機関」1932 年 10 月 7 日。「講会を年限別に見ると十ヶ年前後のものが最も多く、口数別には二十口前後から五十口前後までのが比較的多い、また講の成立当初における目的別、ならびに給付金額別に調査したものとすると、講員各自の金銭融通のためにするもの、隣保扶助の目的によって成立したのが大多数で、前者は講数九千八百三十一、後者は同じく五千七百十八に上っている、給付金額は二千円前後のもの最も多く一講一口の一回掛金は平均二十余円、給付金の平均は八百八十四円となっている」。

入れるよう求めている¹³²。

大阪、兵庫では沖縄系の人々も頼母子と呼ぶのが一般的なようである。かつては模合(ムエー)も使われていたようだが、現地の頼母子という呼び方が浸透していったものと思われる。関西の沖縄系コミュニティにおける頼母子の記録は少ないため主に聞き取り調査協力者から得た事例から分析する。戦後は関西でも頼母子が盛んであり¹³³、経済機能の大きい頼母子も多く行われていたようだが、現在では数も減少し、親睦機能の大きい頼母子が主流となっているようである。

(1)かつての頼母子

1929年に起こった世界恐慌で日本経済も不況に陥り、大阪でも中小企業の倒産が相次ぎ失業者が溢れたが、大阪沖縄県人会連合会『雄飛 大阪の沖縄』によると、「その頃には、裸一貫から小さな事業を興している者もいたが大ピンチになった。そこで大きな力を発揮したのは、県人の間で流行っていた親睦と小資本の形成を兼ねた頼母子講(ムエー)であった。金融恐慌で銀行融資が閉ざされていたが、頼母子講で倒産寸前の町工場を支えた事例もあった。また、郷里へ送金するために貯めていた小銭を仲間が出し合って急場をしのいだ事業もあった。」という¹³⁴。

1930年代に兵庫県宝塚市の中高松に形成された沖縄県人の集落では、1935年に集落内の親睦と向上をはかるための同志会が結成され、月額一円の模合(ムエー)も起こして助け合いもなされており、「豚が一頭で五、六円の時代、一〇円あまりのまとまった金をつくるには、模合いが手っとり早かった」とされている¹³⁵。

戦前は県人同士のつながりの中で模合・頼母子により経済的な相互扶助を行っていたようである。

60年ほど前、新里さんの沖縄出身の父親が尼崎の自宅で県人会支部の頼母子をしていた。新里さんの父親は当時免許を持っている人が少なかったボイラー技士だったので、ほとんどの人が長屋住まいであった当時、新里さんの父親は農家から買い取った広い家に住んでいたという。

当時、新里さんの父親は県人会の役職に就いていたわけではなかったが、自宅で県人会支部の頼母子をやるということは家が広いということもあるが、おそらく支部の中心人物であったからだろうということであった。仲宗根さんと新里さんは同じ支部で、昔からあまり大

¹³² 時事通信社『時事年鑑』(1947)、288～299頁。

¹³³ 兵庫県出身の高橋さんの地元でも頼母子が行われていたそうで、小さな店が中心となって頼母子をしていたという。

¹³⁴ 前掲・大阪沖縄県人会連合会(1997)、75頁。

¹³⁵ 沖縄県人会兵庫県本部35年史編集委員会『ここに榕樹あり 沖縄県人会兵庫県本部35年史』沖縄県人会兵庫県本部(1982)、61～62頁。

きな支部ではないそう。仲宗根さんは、かつては県人会で頼母子をすることで「お互い励まし合うたり、支部の活動の時に疎通がちゃんとできたよな。意思の疎通が。」といい、最近はそのような機会がなくなっているという。

新里さんは沖縄出身者の多い地区であればみんなで助け合わないといけない、何につけても助け合いしかなかったとしており、仲宗根さんも当時はみんなで励まし合っていたという話はよく聞いたという。

模合や県人会は助け合いであり、沖縄出身者同士での励まし合いがなされていたとされる。仲宗根さんが「助け合いとは言いながら、来られるところは出費ばかりやけど。」というように、集まりで利用される家にはそれなりに負担もあるため、ある程度経済力のある人物が担っていたのであろう。

池原さんは50年ほど前の中学生くらいの頃に、親族が加入していた模合にお使いとして代理で参加していた。この模合のメンバーはほとんど沖縄の人で県人会に入っていたそうである。利息額の高さで落札する入札方式の頼母子であったそうで、掛金を持って行き、言われたとおりの利息額を書いて受領してくるというお使いで、急な入用などで受領していたという。

親族が模合に参加していた理由については「半分はお付き合いもありますしね。別に仕事（親族が経営する店）も軌道に乗って、そう困ってたふうには思いませんけど、一応皆さん集まる機会に顔も出したいし、いろんな話の情報、商売の情報もね、そういうお茶飲みながら話聞いたりとか、そういう場も兼ねていたと思いますけどね。」ということである。

当時は周りでも頼母子は盛んに行われていたそうで、先輩たちからも昔は2、3つ頼母子に入っていたというような当時の頼母子の話をよく聞くという。県会のつながりによる経済と親睦のための模合が行われていたようであり、定期的に集まることで親睦を深めつつ情報交換や話し合いができる場であったのだろう。

石田さんは60年ほど前、15歳の時に頼母子に加入したという。早くに親を亡くしたため15歳から働き始め、当時の給料は1万5000円ほどであったが、無理をして掛金5000円ほどの頼母子に加入し、3年間で2回落札して手元にできた16万円を元に自分で商売を始めている。その頼母子の他のメンバーは特に事業を起こしたい人たちではなかったそうである。

どのような目的で始められた頼母子であるかは定かではないが、石田さんはこの模合によりある程度まとまった金額を調達し、商売を始めることができた。人脈や経済資源のほとんどない15歳の子どもにとって頼母子は自力で資金調達のできるほとんど唯一の手段だったのではないだろうか。

尼崎に住む石田さんの周りには今でも頼母子をしている人たちがいるという。この地域は昔から沖縄の人が多く住む集落だったといい、ここでもかつては掛金何十万という高額な頼母子もなされており、商売人がやっていることが多かったという。今はそういった高額の

のは聞かないそうで、現在頼母子をしているのは大体沖縄の人であるという。沖縄出身者が集まって住んでいた地域であり、かつてはおそらく事業資金調達などを目的とする経済的な高額の模合がなされていたようである。

かつては経済的な機能の大きい頼母子も多かったため持ち逃げなどのトラブルもそれなりにあったようである。

大阪沖縄県人会連合会会館での聞き取りでは、50 年ほど前までは頼母子がよく行われていたらしく、商売人が多かったのでそれぞれ決算期をずらしそれに合わせて受領し事業を回したり、まとまった生活費として受領したりしていたという。昔は高額の模合もあちこちで行われており、安里さんの知人はバブル期には掛金 30 万円の模合をしていたが持ち逃げによって潰れたという。

兵庫沖縄県人会本部の仲宗根さんも、かつては商売人や小さな会社を起こしている人が多く、銀行も貸付をしてくれなかったので自分たちで助け合うしかなかったため頼母子がされていたが、現在では頼母子が少なくなってきており、周りでも頼母子をしている人はほとんどいないという。沖縄で積み立て模合と呼ばれているのと同様の「積み立て会」は現在も行われているそうだが、これについては後述する。

かつては入札方式が主流であったようで、利子下げ(利子落とし)、利子上げという方法もあったという(儀保さん、石田さん)。儀保さんによると、例えば掛金 5 万円の頼母子では、利子下げの場合、受領者は利子として 1 万円をその場で他のメンバーに払い、次回からの掛金の 5 万円のみ支払う。利子上げの場合、受領者は次回から掛金 5 万円に利子の 1000 円を加えた 51000 円を支払うというもので、提示する利子額の高い者が落札する。

(2)現在の頼母子

現在は頼母子自体がかなり減少しているようであるが、経済機能から親睦機能へと比重を移しつつ存続している。

大阪沖縄県人会会館でのインタビューでは、最近「付き合いの頼母子」、「ひと月に 1 回集まってみんなで飲みましょうという頼母子」であり、金額も 1 万円ほどのものが主流だという。国吉さんによると、「親睦会と、あと安否確認かな。どういう暮らしをしてるかやね。仕事どないや、みたいな感じやね。」と、近況報告をしつつ親睦を深めるための場であるとされている。

かつては受領希望者も多く利息額での入札制が基本であったが、現在は受領希望者が少ないため希望者がいない場合はくじ引きで取らせるものや、そもそも利息を取らないものもあるという。昔は持ち逃げなどのトラブルの話も珍しくなかったが、最近は聞かないという。

国吉さんは、「お金を集める目的よりも顔を見る方が主となってきたから、模合の形が変わってるから、そのお金じゃないねんな。その、まあお金の額も小さくなってるけどね、1 万円なってるからあれやけど。そういう意味では毎月集まる理由としての模合になってるね。」と説明しており、現在は「毎月集まる理由」として頼母子をしていると認識されている。

る。

以下では、現在の大正区で行われている 2 つの頼母子を紹介する。

〈一八会〉

一八会は、経済的な目的で始められ、現在まで継続されている頼母子である。

大正沖縄県人会の事業者を中心とする頼母子で、毎月 18 日に大正区の飲食店 O で開催されている。この飲食店 O のオーナーである D さんがこの模合の親で、現在のメンバーは 13 人、親とは別に模合の会長と会計係が 1 人ずついる。模合の掛金は 10 万円で、受領者は次回から利息として 3000 円を支払う。親の Dさんは 1 回目に受領することができ、利息も払わなくてよい。掛金とは別に、旅行などに行くために積み立てている会費が 1 万円ある。貯まった積立金はこれまでに宮古島旅行、ウチナーンチュ大会への参加、温泉旅行などに使われている。

一八会はおそらく 50 年以上続いているそうで、金額は変わっていない。メンバーは多い時で 30 人ほどおり、この模合に参加して事業資金を調達することによって商売で成功した人もいたという。

2024 年 6 月 18 日に一八会を見学させてもらった。

19 時から店の 2 階の一部スペースを貸し切るような形で開催されており、今回の参加者はメンバー 12 人(D さんは不参加)と、メンバーが連れてきたゲストが筆者を含めて 2 人、関係者が 1 人であった。出入口の横の席に会計係が座り、参加者は最初に支払いを済ませて各々席につき飲み物や食べ物を注文する。

この日は頼母子が一巡する日だったため、飲み会の途中で今回の収支について会計係が報告書を配り会長が説明を行う。報告後、受領者に金を渡し、メンバーの入れ替わりや共通の知人の歓送会企画についての告知がなされた。会計係が今回の積立金の余剰分を全員に返金する。ゲストの紹介やイベントの告知が行われた後は飲み会が続き、ほとんどのメンバーが二次会まで参加していた。

一八会に加入するには会員からの紹介と現模合会員らからの承認が必要だという。また、加入する際には入会費として 5 万円の支払いが必要となるそうで、頼母子(模合)に入会費が設定されているのはかなり珍しいと思われる。

D さんは飲食店 O の経営を離れ、一八会もこれを機に引退するそうで、店を引き継ぐ新オーナー(D さんの甥)が代わりに一八会に加入することになり、この新オーナーを新規会員とするか、引き継ぎ会員とするかについて会長を中心に話し合いがなされていた。新規会員にする場合は入会金を D さんに払い戻し、新オーナーが新たに入会金を支払うことになるが、引き継ぎの場合は入会金の払い戻しは行われず、新オーナーも入会金を支払わなくてもよい。

D さんと新オーナーのように親族同士で模合を引き継ぐ者も少なくないようである。D さんは甥に引き継がせており、現会長は父親から、会計係の赤嶺さんは叔父から引き継いで

加入している。模合加入者のほとんどが事業者であるので、自身の事業を引き継ぐ親族にこの模合も引き継がせるというのが基本的なパターンであるようだ。

掛金 10 万円は現在でも高額の種類であるが、50 年ほど金額が変わらないということは当初は相当高額の頼母子であったはずであり、そのためトラブルを避けるためメンバーを厳選し、保険的に入会費を設定していたのではないかとと思われる。

〈三木会〉

大正沖縄県人会関係者たちの頼母子で、毎月第三木曜日に場所は大正区の居酒屋 I で開催される。掛金は 1 口 1 万円、現在は 48 口で、ひと月に 4 口ずつ落としていき 12 か月で一巡する。メンバーは 33~35 人で、2~3 口入っている人もおり、事業や商売をしてる人は 2 口以上掛けている人が多いという。場代は割り勘である。もともと利息として 500 円を徴収していたのだが、誰も受領しがらず、くじ引きなどで受領させていたので現在は無利息になっている。来月で模合が一巡する。

この頼母子は、Y さん(現大正区沖縄県人会会長 T さんの妻)の妹が居酒屋 I で働いていたため、店を盛り上げようということで、10 年以上前に Y さんが発起人となって女性たちで始めたという。最初は 24 口ほどでやっており、メンバーは 15、6 人で女性ばかりだったが、次第に女性たちの夫や沖縄県人会の人たちも参加するようになり現在の形になっている。

模合の記録をするための模合金は沖縄で購入したものをコピーして使っているという。模合金の徴収などの会計業務は Y さんを中心に女性たちでやっているようである。

店の 2 階にある部屋を貸し切る形で開催され、出入口のそばのテーブルに会計系の女性たちが座っており、最初に支払いを済ませて好きな席に座り、食べ物や飲み物を注文して飲み始める。泡盛とウイスキーは部屋の一角に用意されておりセルフで作る。この日は 20 人以上が参加しており、イベントの宣伝や部屋の横でメンバーが持ち込んだ酒の販売も行われていた。

飲み会の途中で連絡事項の通達と模合金の受け渡しが行われる。現大正区沖縄県人会会長で三木会のメンバーである T さんが大正区にある正等寺の新住職の就任祝賀会についての告知、国吉さんがソフトボール大会についての告知を行う。その後、T さんが今回の受領者に封筒に入った模合金を渡し、T さん自身も 2 口分受領していたが、Y さんに没収されていた。その後は飲み会が続き、参加者は時々席を移動しながらお喋りを楽しんでいた。

現在、大正区内で県人会関係者の模合が行われていることが確認できた店は、一八会の飲食店 O、三木会の居酒屋 I、飲食店 G の 3 か所であり、いずれも沖縄料理を提供している。飲食店 O と居酒屋 I は店の者も模合に参加している。

T さんが告知した正等寺の新住職の祝賀会は飲食店 G で開催されるそうで、他の県人会

関係者の集まりも沖縄料理店が利用されることが多いようである。安里さんが、「店を助ける意味もある」というように、頼母子の会場となる飲食店としても定期的に団体で利用してもらえるメリットがある。模合をやる店が決まっているので、その店が暇になる水曜や木曜を模合の開催日に行っている場合もあるという。

三木会はもともと水曜日に「三水会」として行っていたが、水曜日に県人会館でエイサーの練習をするようになったため木曜日にずらしたという。

三木会に参加している川田さんは、現在の大正区の頼母子は、「ただ単に酒飲みたいからやってるだけでしょ。何かそこに、野太い何か精神があるとか、ないよ。ないない。ともかく毎月の生存確認と、ちょっとまとまった時に困るから毎月掛け金しとこうかみたいな。それがもうほとんどやと思いますよ。まあ、それはそれで僕はありやと思ってんねんけど。僕はそれを否定もしないし、ありやと思ってるよ。それでみんなが仲良くね。」と語っており、現在の頼母子は単に酒を飲むための理由付けであり、かつてのような相互扶助の精神はなつつ、相互に近況を確かめあえる親睦の場であり、小さな金融としての役割も果たしていると認識されている。

2. 頼母子の原理

頼母子のトラブル処理については、経済機能の大きい模合における座元の補償責任と、模合グループやコミュニティから排除という制裁が確認された。また、兵庫県においては頼母子の原理を忠実に捉え、金銭的な駆け引きのないものについては頼母子と区別して積み立て会と呼ばれるものが現在も行われている。

(1) 模合の規範とトラブル処理

ある程度高額な経済機能の大きい頼母子では持ち逃げや滞納のトラブルが生じた場合、経済的な損害については基本的に座元の責任であるとされている。座元はメンバーに協力してもらい頼母子を起こし、最初に無利息で受領できるため、損害が生じた際は補填しなければならず、座元は責任能力のある信用できる人物であるかが重視されている。

名嘉さんは頼母子のメンバーを決める基準について、損害補償責任を負う親が、信用のある人を見極めて加入させるかどうかを決めるという。お金が絡むことであるので信用問題であり、万が一何かあれば親が責任をもたなければならないため、信用ない人は入れないという。頼母子は「助け合い」であるため、他のメンバーに迷惑をかけないように、相手の経済状況もみて信用のできる友人を入れるという。

また、警察や裁判所などの公的機関には頼らず、内々に処理されることが多いようである。沖縄と同様、経済的な機能の大きい高額な頼母子では座元が損害を補填し、親睦機能の大きい少額の頼母子では残されたメンバー全員で損害を共同負担するという処理がなされる場

合が多いのではないかと思われる。

元山さんは事業者であった父親が 50 年ほど前に資金調達のための頼母子を起こしていたという。開催場所は父親の自宅で、座元は初回に無利子で受領できるためメンバーにご馳走を用意してもてなし、暖を取るための火鉢も人数分用意していたそうである。「結構信用があったから、うちの親父。」というように、沖縄県人会連合会の役員も務めた父親は沖縄系コミュニティにおいて信頼されている人物であっただろう。

メンバーは 30 人ほどで、ほとんどが沖縄県人の事業者であった。掛金は 1 口 3 万円で当時としては額の大きな頼母子だったが、事業に行き詰った人が模合の金を受け取った後に夜逃げしてしまい、逃げた人の未払い分を座元である父親が補填していたという。

川田さんによると、近年でも、特にコロナ禍では頼母子の持ち逃げがあったらしく、親(座元)が持ち逃げした話もあったという。親が持ち逃げした頼母子の掛金はおそらく掛金 1 万円くらいだったそうである。

「(持ち逃げした人は)どっか行っちゃったよ。それを突き止めようというやつもおらん。あいつアホやなって可哀そうやな言うて、みんな言うてる。うん、哀れなもんやんな。そんな逃げたってたかだか、たかだか 12 万じゃ、24 万でな、もう二度とみんなと会われへんのやからな。寂しいもんやな。そう、そんな感じ。」

残されたメンバーの対応について、「もうどっちかいうと、もう、その辺田舎の人は優しくてな、最初は怒ってるけどな。最後は仕方がないって言うよね。なんでか言うたら、今も言うたようにこれって厳密に言うたら法的には違反してるやつやからな。警察に言うていくわけにはいかん案件でしょ、これは。」「数十人レベルでやってるやつやから。だから責任追求はできないね。そこで貸借関係があるわけでもないし。」といい、頼母子は違法なものであり、公的な機関での解決は望めないと考えられている。

頼母子は違法なものであるという話は何度か聞かれたが、おそらく利息制限法との関係ではないかと思われる。利息制限法第 1 条は、金銭を目的とする消費貸借における利息の契約について、元本 10 万円未満の場合は年 20%、10 万円以上 100 万円未満の場合は年 18%、100 万円以上の場合は年 15%の制限利息を定め、この利率の超過部分について無効とすると定めている。特に入札形式の頼母子ではこの制限を超える利率になる可能性があるため、利息制限法との関係が問題となるが、所有権確認等請求事件(神戸地判昭 35.10.5 判例タイムズ 112 号 69 頁)は、「利息制限法の規定の適用があるのは、金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約もしくは賠償額の予定についてであることは同法の規定自体に徴して明らか」であり、「本件無尽契約が右のような利息付消費貸借契約に更改的にその内容を変更したものということもできない」ため利息制限法の適用はないとしている。無尽掛金請求控訴事件(東京高判昭 46.5.27 判例タイムズ 267 号 330 頁)でも、組合類似の性質を有する無尽講について「掛戻債務は消費貸借に基づくものではなく、これについては利息制限法の適用される余地はないものというべきである。」と判断しており、基本的に無尽(頼母子、模合)については同法の対象とならないようである。

儀保さんは、頼母子への加入について「親をみて入る。親が良ければ子もいい(大丈夫)。｣という。儀保さんは飲食店を経営しており、儀保さんが座元となってその客と頼母子をしていた。メンバーは10人、掛金3万円、利息3000円で、メンバーに空きが出たので新たに加入させた人が残り3、4回の時に逃げてしまったという。

その人が自分を裏切るとは思っていなかったが、「私が選択して間違っただけや。ウチナンチュあほやと思って。」、「(他のメンバーに)迷惑かける訳にはいかんから。入れた私の責任だから。」として、儀保さんが損害を補填した。逃げた人は現在も大正区に住んでいて道で顔を合わせることもあるが相手はぱっと逃げていくといい、頼母子のグループからは排除されたがコミュニティからは離脱していないようである。

石田さんも持ち逃げを経験している。

かつては、人づてに紹介されて頼母子に加入する者も多く、親の信用を見極めなければならなかった。掛金1万円の掛け金に対し、8000、9000円の利息で落札されるような過熱した状況のなかで持ち逃げが発生することもあったという。50年ほど前、複数の頼母子を起こした座元が、総額2000万円ほど持ち逃げしたといい、石田さんもこれに巻き込まれたという。この事件は新聞沙汰にもなったとされ、被害にあった頼母子の残されたメンバーは、掛け金の残額を分担して支払う形で対応し、誰がいくら渡していたのかも曖昧なまま損失を共有することとなった。

これとは別に近隣住民で持ち逃げした人物もいたようだが、この人物が何年かたった後に地域に戻ってきた際も、周囲に返済を要求する人はいなかったそうである。「金がない人間に返せ言うても無理やろうしね。実際にね。でもまあ、それなりにやっぱまた、まあ昔の人もやっぱ付き合ってたみたい。」として付き合いもある程度なされていたという。

かつての頼母子は利息を目的とした側面が強かったが、現在では金銭的利益よりも仲間内の交流や助け合いを目的としたものへと変化しており、金額も小さくなっているという。

仲宗根さんは20歳ごろに知り合いに誘われて頼母子に参加したが、何度入札しようとしても全く落札できず、頼母子の場には人が来ない。最終的に、誘って来た知り合いから掛金は全額返済されたというが、おそらくその頼母子自体が架空のもので知り合いが使い込んでいたのではないかということだった。

(2)兵庫の頼母子と積み立て会

模合・頼母子と類似の制度として「積み立て会」と呼ばれるものがある。形式としては模合・頼母子と同様に、定期的で開催される会合(多くの場合飲み会)でメンバー全員が一定額を支払うが、利息が設定されておらず受領しても利益・損失が出ないもの、もしくは共通の目的のために最後まで誰も受領せずに貯金しておくものが積み立て会とされている。

積み立て会は「利息がないこと」が重要であり、これに参加しても金銭的な利益も損失もなく、支払った金額をそのまま受領することが模合・頼母子との大きな違いとして捉えられ

ているようである。

積み立て会は、大きく 2 種類に分けることができ、毎回集めた金を誰かに受領させるが受領者は無利息で受け取ることができるというものと、毎回集めた金を誰にも受領させずに貯金しておき最後に全員に返金する、もしくは共通の目的のために使うというものである。前者の無利息の積み立て会は、沖縄では一般的に行われている無利息の模合と形式的には同じものであろう。後者は沖縄で積み立て模合と呼ばれる、共通の目的のために掛金を共同で貯金しておくものに近いと考えられる¹³⁶。

以下では、兵庫県沖縄県人会関係者への聞き取りのなかの事例から、積み立て会についてどのように認識されているのかをみていく。

仲宗根さんは、2011 年に開催されたウチナーンチュ大会への参加後から、次回のウチナーンチュ大会に参加するために積み立て会をやっていた。

積み立て会のきっかけは、ブラジルからのウチナーンチュ大会参加者が、帰国後すぐに次回のウチナーンチュ大会に参加するための費用を積み立て始めるという話を知り、自分たちでもやってみよう、次行くとき楽でちょっと贅沢できるのではないか、ということで始めたという。仲宗根さんは現在、積み立て会には参加していない。

積み立て会のメンバーは 20 人ほどいたが、多い時でも 15 人ほど、少ない時は 10 人以下しか集まらず、月に 1 回、積み立て会で集まってみんなで飲んでユンタクする会であったという。掛金は 5000 円で、集めた金は積み立て会をしていた店の人が銀行に預けて管理していた。10 万円ほど貯まった際に沖縄旅行をしたという。

仲宗根さんがこの積み立て会をやめた理由は、沖縄以外の場所にも行きたいという人も出てきたため、沖縄以外に行くのであればもう参加しないということでやめたという。今でも積み立て会のメンバーもそうでない人も集まるといい、「月に 1 回ユンタク会するようなもん」であるという。

積み立て会と頼母子、模合との違いについては、「掛金いうんかな、お金が絡んでるかどうかでやと思うよ。積み立て会いうのは、その積立金だけでおろすからって、落とすからお金なんぼ掛けるいうのがない。ないいうことで成立してんのが積み立て会やろね。」「積み立て会って言ってるのも、どういう名前で言うてええかわからへんから積み立て会って言うだけや思うけど。そう、妥当な言葉や思うよ。そんな頼母子言うたらおかしいもんな。頼母子や、模合や言うたら。」として、入札などがなく利子がないものを頼母子や模合とは言わないという。

池原さん(60 代男性、嘉手納町生まれ)は自身の経営する店で 8 年ほど前から積み立て会

¹³⁶ 沖縄では、掛金とは別に共通の目的のための積立金を徴収する模合も積み立て模合と呼ばれることがある。

をしている。積み立て金を払い飲み会をするというで、メンバーは大体 70 歳以上である。以前はウチナーンチュ大会に行くための費用を貯めていたが、メンバーが高齢のため年に 1 度、積み立てた分を返金するか、計画が拳がれば沖縄旅行などに使うという。メンバーは 12 人で、池原さんが積立金の管理をしている。メンバーはほとんどが沖縄出身者で、1 人は徳之島出身である。

「皆さんもうお年寄りだから楽しみにしてね、毎月その日にちがくるのを。で、お金を預けてまた各自一杯飲むという。カラオケも歌う、民謡を。民謡を歌ったり、演歌歌ったりっというそういう集まりの場となってます今は。頼母子からまあ進んでるか知らないけども、そういう気楽なあれで。集まれる口実。貯めて、お金をお預かりして旅行に行こうとか、そういう先ほど話したような流れです。」

(積み立て会と模合の違いについて)「いろんな制約があると思いますが、昔も沖縄の方いうたらね、こちらに出てきたら社会的に地位的にね、認められてない時代があったので、皆さん何かをしようと思っても資金がないということで、まあみんな同じ沖縄出身の方が少しずつお金を集めてその人応援しようとか、また家庭で急に入用なって大学に行く子どもがでてきたとか、そういうので皆さん入用のお金を、みんなで相互扶助のためにやってたんですけどね、昔は。今はもう、利息とかそういうのも計算しませんしね。ただ預かって返す、預かって返すのも繰り返しです今は。だから集まる機会。一応皆さんお金預けるいうたらすごく集まりやすいので、毎月決まった日にちに集まるようにしてますけど。大体もう利息があるのとないの違いは大きなあれですけどね。」

仲宗根さんが大塩の支部長から聞いた話によると、この支部長が参加している積み立て会は、昔は頼母子としてやっていたが、現在は定期的に集まって毎回全員から一定額を集めてそれを 1 人に受領させているが、利息をとっていないため積み立て会になっているという。受領したい人は無利息で受領できるが、受領したという人がなかなかおらず、みんな最後に取りたがるという。「その人らはなんか目的がないみたい。ただ集まるためにその店に集まるためにやってるみたい。」と、経済的な目的があって頼母子をしているのではなく、「親睦、そこで飲んで顔合わす」というのが目的であるという。

仲宗根さんは、24、25 歳のころに働いてた運送会社の先輩に誘われて従業員 10 人ほどで頼母子をしたという。この頼母子も入札方式であったというが、入札ではなく欲しい人に受領させるようになったのでこの頼母子は一巡して終わった。

「(頼母子の掛金の)額覚えてないけど、自分が入れた(入札した)時にもう、先輩が欲しいからいうて泣き落としてきようたから。他の人と一緒にな、この人こんだけ金いるんやとかいうて言いよったから。俺は独身やったし、いや小遣いが欲しいだけやから、渋々いいよいうて言うたけど、そんなん頼母子の意味あれへんやん思うて。ほんでもう次からやめたけど

な。」

当時は飲み代や博打に使う金のために頼母子が行われていたという。

「そういう我々がやとったのはあんまり褒めるべき模合じゃないけど。商売をね、するためにやってたとかいうていうのについては、本当に助け合いになるようなもんやね。我々も強いて言うたら助け合いにはなるけど、あんまり、えーあのどないいうんかね。意味はないわ。」

受領方法が入札などではなく利息を取らないというのが積み立て会と模合・頼母子の大きな違いとして認識されている。

また、積み立て会は「集まる機会」や「ユンタク会」というように、定期的に仲間内で集まることが目的であり、顔を合わせて会話をするのが重視されているようである。ウチナーンチュ大会に参加する仲間というような元から繋がりのある人々と積み立て会をすることで、定期的に顔を合わせ親睦を深められるという機能も大きい。

一方で、積み立て会には共通の目的のために貯金するという金融機能もある。

しかし、模合・頼母子が相互扶助の精神を前提とし、経済的な必要に迫られて用いられる庶民的な金融として位置づけられていることから、そこで利息を取らないということは正当な(伝統的な?)庶民金融としての機能が低下した、もしくは失われたと捉えられ、もはや模合や頼母子とは呼べないということかもしれない。

以上から、少なくとも兵庫県の一部では、模合・頼母子というのは、相互扶助の精神を前提とし、経済的な必要に迫られて用いられ、入札などの駆け引きによる経済的な利益・損害を伴う庶民的な金融であると考えられており、経済的な利益・損害を生まず、ただ集まることが目的となっているものについては模合・頼母子ではなく、積み立て会と呼ばれているといえるのではないだろうか。

3. 県人会のつながりによる頼母子とアイデンティティ

かつては沖縄人に対する差別があったため、沖縄出身者同士で集団としてまとまる傾向にあった。

屋我地(現名護市)出身の安里さんは19歳のとき、沖縄にいても仕事がないので叔父さんを頼って大阪にやっており、沖縄にいる頃には方言札を経験しているという。

「(大阪で方言は)たまに喋りよったけどな。もう喋ったらなあ、もう嫌われる時が多かったからな、わしらの時代は。大阪でね。差別いうんか、ちょっとあれだね、喧嘩したりね。差別されて(笑)。そういうのあった。」

かつては屋我地郷友会に参加していた。22、23歳の頃、仕事や県人会とは別に屋我地出

身者 25 人ほどで掛金 2 万円ほどの模合をしており、これが初めて加入した模合だという。現在は県人会の人たちとやっている頼母子が 2 つあり、「要するにみんなで集まろういうような頼母子」だという。

名嘉さんも沖縄出身者への差別を経験している。

(沖縄出身者であることで大阪に来て嫌な思いをしなかったかと尋ねると)「いや、私はそう、言い返しよったもん。なんだあんた靴も履いてたのとか、何？履かせしてみ(?)あんた沖縄行って見てこいや言うて(笑)。めっちゃ言よったもん。靴も履いていたんとかさ、どうのこうの。あんた沖縄行って見てきたらいいね言うて。絶対負けんかった。なあ、沖縄ったら、何、沖縄がどないしたねんって喧嘩しよった。」

戦後の沖縄では実際に靴を履いていない人も珍しくなく、沖縄に対する遅れたイメージとして知られていた。

「昔はね、沖縄言うたらさ、めっちゃいじめられたらしいねん。(2 世以降は)そういうあれがあるからこれは、あの一嫌やから、俺は沖縄っていうの嫌やねんっていう子もいてるし。中には沖縄がどうした、俺は堂々と沖縄のこと言うでっていう子もいるし。だからもう十人十色で色々言ってるよ。」

名嘉さんは大阪で付き合いがあるのは沖縄の人が多いいという。

「やっぱり。ヤマトンチュー言うさな、あたしなんか、ヤマトンチューとも結構付き合いするよ。だからやっぱなんだかんだってやっぱり沖縄の人との付き合いがやっぱり多いね。」——それはこう特に沖縄の人と付き合いたいと思ってるわけじゃないけど、自然と。

「自然と。ほら、もう周囲が沖縄の人いるところ、結構行ってしまうんよ。うちの周囲でほとんど沖縄の人。だから常にもう方言。あまり標準語使わない。だから方言がずっとあれだあるわけよ。なまりが抜けんわけ。」

名嘉さんは大阪と兵庫で 1 つずつ友達同士の頼母子をやっている。

大阪でやっている頼母子はメンバー 15 人で、掛金は 1 万円、利息は 1000 円である。飲み代は 1000 円で、飲み会に来なくても支払う。病気に罹った人や亡くなった人、田舎に帰った人もいるのでメンバーは入れ替わっているが 20 年ほど続いているという。定期的に飲み会で集まれるので始めた頼母子であり、「親睦会」、「助け合いもやいってという感じでやってる」という。

「助け合いだから。あの一頼母子、ほら、誰かがお金がちょっと要るねん言うたら、じゃあ頼母子起こそうか言うて」

「で、次は誰か取ったら誰か必要な人が出るやん、急に病気になったと。助け合いみたいな頼母子してる。」

兵庫でやっている頼母子は友達がやっている店で開催しており、メンバーは 15 人で、掛金は 1 万円、利息はない。沖縄旅行に行くための積み立ての頼母子であり、旅行参加者は別に 3000 円を積み立てているが、名嘉さんは仕事があるので沖縄旅行には参加したことがな

いという。受領者がその時の飲み代を払うそうである。

「バンバン、飲み会しながら。そういう時にしか、ほら、みんな集まって飲んだり食べたり女連中なんかできないでしょ。男の人いいけど女でって、頼母子。あ、今日頼母子だから行ってくるわねと言っという、旦那さんも大丈夫やから。女の人やったら。で、飲み会みたいな感じ。」

自分で飲食店を経営していた頃は自分で起こした頼母子を店でやっていたという。

戦前から日本復帰前までの1世たちは沖縄出身者への差別もあったため、沖縄出身者同士で集まり郷友会や県人会をつくり、そのつながりで沖縄でも馴染みのあった模合による相互扶助と親睦、言語や沖縄文化の共有がなされていた。

仲宗根さんによると、1980年頃に大正区で県会の人たちが行っていた頼母子で、初回で集めた金を沖縄にいる人々に寄付として送り、その後は通常の頼母子として行っていたものがあったという。掛金は1万円で、メンバーは10人くらいだったそうである。共同出資のために頼母子が行われており、故郷である沖縄とのつながりが確認されているといえる。

近代的な金融機関が浸透した現在では頼母子の経済的な機能に対する需要は低下しているが、2世3世を中心とする「付き合い」として親睦のための頼母子はまだ行われている。

・2世以降と県人会

2世以降の人々はどのように沖縄や沖縄県人会に関わっているのだろうか。

国吉さんは子どものころから親に連れられて県人会の活動に参加しており、継続的に県人会に関わり続けてきた。

国吉「僕が県会に入ようになったのは多分甲子園からですね。甲子園に沖縄の学校しか応援しに行けへん、不思議な家やなと思ひながら。大阪やのに沖縄ばかり見て。甲子園に行って、沖縄の学校応援して、ああ沖縄なんやっていうんで、で小学校、中学校に上がっていくと、あの一、体育祭、運動会、運動会でまあ小学校、中学校のその学年が出る競技があるんで、それに出て。で、それに出ると喜ぶおじいちゃん、おばあちゃん、お父ちゃん、お母ちゃんがおって、で、まあそういうので、うちの場合はうちのお袋が、あの一、琉球舞踊の先生してたんで、でまあまあ、その琉球舞踊の発表会なんかの手伝いをするようになって、まあそうですね、その流れの中で言うと、あまり抵抗なく沖縄の県会に入っはいると思うんですけど。ただまあ、僕みたいに入ってくるのがまあ少ないっちゃ少ない、稀っちゃ稀だよね。」

国吉「あの一、県会を、そのどう言ったらいいえのかわからん、その家庭でどう思われてるかっていうのもあるのかもしれないけど。で、その家、家の教え方もどういう教え方かっていうのもあるのかもしれないけど、その、沖縄のことを表現するなみたいなことがあったりしてたみたいなんですよ。その、お前はもう大阪で生まれたんやから大阪の

人間やからもう沖縄のことを言うなっていうようなこともあったみたいで。まあその、その世代世代で色々あるんかもしれへんけど、それであの一、親が沖縄県人会へ近づけんようにしたとか、もう親、親しかけえへん、まあお父ちゃんしかけえへんとかが多かったみたいね、昔はね。」

元山さんの息子も継続的に活動に参加しているという。

元山「そういえば、うちの息子も自然にそう(県人会に参加)なってただけの話でな。

別に強制的にやらしたわけじゃないんやけど。まあソフトボール行ったり運動会行ったりしてる間にいつの間にか。

当たり前やと思ってしまってるから。ごく自然に入ってたな、うちの息子。」

国吉「その辺のあれが多分昨日おった A さんなんかは多分違うんだと思いますよあれは(笑)。

A さんはかなり抵抗した気しますよ(笑)。」

元山「抵抗してたよ。だから親父が死ぬまでは絶対入らん言うと思った(笑)。」

一同(笑)。

元山「死んだから入った(笑)。」

国吉「A さんこの弟さんも最近見えへんもんね。」

元山「弟さんはもう全然違うみたいやなまた。うん。俺は俺や関係ないとか言うらしい、言うぐらい言うらしい。はっはっは(笑)。 A さんは、いや親父が一生懸命やってたんやから俺やらないかんねんと思ってるみたいやけど、次男の人はそうじゃないみたい(笑)。」

2 世以降の沖縄や県人会への関りは、親の方針や親との関係の影響が大きいようであり、現在県人会に積極的に関わり役職を担うような人たちは、親が県会の活動を熱心にやっていた場合が多いようである。

・シマナイチャー

「シマナイチャー」とは、本来は沖縄に住む県外出身者を意味するが、ここでは沖縄出身ではない沖縄系の人を指すようである。沖縄出身者と沖縄出身の祖先をもつ大阪出身者が混在しているため、沖縄出身であるかどうかを重視する者もいるようである。

城間さん(60 代男性、大正区出身の 3 世)の親は大正区生まれで、当時は沖縄に対する差別があったため方言は使っておらず、城間さんにも沖縄に関することは教えなかったという。城間さんは 21 歳で父親が亡くなるまで自分が沖縄系の人間であることや沖縄について何も知らなかったとそうで、父親の死をきっかけに沖縄について知るようになり、「そこから、(沖縄に)どっぷり。」であるという。父母は沖縄県人会に参加していたが、城間さんは父親の死後に参加するようになった。

大正区生まれであるため、沖縄出身者から「シマナイチャー」と言われることがあるとい

う。沖縄から来た人が頼ってきたときには助けるが、沖縄について何を知ってるんだ、と言われることもあり、親から受け継いだ沖縄の血に誇りをもっているため、それが許せないようである。

沖縄料理屋には付き合いでは行く程度であまり行かないらしく、そういうところにばかり集まっているとそこで終わってしまう、方言を喋る人ばかりで固まって閉じこもってしまう、と言う。「(そういう人たちから)シマナイチャーとか言われる。大阪に来て何年もたっているのにまだそんなことやってるのか。」

三木会でも、ある沖縄出身者のテーブルでの会話で、沖縄出身者が向かいの席の男性(大阪府出身)との会話中に「いや、あんたシマナイチャーだろ」と言う場面があった。

大阪では、かつて沖縄出身者は社会的な地位が弱く、言語や慣習の違う社会において沖縄出身者同士でまとまり頼母子をしながら励まし合っており、そこでは沖縄出身者としてのアイデンティティが確認されただろう。

現在、県人会に参加するような人たちの頼母子は、沖縄にルーツをもつ者同士が定期的に集まり親睦を深めることでコミュニティを維持しており、これが県人会の文化的な活動につながっているため、結果的に沖縄系としてのアイデンティティが構築、強化される効果があるだろう。

池原さんは自身の店でやっている積み立て会は、県会の会議所のようになっているという。「私とかのお店を一応基盤として、ある程度情報の発信とか県会との…、もう会議所みたいなもんですわ。事務所、出張所みたいなお店です。いろんな情報も入ってきますし。催し物とかね。会長さんも月に1回、毎回、特別な用事がない限りは。入られてないんですけど、顔は出してお話しに来はります。」

頼母子や積み立て会によって定期的に集まれるため、県会のネットワークを維持しやすく、情報交換や協力の要請がしやすくなっている。

かつては沖縄人に対する差別があり、沖縄出身者は防衛的に集団としてまとまり、そのなかで頼母子が経済的な相互扶助として機能していた。

親とのつながりのなかで県会に参加する人たちは、県会活動や県会のつながりによる頼母子を通じて、沖縄との関係を構築していく。大正区において、親たちのしていた頼母子を自分たちでも行い、定期的に集まり親睦を深め県会のコミュニティを維持することで、大正区の沖縄系としてアイデンティティが形成されているといえるだろう。

第3節 ハワイの模合

2024年2月にハワイ州オアフ島で行った聞き取り調査の結果について分析する。

ハワイ沖縄連合会(Hawaii United Okinawa Association (HUOA))と、慈光園本願寺を中心

に主に沖縄系 2 世、3 世、新 1 世の方々に聞き取りを行った。聞き取り調査協力者は以下のとおりである(全て仮名)。

●ハワイ沖縄センター

E K 2 世、男性
K T 3 世、女性
L N 3 世、男性
S T 3 世、女性
S F 2 世、女性

●慈光園

K O 3 世、男性
H T 3 世、男性
A M 3 世、女性
B H 3 世、女性
R H 3 世、男性
J Y 3 世、女性
C M 4 世、女性

●レストラン R

昌秀 新 1 世、男性、うるま市出身
優子 新 1 世、女性、神奈川県出身

神谷 新 1 世、男性、宜野座村出身
阿波根 新 1 世、男性
J 新 1 世、男性
名城 新 1 世、女性
L T 3 世、女性

1. 過去の頼母子と新 1 世の模合

(1)かつての頼母子

ハワイでは模合よりも「頼母子(Tanomoshi)」と呼ぶのが一般的なようである。

聞き取り調査では 2 世、3 世も頼母子自体を知っている人は多く、祖父母や親世代が頼母子をやっていたという話はいくつか聞くことができたが、現在本人や周囲で頼母子をやっ

いるという人はほとんどいなかった。

1988年に刊行された“Of Andagi and Sanshin: OKINAWAN CULTURE IN HAWAII”に掲載されている頼母子についての紹介では、移民初期のプランテーション労働に従事していた人々は担保となる資産もなく銀行を利用できなかったため、医療費や事業資金、結婚費用、故郷への仕送りなどのために頼母子を行うのが一般的であった(“a way of life”)¹³⁷。

資金を必要として頼母子を起こす人(通常は男性)は親(oya, parent)と呼ばれ、必要な額が100ドルの場合、10人の参加者を集めて10ドル頼母子(毎月の掛金額を示す)を結成し、参加者は毎月指定された日に指定された場所で10か月間10ドルを支払う。親は初回の給付金を無利子で受け取り、その後は毎月他の参加者で入札を行う。最高額入札者がその月の受領者となり、未受領者に対して入札で提示した額を利息として支払い、受領後は全員が受領するまで毎月10ドルを支払う。受領者は継続して参加することを保証し、参加者全員の金銭的利益を保護するために連帯保証人を立てるのが通例だったという。この頃の頼母子の掛金は3〜5ドルだったが、1940年頃には25〜300ドルになっており、より高額のものは起業や事業のための資金調達として利用されていた。

1988年当時では頼母子の会合は主に社交目的であるといい、著者が所属している2つの頼母子が紹介されている。

メンバー12人の25ドル頼母子は、1年の最初にくじ引きで担当する月を決め、その月の担当者がレストランを選び、利息なしで給付金を受領する。年末のパーティーの準備金として、会費1ドルと欠席の罰金としての1ドルを積み立てている。全員退職した女性達で月に1回の友人とのランチを楽しんでおり、会合はいつも季節のお祝いのパーティーで終わる。

メンバー24人の50ドル頼母子は、2つのグループに分かれており、このグループもくじ引きで担当者を決める。メンバーは働いているため土曜日に集まり、受領者は入札で決める。600ドルの給付金に対して落札額が1.25ドルの場合、入札者は翌月に掛金の50ドルに入札額の1.25ドルを含めた51.25ドルの小切手を書き、最後のメンバーが受領するまで毎月その金額を支払い続ける。年末パーティーの資金は1ドルの会費と欠席に対する1ドルの罰金から拠出している。

男性たちも親睦を深めるための頼母子をしており、成功した沖縄系のリーダーたちのグループが親睦を深めるためにレストランで月に1回の頼母子をしているという。

日本本土出身者の間でも頼母子が利用されていたが、日系、沖縄系でコミュニティが分かれていたこともあり、沖縄出身者同士で頼母子が行われることが多かったようである。

那覇市小禄出身のレストラン経営者が同郷の若者を呼び寄せ修行させた後、この経営者が座元となって頼母子を起こし資金をつくらせて独り立ちさせていたこともあり、ホノルル

¹³⁷ Tsuruko Ohye, *Tanomoshi, Of andagi and sanshin : Okinawa culture in Hawai'i*, Hui O Laulima, 1988.

には小禄出身者のレストランが多かったという¹³⁸。実際に行われていた頼母子の事例では、レストラン経営者が親族を中心に小禄出身者たちを集めて大型の頼母子を開き、最初の会合では豪華な食事会が行われ、親族が受領した後に自身のレストランの株を売り共同経営にするということが行われていたという¹³⁹。

戦後も頼母子は行われており、職業別組合のなかで行われることもよくあったようである¹⁴⁰。

S Tさんの父親(2世、1900年代生まれ)は、日本人男性のグループ12人で月に1回レストランに集まって頼母子を行っていた。ビジネスや法律事務所を立ち上げるための資金作りとしてやっており、歯医者だった父親は自分の医院の立ち上げ資金を調達するためにやっていたそうである。頼母子で金のやり取りがあったのはおそらく1年で、その後は月1回の友達付き合いのパーティーとして1990年に父親が亡くなるまで続いており、父親が亡くなった時は、当時生きていた頼母子メンバーが集まったという。

L Nさんの祖父(1世、1880年生まれ)は、沖縄人同士で模合をしていたそうで、模合の記録をする本をもっていたという。サトウキビキャンプで日本人は日本人、ポチギー(ポルトガル人のこと)はポチギー、沖縄人は沖縄人とフィリピン人と一緒にまとめられていたので沖縄人同士で仲良くなって一緒に模合をやっていたという。模合を始めた理由はわからないが、おそらくお金が必要だったからだろうとのことだった。

S Fさんの父親(1世)は、1950～60年代ごろに頼母子をしていたそうで、全体としてどんな人達とやっていたのかはわからないが、おじや父親の友人が来ており、メンバーは10人未満だったという。毎月金のやり取りをしていて、父が自宅の金庫で管理していた。場所は毎回S Fさんの自宅で、母が料理を作ってふるまっていた。

S Fさんから模合の定義は何かと聞かれたので説明すると、S Fさんは、なんとなく父たちがお金のやり取りをしていたのは覚えていたが、模合についてよくわかっていなかったのが今回初めて父たちが何をしていたのかがわかったという。

経済機能よりも親睦機能の大きい頼母子もなされていたようである。

K Oさんの母親(2世)は1980年代ごろに兄弟12人で頼母子をやっており、掛金は100ドルで毎月1人が受領していた。家族で毎月必ず集まるために始めた頼母子で、「家族、兄弟、いところわかるように。そうやって集まらないとだんだんわからなくなるでしょ。」、「お金

¹³⁸ 白水繁彦、鈴木啓『ハワイ日系社会ものがたり ―ある帰米二世ジャーナリストの証言』御茶の水書房(2016)、57～61頁。

¹³⁹ *Interview with Richard Takara, The Oroku, Okinawa Connection: Local-style Restaurants in Hawai'i*, Center for Oral History Social Science Research Institute University of Hawai'i at Manoa, February 2004.

¹⁴⁰ 前掲・白水、鈴木、57頁。

に困って欲しいじゃなくて、ただみんなが集まるその理由を作ってやってたんですよ。」というようにお金ではなく家族で集まることが目的だったという。その日の受領者の家で開催し、お茶菓子などは受領者が用意していた。受領した金の使い道は人それぞれで、今後の掛金を支払うときに使うなど特に決まっていなかったという。

この頼母子が始まったのはK Oさんが高校を卒業したくらいの頃だったので、当時は頼母子に興味がなく一緒に参加することはなかったそうで、基本は母親と兄弟たちで集まっていたようである。10 数年続いていたが、母の兄が亡くなってからはだんだんやらなくなり、その代わりに毎年クリスマスパーティーをやっているという。頼母子の拘束力により親族のつながりを維持するために行われていた頼母子であったといえるだろう。

2 世、3 世は、親や祖父母世代は頼母子をやっていたようだが、自分自身も頼母子をやっているという人は少ないようで、現在周りで頼母子をやっている人の話は聞かないという。

新 1 世以外で唯一実際に頼母子をやっているという K T さんは、もともと沖縄系(日系も含む)のグループで定期的にレストランでディナーをしつつおしゃべりを楽しむ食事会をしており、そこで一人の男性メンバーが頼母子をやってみないかと提案し、2 年ほど前から頼母子を始めたという。人数は 21 人、月に 1 回の食事会で、掛金は当初 50 ドルだったが現在は 100 ドルである。受領者は次回から利子として 10 ドルを加えた 110 ドルを支払う。

すでに定期的な集まりができている状態で頼母子が始められており、経済や親睦というよりも頼母子を実際にやってみるという経験のために始められたのではないだろうか。

(2)新 1 世の模合

戦後の移民である新 1 世たちの間では頼母子・模合が行われているようである。

〈レストラン R の頼母子〉

ホノルルのレストラン R は、新 1 世の昌秀さんと優子さん夫妻が経営する沖縄料理店である。

昌秀さんはうるま市の屋慶名(かつての与那城村)出身で、親が早くに亡くなっており、中学を卒業した 1970 年にハワイに住むおばに呼ばれて移住してきており、優子さんは日本本土出身である。2 人はレストラン R の常連客である新 1 世たち(ほとんどが沖縄系)と頼母子をしている。頼母子と模合のどちらの呼び方も使うという。

現在のメンバーは 10 人で、自営業者が多い。レストランをオープンさせた頃に始めた頼母子で、メンバーの入れ替わりはあるが 25 年ほど続いている。掛金は 300 ドルで、頼母子を始めた頃は 20 ドルの利息をつけていたが、途中から 10 ドルになり、最終的に利息はなくなった。レストラン R が最も暇になるのが水曜日であるため、第 3 水曜日にレストラン R で開催しており、食事代として 20 ドルずつ徴収している。

昌秀さんは、「ほんとに飲み会」であり、みんなが集まれる機会がほしく、「頼母子だった

ら一番集まりやすいから」ということで頼母子をしているという。レストラン R をオープンさせた頃は、資金が必要だった昌秀さんが初めに受領することが多く、頼母子の受領金で食器や道具を買い、レストランの設備を整えていたため助かったという。

最後に受領したがるメンバーが多く、最近では途中で誰も受け取りたがらないので毎回集めた金を貯めておき、最後に全員に返金するようになったそうである。

店に定期的集まるために始められた親睦機能の大きい頼母子といえるが、昌秀さんにとっては事業のための資金調達も兼ねられており、「やっぱり助かりますよ。なんか急に必要時には、なんか物が壊れたとか、なんか買わなくちゃいけないっていう時には取れるからね。」と現在でも小さな金融としての経済的な機能を果たしている。

また、定期的に店を利用してもらえるとというメリットもあり、親睦のための頼母子が戦略的に用いられているといえるだろう。

〈レストラン L での模合〉

レストラン R の模合とは別に、沖縄系新 1 世たちが行っている模合を見学させてもらった。

この模合のメンバーはほとんどが沖縄出身者で、最初は 10 人で始められたそうだが、現在のメンバーは 6 人(男性 3 人、女性 3 人)である。1950～60 年代にハワイに移住してきたという人が多く、会計係を担当する女性の E さんを除き、ほとんどが 80 代である。

かつてレストラン R の頼母子のメンバーであった神谷さんは、この模合のメンバーではないが食事会には参加しているという。模合の 4 回目となるこの日は、模合メンバーは全員参加しており、ゲストも含めて食事会への参加者は 10 人であった。

第 4 火曜日に集まり食事会をしており、時間は 16 時から 18 時が予定されている。この日の会場は中華料理店のレストラン L であった。

掛金は 1 口 300 ドル、利子が 15 ドル、食事代として別に 20 ドルを支払う。E さんのみ 2 口加入している。利子があることもあってか、この日の模合も積極的に受領したがる人がいなかったが、E さんが指名して受け取らせていた。

円卓席で、各々近くの人たちと会話することが多く、近くに座っていた男性メンバーはこれまでの仕事の話やハワイの物価、自分の苗字が沖縄の歴史に関係あるという話を聞かせてくれた。ハワイではかつて模合の持ち逃げもよく聞いたという。

2. 模合のやり方をめぐって

(1)模合の捉え方と人間関係

かつてレストラン R の模合では誰も受領せず最後に返金するというやり方をめぐって意

見の対立があり、反対派の神谷さんを含む数名はそれで模合を抜けたという。

最後に受領したい人が増え、誰も途中で受領しがらなくなってしまったので、最初はいくじ引きで受領者を決めていたが、最近はそのまま誰も受領せずに貯めるようになり、神谷さんなどからは、頼母子講(模合)は毎回誰かが受領していくものであり、希望者がいない場合にはくじ引きなどで決めるべきであると叱られたという。しかし、会計係である J さんは、取りたくない人に取りらせてもしょうがないということで、希望者がいる場合には受領させ、希望者がいないまま模合が一巡すればそのまま返金するようにしていたという。

神谷さんを含め、こうした方法に馴染めない 2、3 名はこの模合を抜けたが、残ったメンバーは、「もう金どうでもいいじゃんか、集まりがあればいいっていう感じで集まってるから。もうお酒が飲める、飲めたらいいっていう感じで」集まっているという。

昌秀さんも、沖縄にいた時から模合のルールは知っており、こうしたやり方が模合のルールと全然違うため最初は貯めておくことに反対だったが、毎月模合で貯めておき、最後に自分が払った分をまとめてもらうのが「クリスマスプレゼント」のようでいいものだなと思うようになったという。模合が一巡するまで貯め続けるため、大金を預けることに最初は不安もあったようである。

優子さんは、こうしたやり方への反対はなかったそうで、自分では貯められないが、銀行に預けるのと同じような感じで模合に預けておけるのでよいという。

昌秀さんは、この模合は「ユイマールっていう、この仲間同士の集まりを壊したくないっていうのが一番の目的」であるという。昌秀さんはレストラン R のオープン当初、この模合で事業資金を調達しており、経済的な機能も重要であったようだが、現在では、経済的な必要性は低下し、定期的な集まりを通じたつながりの維持に重きが置かれているようである。

この模合を抜けた神谷さんによると、もともと神谷さんが 40 年前から模合をやっており、レストラン R は 25 年前から加入したような形だったという。

かつての沖縄の模合には責任者である親がいるものだと言われていたが、現在のハワイや沖縄は経済的に豊かになっており、模合の目的が変わってきたという。

「沖縄でやってる、やったのは、親がいるんです。これから頼母子やりましょうってね。で、親が責任を持って、親が最初に取り。そういうふうにするの、沖縄はね。で、こっちはね、頼母子っていうのはほら、貧乏だから、貧乏人を助けるためにやるんですね。ところが、ここはみんな余裕をもってるでしょ。集まる口実。で、そのあとカラオケ行ったりね、そのための集まる口実。そういうのがないと集まらないんですよ。だから、みんなお金はいらない。」

豊かになった現在の沖縄やハワイでは、模合は楽しみでやるものであり、集まってカラオケをしたり、社会情勢を聞いたりといったコミュニケーションの場としてやっており、ただ集まって酒飲むのもつまらないので口実、目的を作るために模合をしているという。

レストラン R の模合は、最初は掛金 100 ドルで、沖縄と同じようなスタイルで入札制だ

ったといい、10 ドルから入札できるような仕組みであった。掛金は 100 ドルから 200、300、400 ドルと上がっていったが、400 ドルはきついということで 300 ドルに落ち着き、その頃にレストラン R が加入したという。ビジネスをしており金が必要な昌秀さんがいつも最初に高額で落札していたため、「友達からあんなにたくさん取ったらいけないんじゃないの」ということで入札額を 20 ドルに固定し、受領希望者が複数いる場合はくじ引きで決めるようにしたという。

途中から誰にも受領させずに貯めこむ形式になったが、「私達の考えでは、取りたくなかったら強制的にくじ引いてやる、それしかないんですよ。」と誰も受領せずに貯めておくやり方には反対であり、その理由としては、「取前がないと要するに、誰かが取る、そうすると 20 ドル入ってくるんですよ。で、2 ヶ月、3 ヶ月やったらね、この 3 ヶ月間利息がないっていうこと。おかしいでしょ。それで、じゃあ考え方が違うからやめましょうって言ってやめたんだ。」というように、金融としての模合の機能、形式が重んじられているようである。

「まあ、沖縄の頼母子のことを知らなかったんじゃないかなと思うんですよ。と、彼(J さん)に聞いたらね、取りたくないのにどうしてあげるかって言うでしょ。私たちがスタートしたのは、誰かが取らないとスムーズにいかないから強制的にあげる。普通そうですよ。だから話が合わなくなっちゃって(笑)。じゃあまあ、じゃあやめましょう、あそこに賛成の人はどうぞって。」

毎回誰かが受領していき利息を支払うという本来のやり方か、受領希望者がいなければ貯めておき最後に返金する新しいやり方かをめぐりメンバー間に意見の対立があり、後者が多数派であったため、前者派が脱退したようである。模合の形式や金融機能が重視されているようだが、模合を抜けた後もレストラン R には顔を出すこともあり、模合がなくともつながりはあるようである。

3. 沖縄系コミュニティと頼母子

今回の調査では、ハワイの沖縄系 3 世以降の人々の間ではおそらく模合がほとんど行われていないこと、新 1 世たちの間ではまだ行われていることがわかった。

ハワイ沖縄連合会では活発な活動がなされているが、これに若干の距離を感じる新 1 世たちも存在する。レストラン R の優子さんは、現在の連合会は英語話者がほとんどであるため英語が流暢でない自分たちは少しやりづらいといい、そうした新 1 世たちが市町村人会の代わりにこの沖縄レストラン R という特別枠に所属することで連合会に加入するという形式を確立しているという。

通常であれば連合会の下部組織であるそれぞれの市町村会に所属するのであるが、そこでも現在では英語が基本であるため、出身地がそれぞれ違う新 1 世たちは 1 人では市町村人会には入らないため、そういう意味ではレストラン R は重宝されてるという。

新 1 世以外の連合会の加入者も、沖縄から来たゲストをレストラン R に連れてくることはよくあるそうである。英語話者と日本語話者であってもレストラン R に連れて行けば言語の問題も心配なく、飲んで歌って楽しいということで、連合会側からもレストラン R は重宝されているようである。

新 1 世の名城さんは、連合会には加入していないが、以前誘われて参加した連合会の集まりでは日本語を喋る人が少なかったという。日本語話者たちがまとまっているテーブルに座ったが、他は英語話者ばかりだったようで、「もう日本語しゃべれる人もほとんどいないから、英語しゃべる人たちで固まっちゃってて、だんだん遠くなってるような感じがして寂しいなと思った」そうである。

ハワイでは 2 世以降は日本語を喋れない人が多いようで、県人会の活動に参加する人も日本語をほとんど話せないことが多く、日本語を母語とする新 1 世たち同士で固まる傾向にある。

野入直美は、2006 年に開催された第 4 回ウチナーンチュ大会の参加者を対象としたアンケート調査から、ハワイと他のアメリカ合衆国の比較を行い、ハワイ在住者における日本語能力の相対的な低さと、「今後の世界のウチナーンチュとの交流予定」が「ある」とした回答比率の相対的な低さに着目し、〈ハワイのウチナーネットワークの自足性〉という仮説を導いており、ハワイの島嶼性という地理的条件と沖縄県系人の集住密度の高さなどの社会的要件を背景に「ハワイの沖縄県系の人々のウチナーネットワークは、良くも悪くも、ハワイの中である程度、自足できるだけの成熟をとげているのではないだろうか」と指摘している¹⁴¹。

続いて、2011 年に開催された第 5 回大会参加者のアンケート調査から、ハワイ、他のアメリカ合衆国、ブラジルに在住する回答者の属性と沖縄アイデンティティを比較し、その特徴から仮説的にハワイを「島嶼型」、ハワイ以外のアメリカ合衆国、ブラジルを「広域・大陸型」に類型化している¹⁴²。

¹⁴¹ 野入直美「『世界のウチナーンチュ大会』と沖縄県系人ネットワーク（2）—参加者の〈声〉に見るアイデンティティと紐帯の今後—」『移民研究』4 号、琉球大学移民研究センター（2008）、105～107 頁。

¹⁴² 野入直美「海外における沖縄アイデンティティの地域間比較 —第 5 回世界のウチナーンチュ大会参加者アンケートを中心に—」町田宗博、金城宏幸、宮内久光、野入直美『躍動する沖縄系移民—ブラジル、ハワイを中心に』彩流社（2013）、91 頁。沖縄系の人々が広大な地域に拡散し、さらに大都市を有している「広域・大陸型」は、「近所に住む沖縄系の人と、世界のウチナーンチュ大会で初めて出会ったとか、帰ったら自分の地域の沖縄系の人を

「島嶼型」は、一つ一つの島の中では相互に知り合い、何らかの相互行為をしている人々が多く、集住性と凝集性の高さが強みである。加えて、「脱日本語化、現地語化、先祖のルーツというシンボリックなアイデンティティの構築という点において、ハワイは海外の沖縄アイデンティティの、ひとつの先駆的な類型を成している」とされる。

ハワイ在住の回答者は、戦前移民をルーツに持つ 60 代の三世が分厚い層を成している相対的な均質性の高さが特徴であり、相対的に日本語能力が低い。これは、ハワイでは早くから県人会動会合などで用いられる言語を英語に切り替え、日本語を必須要件としない活動や組織化をすすめたため、日本語のできない三世が沖縄系の活動の中核を担っており、ハワイにおける日本語力の相対的な低さは、脱日本語世代への沖縄アイデンティティの継承が成し遂げられてきたことと表裏一体の関係にあるとしている¹⁴³。

さらに、「脱日本語世代の自己認識と紐帯のよすがとして、「先祖のルーツ」というシンボリックなアイデンティティが構築されてきた」とし、日本語の話せない三世にとって「先祖のルーツ」は確信をもてる生得的要素でありつつ、家系図の作成や親族との交流などにより知識や紐帯を深められる獲得的要素も有しているとされる¹⁴⁴。

また、2016 年の第 6 回大会の調査では、参加者が大会以前にどこの沖縄系の人々とどれだけ交流をもっていたかという交流実績を調べ、ハワイ在住者もハワイ以外の場所に住む沖縄系の人々との交流意欲自体は低くないが、地理的な制約がありハワイ内でネットワークを自足せざるを得ない状況であると解釈が修正されている¹⁴⁵。

現在のハワイ沖縄連合会は、三世を中心とする県人会ネットワークが構築されて安定的に運営がなされているがゆえに、新 1 世が入っていきにくいところもあるといえるのではないだろうか。

探してみたいといった、出会いと交流における「大会効果」がある」とし、「〈島嶼型〉ハワイでは、大会に参加する以前から何かの相互行為が行われているのに対して、〈広域・大陸型〉ブラジル、その他合衆国では、大会終了後、地域に持ち帰ることのできる相互行為の萌芽が見いだせる」としている(91～92 頁)。また、大都市を有していることによる若年層の厚みが強みであり、年齢だけでなく職業や階層も多様であることが指摘されている。

¹⁴³ 前掲・野入(2013)、75 頁。

¹⁴⁴ 前掲・野入(2013)、88 頁。

¹⁴⁵ 野入直美「主観と愛着の沖縄アイデンティティ — 「世界のウチナアンチュ大会」調査に見る海外沖縄県系人の意識 —」『移民研究』14 号、琉球大学移民研究センター(2018)、49～53 頁。ハワイは他の地域の沖縄県系人との交流の量は大陸エリアよりもかなり小さい一方で、沖縄県民との交流の量はアメリカよりも大きいことから、「ハワイは、これまでの「世界のウチナアンチュ」のネットワーク化をけん引してきた一方で、海外の県系人どうしの交流よりもむしろ沖縄に視線が向いているという、2006 年調査で導かれた仮説が確かめられた。」としている(54 頁)。

また、連合会の現在の活動拠点であるハワイ沖縄文化センターが1990年に完成するまでは連合会の集会の場にもなっていたという慈光園本願寺では、毎週日曜日の朝にファミリーサービスという礼拝が行われており、礼拝後は参加者たち(ほとんどが沖縄系3、4世)が軽食を食べながら会話を楽しむ様子が見られ、コミュニティの交流の場としての役割も担っているようである。

こうした沖縄系コミュニティの状況と、聞き取り調査で2世、3世が語っていた1世、2世の頼母子の話もふまえると、ハワイの模合(頼母子)は仮説的に以下のように捉えることができる。

1世、2世の間では事業を始めるための資金調達といった金融面と、沖縄系コミュニティ内の交流を図るための親睦面の双方からの需要により頼母子がなされていたと考えられる。2世以降は、経済的に安定し社会的地位も向上したことから金融としての頼母子の需要は下がっていったと予測される。さらに、沖縄系コミュニティの交流の場としての役割を沖縄連合会(と慈光園本願寺)が組織的に担っていることから、集まりの場としての親睦的な頼母子の需要も失われていったのではないだろうか。新1世たちのコミュニティで模合が行われているのは、自営業者が多く資金調達のために利用できるという金融面のメリットもあるだろうが、日本語を話せない2世、3世が中心となっている連合会のような沖縄系コミュニティと距離があることから、日本語で会話できる自分たちのコミュニティを醸成する必要がある、そのために模合が用いられているのではないだろうか。

第4節 小括

かつて日本本土では、言語や文化の違いによる沖縄出身者に対する差別的な扱いがあり、これに加え海外ではマイノリティである日系人のなかのマイノリティとして沖縄出身者は社会的な地位が弱かった。県人会や郷友会を結成し、そのつながりのなかで模合を行うことによって経済的な相互扶助を可能としつつ親交を深め互いに励まし合い、生活を築き上げていった。

かつては大正区やその周辺地区の県人会や郷友会のつながりで沖縄出身者同士の頼母子がよく行われており、経済的な相互扶助や親睦の場として機能していたようだが、現在は頼母子に対する経済的な需要が低下し、主に親睦のために行われている。

1世から3世までの県人会の活動に参加する人たちが行う頼母子は、集まるための理由として選択されており、頼母子によって定期的に集まり親睦を深めることで県人会のコミュニティも維持されており、県人会活動や頼母子を通じて沖縄との関係も構築されている。

頼母子のトラブル処理については、経済機能の大きい模合における座元の補償責任と模合グループやコミュニティからの排除という制裁が確認された。また、兵庫県においては頼

母子は利息付きが原則であり、無利息のものは積み立て会として区別されており、共通の目的のための貯金や親睦のために行われている。

ハワイでも、1、2世の間では事業を始めるための相互扶助的な金融と親睦の双方の需要から頼母子がなされていたが、2世以降は、経済的に安定し社会的地位も向上したことから経済的な需要は低下し、現在の県人会を中心とする沖縄系コミュニティにおいて模合はほとんど行われていないようである。しかし、ほとんど日本語の話せない3世たちが中心となっている県人会と若干距離のある新1世たちの間では模合が行われており、母語で会話できる親睦の場として機能しているようである。

第3章 近代化のなかの共同性と模合の選択

本章では、沖縄社会において、特に戦後の米軍統治から日本復帰を経て現在に至るまでに模合が担ってきた社会的機能について確認し、近代化のなかで模合と沖縄の共同性がどのように関わってきたのか、現在の模合によるつながりは人々に何をもたらしているのかについて分析する。そして、沖縄の人々が現在まで模合を選択し続けていることの象徴的意味についても考察したい。

近代化は、地縁や血縁に基づく共同体、およびその規範に拘束された人間関係や生活という伝統的な社会構造を解体していく過程であった。

ギデنز¹⁴⁶は伝統的な社会から近代的な社会への移行について、社会関係を相互行為の局所的な脈絡から引き離し、時空間の無限の拡がりのなかに再構築する「脱埋め込み」のメカニズムによって論じている¹⁴⁶。通貨のような象徴的通標の創造や高度な専門家システムの確立により社会関係はローカルな直接性から切り離され、人々は対面的なやり取りを超えて遠隔地においても相互に影響を及ぼすようになったことが近代化の特徴の一つであるとしている。

時間や場所に縛られずに結ばれる相互関係は地球上のほぼすべての地域に及ぶようになり、これにより人々の社会関係を固定していた伝統的な社会秩序は力を失っていった。階級や社会的地位、性別役割、家族、近隣などの社会的形態が解体し、宗教や伝統、国家によって規定されていた生活様式が崩壊した近代社会において、人々は集団ではなく個人として諸制度に組み込まれていく。ベックは、こうした個人化により人々は自身の選択と行為によって人生を設計し、失敗すればその責任を負わなければならなくなったとして、かつては家族のつながりや村落共同体のなかで、あるいは社会的身分や階級に付随するルールに依拠することで前もって決められていた人生における機会や危険は、個々人が自分自身で知覚し、決定し、処理すべきものとなり、個人に課される要求が急激に増加しているとした¹⁴⁷。

バウマンは、固定的な秩序が失われ、あらゆる制度や人間関係が流動化した近代を液体に例え、人々は社会的制約から解放され、個人に選択の自由と可能性の拡大がもたらされたが同時に不安や危険、不確実性も増大しており、流動化した社会関係のなかで長期的なコミッ

¹⁴⁶ アンソニー・ギデنز『近代とはいかなる時代か？ モダニティの帰結』松尾精文、小幡正敏訳、而立書房(1993)。

¹⁴⁷ ウルリッヒ・ベック、エリーザベト・ベック＝ゲルンスハイム「伝統的なものの喪失 — 個人化とあやうい自由」ウルリッヒ・ベック、エリーザベト・ベック＝ゲルンスハイム『個人化の社会学』中村好孝、荻野達史、川北稔、工藤宏司、高山龍太郎、吉田竜司、玉本拓郎、有本尚央訳、ミネルヴァ書房(2022)、7頁。

トメントよりも短期的で即時的なつながりが優先され、個人のアイデンティティの確保は困難になるとした¹⁴⁸。

個人化され、流動化した社会において人々は共同体的結びつきから解放され、自身の選択によって人間関係を構築しなければならなくなったことで、人とのつながりに対する不安も生み出されるようになった。

社会学者の石田光規は、旧来の村落共同体のような地縁、血縁に基づく役割に埋め込まれた「共同体的関係」から、自身の好みに応じて構築、維持していく「選択的關係」が主流化したことによって、人々は共同体の規範、行動様式から解放されると同時に人間関係を構築、維持していくための行動様式を自身で確立しなければならず、相手の満足や承認を得られなければ関係が解消されてしまうという不安定な状況におかれるようになり、関係を構築できないのではないか、解消されるのではないかという恐怖と孤立への不安を抱えるようになったとしている¹⁴⁹。

日本においても孤独、孤立に対する問題意識が高まっており、内閣府は2021年から日本における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として「人々のつながりに関する基礎調査」を実施している¹⁵⁰。

この2023年の調査結果では孤独感について、①「あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか」という直接質問に対し、「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.8%、「時々ある」が14.8%、「たまにある」が19.7%、「ほとんどない」が41.4%、「決してない」が17.9%となっており、②「UCLA 孤独感尺度」に基づく孤独感スコア(間接質問)¹⁵¹では、「10～12点(常にある)」という人の割合は6.9%、「7～9点(時々ある)」が40.1%、「4～6点(ほとんどない)」が38.5%、「3点(決してない)」が13.7%となっている。主観的にはおよそ4割の人々が孤独を感じているといえるだろう。

¹⁴⁸ ジークムント・バウマン『リキッド・モダニティ 液状化する社会』森田典正訳、大月書店(2001)。

¹⁴⁹ 石田光規『孤立不安社会 つながりの格差、承認の追及、ぼっちの恐怖』勁草書房(2018)、4～7頁。孤立に対する不安の増加の要因として、生涯未婚率や単身世帯率の上昇といったサポート源としての家族の衰退と孤立死の増加を挙げている(13～23頁)。

¹⁵⁰ 内閣官房「令和5年人々のつながりに関する基礎調査」、日本全国の満16歳以上の個人2万人を対象に実施されている。

¹⁵¹ 間接質問では、「あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。」「あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。」「あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。」という3つの設問それぞれへの回答について、「決してない」を1点、「ほとんどない」を2点、「時々ある」を3点、「常にある」を4点としてスコア化し、その合計が高いほど孤独感が高いと評価している。

かつて人々を拘束していた伝統的な共同体や紐帯は衰退し、解放された人々は流動化した社会において自己の選択と責任に基づいて人生を設計していかなければならず、所与の人間関係ではなく個人の選択によって他者との関係を構築していかなければならない。個人化のなかで他者とのつながりをもつことや所属感を得ることが容易ではなくなっており、孤独、孤立に対する不安や関心も高まっている。

第1節 模合の社会的機能と秩序

1. 社会的機能

模合の本質は、具体的な人間関係に基づく交換(共同)行為である。親族や同郷者、近隣住民、友人知人、仕事関係者などの具体的な人間関係に基づく相手と、定期的な会合において全員で掛金を支払い順番に受領していくという財の交換およびそこでの共同飲食により集団的关系をつくりあげることが模合の基本的な役割である。

1人のもつ資源では不十分であっても、集団を形成して物や金銭をもち寄ることによって負担を分散しつつ資源を集約し、困窮者の救済から庶民金融、親睦までを可能とする共同行為である。(利益に差が生じることはあれど)全加入者が自身も利益を得られることを期待して掛金を支払い、受領後は未受領者の利益のために支払いを続けるという互酬的な交換関係にある。

模合では、受領者はその後の掛金を支払わなければその分自身の利益が増加するため、未受領者には既受領者の不払いにより損害を被るリスクが常に存在しているが、これを防いでいるのが具体的な人間関係である。

集団の成員一人一人が協力行動をとるか非協力行動をとるかの選択ができ、個人にとっては常に協力行動よりも非協力行動を選択した方が高い利益を得られるが、全員が非協力行動を選択した場合には、全員が協力行動を選択した場合と比較して個人の利益が下回ってしまう状態を社会的ジレンマという。匿名性は非協力行動をとる人の割合を増やし、非協力行動をとる人が増えればますます協力する人も減ってしまうという状況に陥ってしまい、集団サイズが大きくなるほど、そして匿名性が高まるほどこの状況に陥りやすくなるとされる¹⁵²。

模合は具体的な人間関係があることで、自己の利益を優先して他のメンバーの信頼を裏切るような行為をすれば、この模合における人間関係を損ない、模合グループから排除されるという不利益が生じ、さらにコミュニティにおける自身の社会的な信頼や評判を損なう

¹⁵² 山岸俊男『社会的ジレンマ 「環境破壊」から「いじめ」まで』PHP 研究所(2000)。

おそれもある。多くの人はこの不利益を避けようと行動するため模合の仕組みは成り立っているといえる。

したがって、模合は「誰とするか」が重要な問題となる。多くの場合、相手についてある程度知っている間柄であり、経済面および人格面において掛金の支払いを継続してくれるだろう信頼のおける人物であることが加入者選択の際の基本的な条件であり、経済機能の大きい高額の場合であれば座元がトラブルの際に責任を負ってくれる人物であるか、親睦機能の大きい模合であれば関係を維持、強化したい人物であるかが条件となってくる。相手との面識関係がなければこうした判断は難しいため、模合のメンバーは既存の人間関係に基づいて選択される。

また、定期的に顔を合わせ一緒に食事をするという一種の「楽しみ」を通じて、加入者同士はより親密に結びつき、こうしてつくられた集団を基盤として相互扶助や庶民金融という共同行為が行われる。具体的な人間関係があるからこそ、娯楽の要素が加入者のつながりを深め、同時に加入者は関係性によって拘束され、単なる金の貸し借りという個人間の関係ではなく金を融通し合う集団的な関係がつくりあげられる。模合の人間関係を維持するために会合に参加し、掛金を支払い続けるのである。具体的な人間関係を維持、強化していくという親睦の機能は模合が本質的に備えた機能であり、相互扶助や金融の機能は個々の目的に応じて利用されているといえる。

個人や組織のネットワークに内在する資源である社会関係資本/社会資本(social capital)の観点から講に言及する研究もある¹⁵³。

パットナムは、社会資本を「調整された諸活動を活発にすることによって社会の効率性を改善できる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴」と定義して、社会資本によって自発的な協力が促進される事例として回転信用組合(講)を挙げている¹⁵⁴。回転信用組合は、抵当として提供できる実物資産を欠いている参加者たちが実質的には自分たちの社会的コネを抵当に入れているのであり、社会資本は共同体で利用可能な信用機関を拡張し、市場の稼働効率を良くしているとされる¹⁵⁵。

コールマンは、社会関係資本は有形ではなく人々の間にある関係性であり、物的資本や人的資本と同様に生産活動を促進するとし、相互に信頼しあうグループは信頼を欠くグルー

¹⁵³ 金子郁容、松岡正剛、下河辺淳『ボランティア経済の誕生 自発する経済とコミュニティ』実業之日本社(1998)。

¹⁵⁴ ロバート・D・パットナム『哲学する民主主義 伝統と改革の市民的構造』河田潤一訳、NTT出版(2001)、206～207頁。

¹⁵⁵ 前掲・パットナム(2001)、209頁。「回転信用組合は、しばしば協同組合や他の形態の相互扶助=連帯と一緒になされており、これらあらゆる形態の自発的協力には、社会資本の同種類の基底資産が注ぎ込まれているからである。」としている。

ブよりもはるかに多くのことを達成できるとしている¹⁵⁶。人々が互いに援助を求める頻度が高いほど創出される社会関係資本の量は多くなり、豊かさや政府援助などの要因により人々が互いにあまり必要としなくなると創出される社会関係資本は少なくなるとされる¹⁵⁷。さらに、社会関係資本は更新されなければ価値が下がるとされ、社会的諸関係はもし維持されなければ消滅し、期待や義務は時間の経過とともに薄れ、規範は定期的なコミュニケーションに依存しているという。

社会関係資本を個人が私有したり自由に制御したりすることはできないため、社会関係資本そのものを維持したり強化したりすることは難しいが、本来は他のことを意図した活動の副産物としてなら維持、強化しやすいとされており、模合はその仕組みにより、加入者間の社会関係資本を維持、強化しているといえるだろう。

具体的な人間関係に基づく交換(共同)行為である模合は、沖縄の社会変動に伴う様々な要求に応じて変化してきた。

沖縄の模合を調査した人類学者の平野(野元)美佐は、模合の神髄は「合わせること」だとし、かつては金や労働、現在では金を持ち寄り、時間や場所を合わせて集まり、ともに飲食し交流する模合においては模合仲間と助け合い、心を合わせようとするのが重要だとしている¹⁵⁸。模合は共同することであり、「模合に参加することは、模合仲間との「共存共栄」を目指すことである。一緒に豊かになろうとするための助け合いが模合であり、そのために人はつねに何かを合わせてきた」として、様々なものを合わせるシンプルな仕組みとして模合は人々に用いられてきたとしている。

日本本土の講についても、人々の需要に応じてその機能が変化してきたことが指摘されている。1943年に長野県上久堅村における講の慣習を調査した川島武宜と渡邊洋三は、無尽講の最大の機能は金融であるが、そこでの共同飲食は村人にとっての慰安であり、無尽講の本来的な内容をなしているとして、「無尽講の金融はこのような共同飲食を媒介とする協同関係に基礎をおく相互扶助関係」にほかならないとしている¹⁵⁹。調査当時、無尽講がほと

¹⁵⁶ James S. Coleman, *Foundations of Social Theory*, Harvard University Press(1990), p.304. 回転信用組合(Rotating Credit Association)は、一連の会合の早い段階で支払いを受けた人が逃げ出し、他の人に損失を残す可能性があるためグループのメンバー間に高い信頼性がなければ存在できないとして、社会関係資本が欠如している都市部ではこのような回転信用組合がうまく機能するとは想像できないとしている(p.306)。

¹⁵⁷ Coleman(1990), p.321.

¹⁵⁸ 前掲・平野(2023年)、271～273頁。

¹⁵⁹ 川島武宜、渡邊洋三「講の慣行と農村生活 ―長野県下伊那郡上久堅村の調査―(一)(二)」『法学協会雑誌』第62巻5・9号(1944年)、9号60頁。この村においては、社寺詣りのための宗教講と、金融機関的役割をもつ無尽講があり、無尽講はさらに、資金を必要とする

んど消滅したなかで、明確な目的をもつわけではない小規模な講がいくつか存続しており、こうした講は金融機関としての性格はうすく、娯楽機関または社交機関として重要性をもっているとされた。こうした講の存在は、生活協同体としての講団体という基礎に、その時々需要に応じて様々な機能が付加されていき、資金に乏しく外部からの救済手段を持たなかった農民達には金融的な機能が恒常的に必要とされたため金融講が特に発展したという過程を暗示しているとした¹⁶⁰。

古くはシマの共同体的関係に基づく物や労働力のもち寄りによる相互扶助の制度であった模合が、貨幣経済の浸透に伴い金融として役割も担うようになり、近代的な金融機関を利用できない庶民の金融として利用されていくようになる。模合によって資金調達や貯蓄がなされ、戦後の復興期にも盛んに利用されていたが、金融機関の発達とともにこうした経済的な機能の需要が低下していく一方で、定期的に集まるため親交が深まるという親睦の機能への需要は残り、現在では親睦のための模合が主流となっている。

現在の親睦を主目的とする模合には人のつながりを維持、強化する役割が求められている。模合の加入者には毎回掛金を支払う義務が課されるため、あるグループで模合をすることを決定すればメンバーは強制的に定期的な集まりに参加しなければならない仕組みが確立されている。「ただの飲み会だとだんだん来なくなるけど、模合はお金を払わないといけない。縛りを作った方が集まるから。」というように、経済的な機能を求めていなくともあえて模合をすることによりメンバーを拘束し、定期的な集まりを実現させ親睦の場が確保されている。

加えて、模合は信頼関係で成り立っているものであり、掛金の不払いなどにより模合の信頼関係を裏切るようなことがあれば、模合から排除されメンバーとの人間関係を損なうだけでなく、社会的な信頼や評判を損なう恐れがあるため、単なる飲み会に比べ模合に行くことの重要度が高い。したがって、「家庭があっても模合だからと言えば飲みに行っても多めにみてもらえる」というように、沖縄では家族などに対して模合に行くと言えば都合を優先してもらえる傾向にある。

このように、単なる飲み会や食事会ではなく、あえて金のやり取りを伴う模合を選択することによって定期的な集まりを実現させ、親睦の場が確保されているのであり、模合はメンバーを定期的に集めるための拘束としての理由付け、および模合に出かけていくことを周囲の人々に承認してもらうための建前という「口実」として使われている。

者(親と呼ぶ)を救済するために組織され初回の講会では親に受領させる頼母子講、親はおらず資金融通のために行われる仲間講に大別される。銀行や信用組合のような近代的な金融を利用できない村人たちにとって講は対人信用であるため最も簡易な金融方法であり、近代的な金融の法律的権利義務関係による厳格さに対し、講員の相互関係は義理人情から分化しない経済関係であり融通を利かせてもらうことができたとしている。

¹⁶⁰ 前掲・川島・渡邊(1944)、5号 55～56頁。

さらに、親睦としての模合を利用して、自身の飲食店を使ってもらったり、仕事関係者との親交を深め事業の機会を拡大したりといった経営戦略、旅行費用の積み立てなどの様々な目的が達成されている。

人間関係の拘束による共同行為の実現から、共同行為の金銭的拘束による人間関係の維持・強化へというように目的と手段が変化しているといえるだろう。

2. 模合の秩序

(1)模合の規範

模合は、個人や団体がグループを組織して定期的に集まり全員が一定額を拠出し、その全額を一人が受領し全員が受領できるよう繰り返していくという仕組み、高額の場合における座元や保証人の補償責任、持ち逃げなどの逸脱行為に対する模合グループ(さらにはコミュニティ)からの排除という制裁を備えた制度であり、具体的な人間関係がこれらの実効性を支えているため模合の秩序が保たれている。

定期的な会合に参加し掛金を払い続けるという模合の規範を支えているのは人間関係による拘束である。基本的に模合はインフォーマルな契約であり、保証人や座元による人的保障があるのみだが、掛金を払わなければ他のメンバーに迷惑をかけてしまうという責任感を生じさせるために、多くの人はこの規範に従っている。これは模合が既存の人間関係に基づいた組織であり、定期的な会合を通じてより親密な関係になりやすいという親睦機能が働くために、この関係を失いたくない、崩したくないという意識を加入者に抱かせるからである。したがって、多くの人は模合に加入すれば人間関係を損なわないように協力的行動をとり続けるし、トラブルを起こせば模合グループから排除されるということが制裁として成立している。

また、経済的な機能の大きい模合では、経済的な損害については基本的に座元の責任であるとされている。経済的な模合の座元は、経済能力があり人格的にも信頼できる人物であるかが重要視されており、これはトラブルが生じた際に座元が責任をもって補填することが当然に期待されているからである。そして、こうした模合の座元になる人物というのは、自身に対する信頼を維持し、面子を保つためにこの責任を全うしようとする。

また、模合が一般的に行われ社会構造に組み込まれている沖縄社会では、模合が社会的な信頼形成の場となっているために、トラブル処理における座元の経済的な責任能力が座元自身の社会的な信頼と評判を左右し、トラブルを起こした者は社会的な信頼と評判を落とすことになる。模合でトラブルを起こした場合には、単にメンバーから「金を借りて返さない人」という評価を受ける以上のダメージがある。模合仲間の信頼を裏切った人物であるという評価は、模合内にとどまらずコミュニティにおけるその人物の信頼にも影響を及ぼし、この模合グループから排除されるだけでなくコミュニティ内でも「一緒に模合をするのはためらわ

れる人物」となり、コミュニティ内での信頼も失う可能性がある。こうした構造に基づき、模合のトラブルでは座元が経済的な損害を補償し、トラブルを起こした者は模合メンバーの肩書を剥奪され、コミュニティから排除されることで制裁がなされるという形で内部にトラブル処理の仕組みが成り立っている。

内部における補償と制裁が確立され、模合の人間関係による統御がなされており、「ウチ」の世界である模合のメンバー同士の人間関係の問題を「ソト」へ持ち出すのは馴染まないという感覚も加わり、ほとんどの模合のトラブルは模合の内部で処理され、公的機関による解決や第三者による仲裁や調停はほとんど選択されない。

模合の多数当事者間契約関係は法によってうまく捉えられないだけでなく、座元の補償責任や模合メンバーとしての肩書の剥奪とコミュニティからの排除という制裁という非公式で内部的なトラブル処理についても、一般的で形式的なルールに依拠した公式の機構による統御という近代法とはギャップを抱えたものである。

経済合理的な行動を想定し、具体的な人間関係を単純化してしまう法を模合のトラブルに介在させても集団的な関係性ゆえに解決が難しく、仮に金銭的な問題が解決されたとしても模合のトラブルを解決できなかった座元に対する信頼は回復されない。そのため、内部の補償と制裁によって処理し、残されたメンバーたちの関係の維持が優先されている。

ただし、経済的な模合において掛金が高額になればなるほど、信頼形成機能よりも経済機能が大きくなるため、人間関係よりも金の問題として外部化しやすくなるといえる。戦後からバブル期に見られた連鎖的に模合が崩壊していくゴロゴロ模合騒動などは、経済的な模合の人数が膨れ上がり、もはや座元の社会的、経済的な信頼を見て加入する次元ではなくなっているため、トラブルが発生しても内部で納められる規模ではなく、そのまま崩れたり座元が逃げてしまったりといった事態に陥り、メンバーにとっても人間関係や信頼よりも金の問題であるため公的機関が頼られるようになったといえるだろう。

模合が営利化していき、具体的な人間関係による統御が弱まるとトラブルが内部で処理しきれなくなり外部化していくことになる。

(2) 営利化した模合と法

川島武宜と渡邊洋三は、講の慣行的規範の実行力について、村の共同社会のなかに全生活をおく人々が必然的に相互にもたざるを得ない具体的な社会関係と、それを支える感情的なモメント(もし返金しなければ講における親密な共同体、および村落共同体から爪はじきにされることを背景とした債務者たる講員の義理堅さ、村の顔役である世話人による講の指導および崩壊した講の解決)によって保障されているとする¹⁶¹。

長野県上久堅村において無尽講は大正時代までは盛んに行われていたが、昭和の大恐慌により村の講は行き詰まってしまい、調査当時はほとんど行われていなかった。この背景に

¹⁶¹ 前掲・川島・渡邊(1944)、9号63頁。

は、経済的な困窮や需要の低下だけでなく、閉鎖的な村落共同体が弛緩し、村人の生活と人間関係が村の外部にも広がり、同時に村においても貨幣経済および消費生活の個人化が侵入してきているという社会的な変化があるとしている。

こうしたなかで、多くの農村において無尽講が次第に衰退し、その代わりに営業無尽が進出しつつあることをふまえ、営業無尽は、簡易な手続き、担保に対する緩和された要求、長期にわたる分割返済の利点、ある程度の団体関係といった要素から、無尽講と近代的な金融機関との間を埋めるものとして位置づけられている¹⁶²。村落協同関係の弛緩、公的金融から融資を受けられるだけの財政的基盤の欠如、無尽講に内在する経済的なリスクなどを考慮すれば、村人の要求に最も近いものは営業無尽ではないかとされている。

大正から明治期にかけて営業無尽の数は増加していったが、不正や行き詰まりなどのトラブルが多発し、こうした課題を解決するために政府は無尽業者の健全化を図り、無尽業法が制定された。無尽業法の適用を受けた営業無尽は、公的な金融機関として成長したものの、戦後その本質であった掛金業務は次第に衰退し、相互銀行を経て普通銀行へと変化していった。

営利化した無尽(模合)は、従来の具体的な人間関係に基づく人的拘束や保障が失われることでトラブル処理を内部で完結させることが困難になり外部化していく。これを防ぐために制定された国家法により公的な金融となった営業無尽は、近代法制度に馴染まない具体的な人間関係による統御という基盤を失い、次第に無尽としての形式も失われていった。

第2節 沖縄の共同性と選択される模合

こうした機能をもつ模合が現代の沖縄社会および沖縄系コミュニティにおいても選択され続けているのはなぜだろうか。沖縄(系)社会ではなぜ模合が必要とされているのか、具体的な人間関係に基づく模合と沖縄の共同性はどのように関わっているのかについて検討したい。

ここでは、沖縄において社会的・経済的にある程度安定した人々が行う模合を検討の中心とする。調査協力者の多くがそうした人々であることに加え、沖縄的共同性の表れとして捉えられてきた模合が近代化した都市部で今もなお行われているということが模合の現代的意義について考えるうえで重要な点であると思われるからである。

1. 沖縄の共同性

沖縄らしさの象徴としての共同体的性質は、先行研究においても沖縄社会の基盤としてとりあげられてきた。

¹⁶² 前掲・川島・渡邊(1944)、9号62頁。

中世から近代まで、沖縄に住む人々の直接的な生活単位はシマと呼ばれた集落であり、近世では村(ムラ)、近代以降は字(あざ)と呼ばれる地域であった¹⁶³。人々は生まれたシマのなかで一生を過ごし、年中行事や祭りもシマ単位で行われた。戦前まで沖縄の人々にとってシマは帰属意識をもつ生活基盤であり、地縁・血縁を基本的な枠組みとする自己完結的な共同体であったとされている。

戦前戦後の沖縄における社会変動について論じた社会学者の伊江朝章は、全体として農村的性格を有していた戦前の沖縄では、農村村落の伝統的な共同体的気風が社会生活の核をなすものであったとし、沖縄社会の基底の構造として、経済的側面では耕地の村落共有制としての「地割制」、精神的側面としては共通の祖霊神を尊崇する祭祀集団として地縁・血縁としての絆の強固さ、社会的側面としては「村落内婚制」を挙げている¹⁶⁴。

日本国家との関係のなかで沖縄を分析した山本英治は、沖縄の「シマ」を、先祖代々住んでいる「地」において「血」のつながりが強く意識されながら一体化している血縁的・地縁的共同体としての特性をもつ一定の地域的範囲であるとし、「ウチナーの自然風土の中で歴史的に形成されてきた社会的・文化的な特徴をもち血縁的なまとまりがみられる地縁集団であって、そこに住む人の存立性の根拠となっているもの」としている¹⁶⁵。

沖縄社会の根幹をなしている地縁・血縁に基づく共同性は、沖縄の地域社会が一変した戦後も人々の生活に様々な形で作用してきたことは多くの先行研究でも示されている¹⁶⁶。

例えば、同郷人の結合組織である郷友会は、戦後の人口移動と都市化のなかで大きな役割を果たしていた。戦禍や土地接収により帰るべきムラを失った人々が都市圏に流入し、1950年代には、米軍の本格的基地建設ブームにともなう労働力需要の高まりや、日本本土との民間貿易の再開などにより経済活動は活発になり、那覇やその近郊、中部方面に人口集中が本格化した。このような人口の大移動は沖縄にとって史上初のことであり、沖縄の人々にとって、言語、風俗、習慣などの異なる人々が隣り合う社会での生活は初めての経験であった。こうした戦後の混乱のなかで、同郷人どうしが親睦や相互扶助活動を行うため郷友会を組織し、都市のなかの疑似的なムラともいえる共同体が形成されていった¹⁶⁷。

¹⁶³ シマを平均5～10個程度集めて編成された上位の行政単位が間切であり、この間切がのちに市町村となる。

¹⁶⁴ 伊江朝章「沖縄の社会変動に関する一視点」『戦後沖縄における社会行動と意識の変動に関する研究』琉球大学法文学部(1985)、65～71頁。

¹⁶⁵ 山本英治『沖縄と日本国家 国家を照射する〈地域〉』東京大学出版会(2004)、2頁。

¹⁶⁶ 前掲・鈴木(1986)、山本英治・高橋明善・蓮見音彦著『沖縄の都市と農村』東京大学出版会(1995)、山城千秋『沖縄の「シマ社会」と青年会活動』エイデル研究所(2007)など。

¹⁶⁷ 石原昌家『郷友会社会 ―都市のなかのムラ―』ひるぎ社(1986)、14～17頁。

郷友会は、運動会や敬老会などの行事を通じてメンバーの結束を強化すると同時に、故郷の伝統文化の保持や相互扶助の役割を果たしていたため、人々は故郷とのつながりや人的ネットワークを保ったまま都市生活へと適応していくことができた。

都市社会学者の鈴木広は、郷友会を「故郷の土着的共同体の都市化された模像」であるとして、その機能は共同体意識・帰属感の保証、生活の安定・支持を援助することであり、こうした準地縁集団のモザイク的集合として沖縄の諸都市は組織されているとした¹⁶⁸。

鈴木は、「狭小なるシマの小宇宙への空間的な隔絶と孤立とは、時間のなかでの孤立をも現実的なものとし、かくして、自閉的な特殊主義的なシマ共同体からなるモザイク的集積としての沖縄社会を再生産しつつけた。」とし、沖縄における都市化と産業化は「つねに親族結合とシマ結合を再生産し再強化するというパターン」をとりつづけ、「モザイクをなすそれぞれの共同態のなかには、きわめて強い平準的集団形成が展開し、その集団メンバーは物心両面にわたる助け合いをおこなっている。」として、沖縄のシマ共同体はその孤立性を保ったまま再生産されるものと捉えられている¹⁶⁹。

本土就職を経験した U ターン者の沖縄での就業状況を調査した社会学者の谷富夫は、沖縄的集生活様式を「ゲマインシャフト的第一次集団の行動パターン」とであると定義し、たとえ失業しても家族や親せき、友人知人といった第一次の関係の網によって何らかの形で有業化しているのが沖縄社会の特徴であるとし、「『食べていける』社会関係が沖縄人を二重三重に囲っている」としている¹⁷⁰。沖縄的集生活様式を構成する3つの要素、すなわち、①所与の条件と各自の力量に応じた「手職(資格や技術のこと)」の獲得の意志および能力である「自力主義」、②自己の生活がある程度犠牲にしても家族規範に従う行動様式である「家族主義」、③家族を含むもっと広い範囲の第一次集団内での相互扶助の原則である「相互主義」のいずれかが備わっていれば、たとえ失業しても食うに困る状況には陥らずに済むとされる¹⁷¹。

こうした沖縄的な共同体の存在やその強固さが自明のものとして捉えられ、そのポジティブな側面が取り上げられてきた一方で、近年では階層やジェンダーにより共同体への関り方が大きく異なることも指摘されている¹⁷²。

¹⁶⁸ 前掲・鈴木(1986)、407 頁。

¹⁶⁹ 前掲・鈴木(1986)、414、415 頁。

¹⁷⁰ 前掲・谷(1989)、302 頁。「それだけにかえて、「食べていける」社会関係を持たない人々の、沖縄での生き難さには計り知れないものがある。」とも述べている。

¹⁷¹ 前掲・谷、安藤、野入(2014)、7～8 頁。

¹⁷² 上間陽子『裸足で逃げる 沖縄の夜の街の少女たち』太田出版(2017)、打越正行『ヤンキーと地元 解体屋、風俗経営者、ヤミ業者になった沖縄の若者たち』筑摩書房(2019)、琉球新報取材班『夜を彷徨う 貧困と暴力 沖縄の少年・少女たちのいま』朝日新聞出版(2020)など。

社会学者の野入直美は、本土 U ターン経験者の生活史を分析する際に、野宿生活者の生活史を取り上げて、家族親族関係や知人・友人といったネットワークがセーフティネットとして機能しなかったという沖縄的共同性の喪失を明らかにした。さらに、野入は「すべての沖縄出身者が「沖縄的生活様式」を享受しているのではなく、階層による格差、それも経済的な文脈だけではなく、文化資本や社会関係資本を含んだ格差が重要な意味をもっている」として、階層に起因する相違に着目していくことの重要性を指摘している¹⁷³。

沖縄社会における階層に着目し、共同体との関わりを調査した岸政彦、打越正行、上原健太郎、上間陽子による『地元を生きる 沖縄の共同体の社会学』¹⁷⁴では、沖縄の階層構造として「安定層」、「中間層」、「不安定層」の3つカテゴリーが構成されている。公務員、教員、大企業社員などの学歴も高く経済的にも安定した人々の「安定層」、高校や専門学校を卒業しサービス業などに従事する人々の「中間層」、貧困や暴力にさらされながら不安定な生活を送る人々の「不安定層」という階層を設定することにより、一体として語られてきた沖縄的共同性が現実には内部において構造化されており、階層ごとに沖縄の共同体との関り方も大きく異なることが明らかにされている。

このなかで、社会学者の打越正行は、暴走族から建設会社へ就職した男性たちの先輩後輩関係に基づく暴力と抑圧の構造とそこから排除された者同士が作り上げる共同体、さらに排除されてもおお支配関係から抜け出せないという共同体への拘束を描きだした¹⁷⁵。教育学者の上間陽子は、不安定な環境で育った女性たちが、男性からの暴力に晒され、地縁・血縁ネットワークからの庇護を受けることもできず、売春や性風俗で生活費を稼ぎながら貧困と暴力に向き合わざるを得ない世界を描いている¹⁷⁶。こうした建築労働者の男性や、売春をしながら生きてきた女性たちのような「不安定層」においては、相互扶助のための資源がほとんどなく、人々は沖縄の共同体から排除されながらも、なんとかつながりを構築しようと試みている。

第1章第3節でも触れたが、上原は学歴や経済資本に乏しい若者集団が商業エリアにおいて居酒屋を経営する様子を観察し、彼らを取り巻く人的ネットワークの互酬的な関係が既存の地縁・血縁ネットワークにとどまらず、都市において新たに構築、維持されていく過程から、もっとも沖縄的な共同体的なつながりのなかで暮らしているとされる「中間層」の再編されていく動的な共同体を描いている¹⁷⁷。

¹⁷³ 野入直美「本土移住と沖縄再適応」、谷富夫、安藤由美、野入直美『持続と変容の沖縄社会 ―沖縄的なものの現在―』ミネルヴァ書房(2014)、39～40頁。

¹⁷⁴ 岸政彦、打越正行、上原健太郎、上間陽子『地元を生きる 沖縄の共同体の社会学』ナカニシヤ出版(2020)

¹⁷⁵ 打越正行「排除Ⅰ―不安定層の男たち」前掲・岸・他(2020)。

¹⁷⁶ 上間陽子「排除Ⅱ―ひとりで生きる」前掲・岸・他(2020)。

¹⁷⁷ 前掲・上原(2020b)。

共同体から排除される「不安定層」、共同体に没入する「中間層」に対し、「安定層」の人々の特徴は沖縄的共同性から離脱し、距離をとって語ることであり、その生活は「現にいま『原初的』な沖縄的共同性から相当の距離を保って営まれることが可能となっている」とされている¹⁷⁸。

今回、沖縄での聞き取り調査に協力いただいた人の多くはこの安定層にあてはまる人々である。都市部に住み、公務員や県内企業社員として社会的にも経済的にも安定した生活を営み、地元の共同体的つながりから距離をとることのできる人々である。沖縄的共同性の表れとして捉えられてきた模合、地縁に基づく青年会や血縁に基づく門中・親族のようないわゆる「沖縄的共同体」のなかに組み込まれた模合と、そうした共同体から距離をとった人々が行う模合にはおそらく大きく異なる意味がある。

地縁血縁に基づく共同体のしがらみから比較的自由であり、距離をとって生活を送っている/送ることのできる人々が、なぜわざわざ模合を行っているのだろうか。

2. 選択される模合

模合がどのように選ばれているのかについて、(1)模合の身近さ、(2)一步進んだ関係、(3)つながりの維持とわずらわしさ、からみていきたい。

(1)模合の身近さ

沖縄では模合の存在が身近であり、馴染みのあるものだから、親や先輩たちもやっていたので流れて、というように模合の身近さにより参入障壁が低くなっている。

内間さん(⑨)は、10代の頃は模合に対して「かっこいい」と感じており、模合をやりたいと思っていたという。

玉城(⑤)さんは、親が模合をやっていたというのもあり、社会人になると模合をやるものだと思っていたので、高校生のときに大人の真似をして同級生と掛金 5000 円の模合を練習としてやっていた。

上原(⑥)さんも、親が模合をやっていたため、子どもの頃から模合の存在を知っており、「模合ってたぶん沖縄の人みんなやるんじゃないかっていうイメージ」をもっていたという。

¹⁷⁸ 岸政彦「距離化—安定層の生活史」前掲・岸、他 (2020)、68 頁。このことについて岸は「おそらく、生きていくうえで地元社会のネットワークの「しがらみ」から、相対的に自由な生活を送ることができるという、かれらの生活条件と関係しているだろう」としている(xvi)。

周りの大人たち、特に親がやっている模合を見聞きした経験をもつ人は多く、模合に子どもを連れて参加する人も珍しくない(④⑩b)。

高江洲さん(⑩)は、周りの大人は大体模合をやっていたといい、模合と飲み会が結びついてきたため、飲み会をするなら模合もするというイメージが強かったという。子どもの頃から親族の模合に連れられて参加していたため、「やっぱ自然と自分もやるのかな」と思っていたという。

沖縄で育った人の多くは、周りの大人たちが模合をしているのを見てきたため模合は身近なものであり、いずれは自分自身も模合をするのだろうと感じる人も少なくないようである。模合がどんなものであるかについて予め共通理解があるため、模合を選びとりやすい環境であるといえる。

(2) 一歩進んだ関係

親睦的な模合であっても金のやり取りを伴う以上、信頼できる相手とでなければ成立しないものであり、普通の友人という関係から一歩進んだ関係性に進む感覚があるという人も多いようである。そのため、模合ができるということは相互に信頼し合える関係の仲間がいるという証でもある。

真栄田さん(⑫)は、「交流会しましょうよとか定期的に集まりましょうよっていうものから、模合で集まりましょうってなると、なんかもう一段ギアが上がったっていうか、深まったっていうか。多分模合まで行くと、もう一段繋がりが深まるっていうイメージですよ。」といい、模合は毎月集まり金のやり取りも伴うため、他の交流会や集まりよりも覚悟のいる一段深い仲になるイメージがあるという。強固なつながりになるため仕事上の不利益にならないよう模合にはなかなか入れないというが、現在、唯一加入している高校の同級生たちとの模合は40年ほど続いている。

島袋さんの大学の同期の模合(⑦b)は、学生時代に同じ寮で暮らし、よく集まって飲んでいたグループを中心とした模合であり、学生時代の濃い人間関係を基に退職後の仕事以外のつながりを維持するために始められ、相手の健康状態を確認し他者とコミュニケーションをとるための社交の場として機能している。同期であってもメンバーとの関係性に問題があれば誘わない、メンバーが連れてくる知り合いはオブザーバーとして参加させ様子を見るなど、この模合に加入する際には経済面だけでなく人格面もしっかりと評価されるようである。

この模合のように、多くの模合は特定の関係性を基にメンバーが決まっているが、経済面と人格面における評価がメンバーの選択の基準となっているため、特定の関係性にある人物であっても模合に加入できない場合もあれば、逆に、基準を満たしメンバーに歓迎される人物であれば、特定の関係性になくとも模合に加入できる場合がある。

模合によりこうした仲間と定期的集まることで、メンバーとの親睦が深まり、特に長期にわたり継続される場合には、模合グループに対する愛着や帰属意識が醸成されていく。

模合によってメンバーと一歩進んだ関係になることでこのつながりを維持、発展させ、帰属感や居場所を得ることもでき、この関係を維持するために模合が継続されてさらに帰属感が高まっていくという循環がなされているといえるだろう。

(3) つながりの維持とわずらわしさ

模合の拘束性によってつながりが維持できる一方で、この拘束性がわずらわしく感じられる場合もある。

内間さんの中学の野球部の模合(⑨)は集まりが悪く、「集まるための理由」「口実」であるはずの模合がただの金のやり取りになってしまっているという。

「ただお金を渡しに行くみたい。別にそれだったら送金でもいいんじゃないかなと思うし、模合ってあれじゃないですか、集まるための理由かなーと。口実なのに、なんかもう渡しに行って、ちょっとユンタクするかーと思いきや(そういうのもない)。」

しかし、内間さんは模合がなくなればメンバーと会わなくなってしまう可能性があるため、模合をなくすのは躊躇われると考え、模合を継続しているという状況であり、金のやり取りをしなければならないという模合の拘束力によってかろうじてつながりが保たれている。

幸地さんは、中学の同級生とやっていた模合にあまり参加できなくなり他のメンバーに金を預けに行くのも申し訳なく面倒に感じて抜けたが、それ以降メンバーとほとんど会わなくなったという。拘束力のある模合をやめたために模合メンバーとのつながりを保てなくなってしまったことが寂しいと感じられており、またつながるために模合に入っていきたいと考えられている。

飲み会のための「口実」として模合を行っているというのは、現在の親睦機能の大きい模合に対する典型的な説明であり、実際に模合をする人々からも頻出する語りである。ただの飲み会ではなく、定期的集まり金のやり取りをしなければならない模合をすることによりメンバーを拘束し、飲み会への参加率を高め、親交を維持することができる。経済的な目的はなく親睦のためであっても、金のやり取りという拘束力によってメンバーを繋ぎとめておくために模合がなされており、そして多くの人はそのためにあえて模合をやっていることに自覚的である。

真栄田さん(⑪)は、模合のつながりについて、「会社を退職するとか、こうつながりが。我々、特に男性の場合、地域とのつながりってあんまりない、ないんですよ。ずっと仕事での付き合いで。地域、もう途中から越してきてるんで元々の知り合いもないし、自治会活動してるわけじゃないし、あんまり地域とのつながりがないんで、会社を退職した時は多分そういう学生時代の模合とか、元職場の同僚の模合とか、多分そういうところにつながりを求めに行くんだろなって容易に想像つきますけど。」と語っている。地域のつながりも

なく、退職後に人とのつながりを求めようとすれば、学生時代の同級生との模合や元職場の同僚との模合に入ることになるだろうと認識されている。

模合がなくなればつながりがなくなってしまうため、たとえ煩わしく感じられたとしても模合が継続される。模合は馴染みのあるものであり、周りの人々がやっているなかで抵抗なく始めたと言語人たちが、その拘束力によって人とのつながりを保つために、当然のものとしてではなく改めて意図的に模合を選択し直しているといえるだろう。

3. 沖縄におけるつながり

(1) つながりの状況

沖縄は人のつながりが強いというイメージがあるように思われるが、実際はどうだろうか。

2021年に沖縄県が県内に居住する満15歳以上満75歳未満の男女を対象に実施した「第11回県民意識調査(暮らしについてのアンケート)」では、近隣に住んでいる方との交流の程度については、「ほとんどない」は29.5%、「あまりない」が38.5%と最も高く、「どちらかというところある」は24.0%、「よくある」は7.5%となっている。

地域活動への参加の程度については、「ほとんど参加していない」が51.2%と最も高く、次いで「あまり参加していない」は29.5%、「どちらかというところ参加している」は14.2%、「よく参加している」は4.9%となっている。

2021年に内閣府(政府広報室)が全国18歳以上の日本国籍を有する者を対象に実施した「社会意識に関する世論調査」では、地域での付き合いをどの程度しているかについては、「よく付き合っている」が8.9%、「ある程度付き合っている」が47.7%、「あまり付き合っていない」が30.8%、「全く付き合っていない」が11.8%である。

単純に比較することはできないが、「社会意識に関する世論調査」の地域付き合いについて、「付き合っている」とする者(「よく付き合っている」、「ある程度付き合っている」)の割合が56.6%、「付き合っていない」とする者(「あまり付き合っていない」、「全く付き合っていない」)の割合が42.7%であり、「県民意識調査」の近隣との交流について、「ある」とする者(「どちらかというところある」、「よくある」)の割合が31.5%、「ない」とする者(「ほとんどない」、「あまりない」)の割合が76.6%、地域活動への参加について、「参加している」とする者(「どちらかというところ参加している」、「よく参加している」)の割合が19.1%、「参加していない」とする者(「ほとんど参加していない」、「あまり参加していない」)の割合が80.7%、となっていることからすれば、沖縄における近隣や地域の付き合いというのはそれほど活発ではないように思われる。

文部科学省が小学校6年生、中学校3年生を対象に実施した「令和4年度全国学力・学習状況調査」の質問紙調査における「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という

問いに対する小学生(児童一公立)の回答結果を全国と沖縄県で比較してみると、「当てはまる」が 23.4%(全国)、13.4%(沖縄)「どちらかといえば、当てはまる」が 29.3%(全国)、22.8%(沖縄)「どちらかといえば、当てはまらない」が 23.6%(全国)、27.9%(沖縄)、「当てはまらない」が 23.6%(全国)、35.8%(沖縄)となっている。

中学生(生徒一公立)では、「当てはまる」が 14.3%(全国)、10.3%(沖縄)、「どちらかといえば、当てはまる」が 25.7%(全国)、19.9%(沖縄)、「どちらかといえば、当てはまらない」が 26.9%(全国)、27.8%(沖縄)、「当てはまらない」が 33.1%(全国)、41.7%(沖縄)となっており、沖縄県は小学生・中学生ともに地域の行事に参加していないとする者の割合が高くなっている。

前述の「第 11 回県民意識調査」では、イベントや催し物(エイサー、盆踊り等)、会合(親睦モアイ等)への参加について、「ほとんど参加していない方だと思う」が 39.0%で最も高く、「どちらかと言えば参加していない方だと思う」は 26.5%、「どちらかと言えば参加している方だと思う」が 27.0%、「積極的に参加している方だと思う」は 7.2%となっている。

また、10 年前の沖縄に比べて、人と人とのつながりは強まったと思うかについては、「弱まった」が 45.7%と最も高く、次いで「変わらない」24.6%、「わからない」23.7%、「10 年前より強まった」4.5%となっており、5 割近くが人とのつながりが弱くなっていると感じているようである¹⁷⁹。年代別の「弱まった」という回答の割合は、10 代が 19.0%、20 代が 36.9%、30 代が 43.6%、40 代が 46.3%、50 代が 55.5%、60 代が 51.4%、70 代以上が 52.6%となっており、年代が高いほど人とのつながりが弱まったと感じている傾向にある。

インタビュー中にも年配の方が、かつての地域的な交流や農作業などのユイマール(相互扶助)における人とつながりの強さについて言及することがある。

宮古島に住む元教員で 70 代の良美さん(⑰)は、昔は店や食べ物もあまりなく、今のよう
に金で何でも買える時代ではなかつたため、自分たちで料理を作って集まりみんなで食べる
というような「ない時代の人間の結びつきの濃さ」があったという。

¹⁷⁹ 「県民意識調査」とあわせて行われた「離島特別調査」(県内の有人離島(沖縄本島、宮古島、石垣島を除く)に居住する満 15 歳以上満 75 歳未満の男女が対象)では、イベントや催し物、会合等に参加しているかについては、「どちらかと言えば参加している方だと思う」(36.5%)が最も高く、次いで「ほとんど参加していない方だと思う」(22.4%)、「どちらかと言えば参加していない方だと思う」(21.2%)、「積極的に参加している方だと思う」(18.9%)となっており、「県民意識調査」に比べ「参加している」とする者の割合が高い。

10 年前のこの島に比べて、人と人とのつながりは強まったと思うかについては、「変わらない」(33.7%)の割合が最も高く、次いで「弱まった」(27.7%)、「わからない」(23.9%)、「10 年前より強まった」(12.9%)となっており、「県民意識調査」に比べ、弱まったとする者の割合が低く、逆に、強まったとする者の割合は高い。

都市部や他府県は隣人同士の関係が希薄であるが、地域が小さくなればなるほど人間同士の結びつきが強く、互いに見守り合い、助け合う精神があるという。かつては隣近所の子どもたちを公園に集めて十五夜の餅を作ったり、踊りの練習をして披露したりと地域行事を通じて子どもと大人が関わり合っていたが、そうした地域行事が次第に失われており、人間同士のつながりが薄くなってきたように感じられている。

名護市出身の島袋さん(⑦)も、かつては地域における人のつながりが強かったという。現在70代の島袋さんが小学生くらいの頃の田舎では、地域内の住民すべてが顔見知りであり「よそ者」も来なかったといい、子どもが悪さをすれば、親戚や通りがかりの近所の大人に殴られるのが普通であったが、こうしたこともなくなっているという。

かつて否応なく人々を拘束していた村落共同体や、現在の地域の青年会や門中¹⁸⁰のような地縁血縁に基づく共同体的つながりは、近年においては弱まり、希薄化しつつあるのではないだろうか。すでに構成員を拘束している共同体のなかに組み込まれた模合が行われるのとは違い、地縁血縁に基づく共同体が自明のものではなくなりつつある沖縄の都市において、模合によって拘束し合うことで他者とのつながりが維持されている。

現在行われている模合は同窓や友人知人、仕事の関係者などの既に交流のある者同士でつながる傾向にあるといえるが、血縁地縁に基づいた所与の関係性ではなく、自身が築いてきた人間関係の中から選んだ人々とのつながりを維持、強化しようとしているといえるだろう。共同体の拘束から比較的自由である人々が他者とのつながりを求めるとき、人と人とを結びつけ、集団を作り出したり維持したりすることのできる模合をあえて選択して利用している。

ギデンズは、社会的・経済的生活といった外的条件につながりとめられるのではなく、関係そのものが与える満足や見返りに根本的に依拠する関係を「純粋な関係」と呼び、多様な可能性のなかから自発的に相手を選び、人間関係を固定していた外的なしがらみに代わりお互いのコミットメントによって結び付けられるとしている。友人とは「ある人が関係それ自体による見返り以外によっては促されないような関係を持っている誰か」と定義し、親密な感情がそれ自身のためにやり取りされる限りにおいて友人であり続けられるとしている¹⁸¹。

純粋な関係において信頼は所与のものではなく、努力によって構築されるものであり、そのためには、お互いが相手の性格を知っており、相手の行為(望ましい反応)を信じてあてにできることが重要であるとされる¹⁸²。

個人化された人々が他者とのつながりを求めるとき、沖縄では模合が一つ的手段として利

¹⁸⁰ 門中(ムンチュー)は「始祖を共通にし、父系血縁(沖縄でシジという)によって結びつく集団」のことである。前掲・沖縄大百科事典刊行事務局編(1983)、上巻、645頁。

¹⁸¹ アンソニー・ギデンズ『モダニティと自己アイデンティティ 後期近代における自己と社会』秋吉美都・安藤太郎・筒井淳也訳、筑摩書房(2021)、152～153頁。

¹⁸² 前掲・ギデンズ(2021)、163～164頁。

用されている。模合にはさまざまな機能が搭載されているが最も基本かつ重要なのは拘束力をもって人と人を結びつける仕組みである。もともとは経済的な相互扶助のための伝統的な金融制度である模合は、近代的な金融機関の発達により次第に経済的な需要を失っていくが、この仕組みによって親睦を深める場として利用されるようになっていく。沖縄の人々は模合を通じて他者とのつながりを構築したり維持したりすることができ、この集団への帰属感を得ることができるのである。

(2) つながりの格差化

近代資本主義的な生活様式の浸透と国家による社会保障制度の整備により、人々は生活のために共同体のつながりを維持していく必要性が薄れ、人間関係を自由に選択できるようになったことで、自らにとっての相手の有用性を基準として関係が選択、形成されていくようになった。

社会学者の石田光規は、Fischer らが示した学歴、所得、職業的地位の高い人ほど選択的な友人関係が多く、その関係は地理的に分散しているという傾向¹⁸³は、現代の日本の首都圏においても確認できるとしている。『首都圏住民の仕事・生活と地域生活に関する調査』の分析から、「日ごろ親しくし、または頼りにしている友人・知人」について、収入の高い層ほどこの友人・知人の数が多く、学歴の低い層の関係が近距離に集中する一方で、学歴の高い層の関係は中距離・長距離にも拡散しているとして、階層の上位にいる人ほど豊富で多様なネットワークをもつ傾向があり人間関係に恵まれているとした¹⁸⁴。

また、学校、雇用、婚姻のメインストリームから外れた人ほど孤立する傾向が強く、孤立死する人は無配偶者、無職、男性、低所得者が多いとして、階層の下位にいる人々が関係性から排除されていることを示した。かつて人々は生活していくために共同体的関係のつながりに拘束されていたが、生活の必要を外部から調達できるようになり選択的關係が主流化したことで、資源の乏しい者は有用な相手として選ばれなくなり、貧困と孤立が結びつくようになったとしている¹⁸⁵。

沖縄も例外ではなく、沖縄県が実施した平成 30 年「県民意識調査」のデータを用いて、地域とのつながりに関する沖縄県の特徴について分析した経済学者の島袋伊津子は、「未婚、一人世帯、世帯収入 300 万円未満は地域とのつながりが弱く、自営業・家族従業者、持家

¹⁸³ Fischer, Claude S., 1982, *To Dwell among Friends: Personal Networks in Town and City*, Chicago: The University of Chicago Press. (=2002、松本康・前田尚子訳『友人のあいだで暮らす 北カリフォルニアのパーソナル・ネットワーク』未来社)

¹⁸⁴ 前掲・石田(2018)、61～64 頁。

¹⁸⁵ 前掲・石田(2018)、64～66 頁。

(一戸建て)は地域とのつながりが強い」として、貧困、未婚、一人世帯という特徴が地域とのつながりの弱さに関係していることを指摘している¹⁸⁶。

沖縄において安定層の人々が構築したつながりを模合によって保つことができる一方で、資源のない不安定層の人々は、そもそも人とのつながりを構築することが難しいという状況におかれている。

沖縄の不安定層の男性たちの生活とつながりについて調査した打越正行は、「彼らをつなぐのは地縁・血縁でもなく、また調和的な互惠主義でもなく、むしろ暴力に満ち、いつ裏切られ、破綻するかもわからないつながりである。彼らはみな、帰るべき実家や家族を失い、結婚生活は破綻し、いちどは警察の厄介になっている。日雇いの仕事を細々と続け、同じような境遇にあるアウトローの仲間たちと、暴力を含んだ過酷でいつ破綻してもおかしくない関係性をかろうじて保っている。下層/不安定層としての彼らの生活には、『沖縄的共同性』のセーフティ・ネットも届かない。」として、沖縄的共同体の外部に生きる者たちの不安定なつながりを明らかにしている¹⁸⁷。

沖縄の風俗業界で働く若い女性や若年出産した女性たちを調査してきた上間陽子は、こうした女性たちが育ってきた環境に、沖縄社会にあるとされる地域共同体が織りなす相互扶助的なネットワーク(ゆいまーる)がみられたことはほとんどないという¹⁸⁸。

育児放棄や家庭内暴力、頻繁に家族となる相手が変わることなどにより家に居場所がなく、その孤独に気づき手を差し伸べてくれる周囲の大人もおらず、援助交際や風俗で働きながら一人で生きていくしかない子どもたちが存在しており、「家族のみが子育てを担う社会において、その家族の脆弱さが子どもの育ちに強い影響を与えている現状のなかで、かつてあったかもしれないゆいまーるを称揚しようにもそれが成立する基盤などどこにもない」と指摘している¹⁸⁹。

資源をもたない者は他者との間に安定的なつながりを構築すること自体が難しい。不安定層の人々は模合を一緒にできるような信頼のおける相手がいらない、もしくは模合をするだけの経済的、時間的、心理的な余裕がないといった状況にあるだろうし、模合が行えたとしても終了まで円満に運営していくことは難しいかもしれない。

模合をするという選択が可能であるかには格差があり、模合を選択できる人々はつながりを維持、強化することで所属意識や仲間内での信頼関係、このつながりによる新たな機会

¹⁸⁶ 島袋伊津子「地域のつながりに関する現状分析 ―沖縄の特徴―」『経済環境研究』Vol.9(2020)。

¹⁸⁷ 打越正行「沖縄的共同体の外部に生きる ―ヤンキー若者たちの生活世界」谷富夫、安藤由美、野入直美『持続と変容の沖縄社会 ―沖縄的なものの現在―』ミネルヴァ書房(2014)、129頁。

¹⁸⁸ 前掲・上間(2020)、372頁

¹⁸⁹ 前掲・上間(2020)、434頁。

や人脈を得ることができる一方で、模合を選択できない人々はこうしたつながりから排除され、社会関係資本の形成も阻害されるという、つながりの格差の拡大にもつながっているといえるだろう。

4. ハワイと大阪

沖縄社会において模合は、具体的な人間関係に基づき相互扶助や金融としての機能を果たし、現在では個人化の進んだ都市部においてつながりのために選択されているが、移民社会においてはどうか。

アルゼンチン日系社会における講集団を調査した辻本昌弘は、講集団の効果として、社会上昇の実現や危機事態対処のための資金供給、下位社会内における外部への資金流出の防止を指摘している。特に初期の移民にとって講集団はアクセス可能な唯一の資本源であり、資金を必要とする者にマイノリティ集団内の希少な資源を集積して有効活用させることを可能とし、困窮者救済などの危機事態に対する保険メカニズムとしても機能したとしている¹⁹⁰。

かつて日本本土では、言語や文化の違いによる沖縄出身者に対する差別的な扱いがあり、これに加え海外ではマイノリティである日系人のなかのマイノリティとして沖縄出身者は社会的な地位が弱かった。したがって沖縄人同士で防衛的に集団をつくる必要性があったため県人会や郷友会を結成し、そのなかで模合を行うことによって経済的な相互扶助を可能としつつ親交を深め互いに励まし合い自身の居場所をつくることができた。言語や風習の異なる地において、模合によって経済的な障壁と孤独感を乗り越え生活を築き上げていった。

関西は戦前から多くの沖縄出身の労働者を受け入れてきており、大正区のような沖縄出身者が多く住む地域も形成されている。かつては県人会や郷友会のつながりで沖縄出身者同士の頼母子がよく行われており、経済的な相互扶助や親睦の場として機能していた。

現在の大阪、兵庫では同化が進み県人会の共同体としての求心力も低下しており、模合に対する経済的な需要も低下しているが、今もなお県人会に参加する人々が沖縄アイデンティティに結びつく形でつながりのために模合を選択している。

¹⁹⁰ 辻本昌弘「資源交換と共同体：講集団の社会心理学的研究」『東北大学文学研究科研究年報』55 巻(2005)、辻本昌弘「アルゼンチンにおける日系人の頼母子講 一般交換による経済的適応戦略」『質的心理学研究』5 号(2006)、辻本昌弘「移民の経済的適応戦略と一般交換による協力行動：ブエノスアイレスにおける日系人の経済的講集団」『社会心理学研究』16 巻1 号(2000)。

ハワイでもかつてはマイノリティである日系人のなかのマイノリティである沖縄人同士で頼母子をすることで相互扶助をなしており、これによりビジネスで成功した者も少なくなかった。社会的に成功した沖縄人が増えていくと沖縄系コミュニティが政治的にも力をもった集団となり、沖縄県人会もこうした成功者たちの力によって組織化されていく。

現在でも県人会やその下部組織である郷友会、沖縄センターができるまで沖縄系コミュニティの中心であった慈光園が求心力をもった共同体として人々を繋ぎとめ居場所を提供している。

ハワイでも模合に対する経済的な需要は低下しており、現在の沖縄系2世、3世以降のコミュニティにおいて模合はほとんど行われていない。しかし、ほとんど日本語の話せない3世たちを中心となっている沖縄系コミュニティと若干距離のある新1世たちの間では模合が行われており、言語や故郷の文化を共有できる場として機能している。

模合に対する経済的な需要が低下した現在、県人会や慈光園が活発に活動しており求心力をもって沖縄系の人々を結びつける共同体としての役割を担っているハワイでは、沖縄系コミュニティにおいて模合は行われておらず、こうしたコミュニティと距離のある新1世の間では模合が行われている。ハワイと比較して県人会の求心力がそれほど強くない関西では、県人会に参加する2世、3世の間で模合が行われている。

人々を繋ぎとめる共同体が弱まっている、もしくは共同体との間に距離がある場合に、人とのつながりを維持するために模合が選択されているといえるのではないだろうか。

第3節 近代化と沖縄らしさ

1. 伝統の創造と変容

近代化の過程は、古来の伝統を変容させ、新たな伝統を生み出す。ボブズボウムは、近代において創り出された伝統は、近代化による社会の恒常的な変化や革新に対して、社会生活のある部分を永久不変のものとして構造化しようとする試みであるとし、歴史的な過去との連続性がおおかた架空のものだということがその特殊性であるとしている¹⁹¹。

¹⁹¹ エリック・ボブズボウム「伝統は創り出される」エリック・ボブズボウム、テレンス・レンジャー『創られた伝統』紀伊國屋書店(1992)、10頁。近代において創り出された伝統は、(a)集団、つまり本当のないし人工的共同体の社会的結合ないし帰属意識を確立するか、象徴するもの、(b)権威の制度ないし地位、権威の関係を確立するか正統化するもの、(c)社会化、つまり信仰や価値体系や行為の因襲性などを説論するのを主な目的とするもの、という3つの重複する型に属すると考えられている(20頁)。

例えば、沖縄における男系男子による祭祀継承および財産相続の慣習は琉球処分後に普及し、伝統となったものである。

1609年に薩摩の支配下に置かれていた琉球では、1689年に系図座が設置されると、家譜(系図)をもつ士族身分と、家譜をもたない百姓身分とは明確に分離され、士と百姓の二大身分制が確立された¹⁹²。家譜が士族の身分を証明・保障するものとなったことで、士族の間で本家を中心とする一族の団体である「門中」が成立したとされる¹⁹³。士族の家々に位牌が備わり、本家の祖先祭祀を分家も共同で行うようになるのは17世紀前半であるようだが¹⁹⁴、1667年に位牌は世継ぎに持たせるよう布達されており¹⁹⁵、位牌が相続と関連して重視されるようになっていたようである。

現在の門中は「始祖を共通にし、父系血縁によって結びつく集団」¹⁹⁶と定義されているが、初期の士族門中では、父系長男子による相続や養子を同じ血筋から迎えるやり方は強制力がなかったか、あるいは全く存在していなかったことが指摘されている¹⁹⁷。王家や士族の相続慣習は、男系長男子を原則としつつも厳格なものではなく、男系長男子以外による相続も少なからず行われていた¹⁹⁸。

1879年の琉球処分により沖縄県が設置され、身分制が撤廃されたことで都市部の士族層を中心に成立した門中は平民層や農村部においても模倣されるようになり、次第に各地に広がっていったとされている¹⁹⁹。さらに、1899年から1903年にかけての土地整理事業に

¹⁹² 門中研究の流れについては、玉城毅「沖縄の門中と出自 一門中研究の反省と課題一」沖縄民俗研究会『沖縄民俗研究』19巻(1999)、23頁参照。

¹⁹³ 門中の成立および系図との関係は、渡口真清「門中の成立」馬淵東一、小川徹編『沖縄文化論叢 第三巻 民俗編Ⅱ』平凡社(1971a)、457頁、渡口真清「系図と門中」馬淵東一、小川徹編『沖縄文化論叢 第三巻 民俗編Ⅱ』平凡社(1971b)、461頁、参照。

¹⁹⁴ 前掲・渡口(1971b)、466頁。

¹⁹⁵ 向象賢(1935)『仕置』沖縄郷土協会、宮良殿内文庫 MI119(琉球大学附属図書館所蔵)、<https://doi.org/10.24564/mi11901>(検索日:2021.11.27)

¹⁹⁶ 比嘉政夫「門中」沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』下巻、沖縄タイムス社(1983)、645頁。

¹⁹⁷ 小川徹「沖縄民俗社会における『門中』(仮説的総括)」『日本民俗学』第74号(1971)、14頁。

¹⁹⁸ 尚王家の相続では、弟が兄の跡を継いだ例、長男を排して弟が継いだ例が複数件ずつある(源武雄「王代記から尚王家の家督相続」琉球新報社編『トートーメー考 女が継いでなぜ悪い』琉球新報社(1980)、190頁)。

¹⁹⁹ 笠原政治「沖縄の祖先祭祀 一祀る者と祀られる者」渡邊欣雄編『環中国海の民俗と文化 第三巻 祖先祭祀』凱風社(1989)、77頁。

よって農民が私有財産としての土地を有するようになり、士族の慣習であった祖先祭祀は農民の間にも広く浸透していった²⁰⁰。

男系長男子による相続が重視される場合、婿養子などによってこれまでの男系の血筋が途絶えると、新たに婿養子の出身門中が正当性をもつ祖先の系統として立ち現れることになるが、位牌に祀られている祖先が父方の血筋をひく男子であるのかを世代をさかのぼって確認し、正していく行為である「シジタダシ」の役割を担ったのが民間のシャーマンである「ユタ」であった²⁰¹。

庶民の悩みの受け皿であったユタは、当時の急激な世替わりによる混乱と不安から、人々の精神を安定させる役割をより多く担うようになるのだが、ユタが祖先祭祀において女子や父親の血筋でない男子による継承をタブーとして流布したことで、士族社会においてはそれほど厳格でなかった慣習は、男系長男子による継承を原則とする厳格なタブーを有することとなる²⁰²。タブーを侵すと祖先の祟りがあるとされたため、人々はこれを恐れ、男系継承を原則とする慣習が強化されていったとされる。

琉球処分後の土地整理事業により農民が相続する土地を所有するようになったこと、およびユタによるタブーの流布により、祭祀継承は男系長男子による継承を原則とする厳格なタブーを有する慣習となった。

第二次世界大戦後の米軍統治下における日本復帰運動を経て、1972年に沖縄は日本に復帰し、日本国憲法をはじめ日本本土の法制度が適用されるようになると、沖縄の祭祀継承の慣習は男女平等を掲げる新民法とのギャップから変化を迫られることとなる²⁰³。1980年、

²⁰⁰ 土地整理による祖先祭祀の慣習の普及については、新里群子「【沖縄の女性史】土地整理とトートナー慣行の成立」『歴史評論 No.530』丹波書林(1994)、93頁参照。

²⁰¹ 「ユタ」とは、「沖縄本島を中心に奄美諸島から宮古・八重山諸島にかけて活動し、祖先霊やカミと交流できる特異な能力をもつと民間社会でみなされている職能者の総称」である。大橋英寿『沖縄シャーマニズムの社会心理学的研究』弘文堂(1998)、20頁。琉球処分後にはユタを禁止する県令の布告もなされ、旧来の行政単位であった間切・村における慣習法を成文化して県に提出された「内法」にも、ユタ禁止条項が盛り込まれていた事例が確認されているが、実際には地域社会においてユタが依然として影響力をもっていたとされる。地縁血縁に基づく自己完結的な共同体であった当時の間切・村では、固有のインフォーマルな規準と、国家レベルに準拠したフォーマルな規準が併存しており、前者においてユタは大きな影響力をもち、住民との相互依存関係にあったという。前掲・大橋(1998)、76頁。

²⁰² 前掲・新里(1994)、101頁。

²⁰³ 立法機関は異なるものの、米軍統治下の沖縄においても、日本本土の新民法と同一の内容の民法改正、およびそれに伴う諸立法の制定が行われ、この民法は1957年1月1日に施行されている。米軍統治下における民法改正の詳細については、松本タミ「家族法の変遷と

沖縄の地元紙である琉球新報が、連載企画「うちなー 女男」のなかで沖縄の男女格差の問題として、沖縄の位牌継承・財産相続の在り方は、新民法における財産の均分相続および祭祀・財産分離の規定から逸脱しているとして取り上げたところ、伝統的な位牌祭祀の問題点に対する批判、非難が殺到した²⁰⁴。琉球新報が行った沖縄の位牌継承・財産相続の在り方を問う一連のキャンペーンは「トートーメー問題」として社会現象化し、これをきっかけに女性であってもトートーメーを継げるとする議論や、この慣習の担い手であるユタへの批判などが引き起こされた²⁰⁵。

実際に、裁判でトートーメーの継承について争われた例もある²⁰⁶。最後まで親の面倒をみた女性が、父親の意向により墓とトートーメーを受け継ぎ、祭祀を行っていたが、墓地が市の公園になるため市との間で移転補償の交渉を始めると、いとこの男性が男系継承の慣習に基づきトートーメーの継承や墓地の継承権を主張してきた事案である。女性はこれに納得できず、1980年に家庭裁判所に提訴した。新民法では、財産ではない祭具や墳墓の継承について、継承者が決まっていない場合は慣習によることを認めているが²⁰⁷、裁判所は、沖縄における相続の慣習自体が男女の平等を規定した憲法およびその他の法令に反するとして、女性を祭祀継承者とするのが相当と判断した。

トートーメー問題は様々な要素を含む社会問題であるが、このキャンペーンがとりわけ大きく関心を集めたのは、女性の権利およびユタの在り方が沖縄の日本本土に対する遅れの意識を刺激したからとされる²⁰⁸。トートーメー問題に際して、沖縄弁護士会は「トートーメーと男系相続問題に関する見解」において、トートーメー継承をめぐる慣習は、「新民法の精神に基本的に相反するだけでなく、憲法二四条の理念にも反する」とし、このような慣

それに伴う身分関係事件の動向」宮里政玄編『戦後沖縄の政治と法 ―1945-72年』東京大学出版会(1975)、575頁を参照。

²⁰⁴ 琉球新報社編『トートーメー考 女が継いでなぜ悪い』琉球新報社(1980)、21頁。

²⁰⁵ 新聞社には、トートーメーに関連してユタに対する意見も多く届いており、連載のなかでユタも特集されている(前掲・琉球新報社編(1980)、107-134頁)。

²⁰⁶ 那覇家庭裁判所による家事審判、「トートーメー継承訴訟」(沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』中巻、沖縄タイムス社(1983)、914頁)。

²⁰⁷ 財産相続と祭祀継承の分離については、現行民法 897 条 1 項「系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する」、および同条 2 項「前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める」と規定されている。

²⁰⁸ 藤崎康彦『「トートーメー問題」再考』『跡見学園女子大学紀要 第 35 号』跡見学園女子大学(2002)、34 頁。

習を「承認・放置するわけにはいかない。……根絶するために全力を傾ける」と発表した²⁰⁹。沖縄人権協会は、シンポジウム「沖縄における婦人問題・トートーメーをめぐる慣習と人権」における宣言のなかで、「トートーメー問題など習俗にかかわる人権問題や男女平等の問題などにも、積極的に取り組む」としている²¹⁰。日本復帰以降、日本本土に追いつこうとする沖縄の人々にとって、新民法に反するトートーメーの慣習は克服されるべきものとして意識されていたのではないだろうか。

現在のトートーメーの継承状況について、2020年に沖縄県が実施した「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」²¹¹では、「『トートーメー(位牌)は長男が継ぐべきだ』という考えがあります。あなたの考えに近いものは何ですか」という問いに対し、「それぞれの家に任せるべきである」が全体の46.8%と最も多く、次に「誰が継いでもよい」が24.9%、「血縁なら女子でもいい」が9.7%、「長男に限る」が7.0%と続く。

「あなた自身や親族等では、実際にどのようにトートーメーが継がれていますか」という問いに対しては、「長男に限る」が全体の62.6%と最も高く、「血縁の男子に限る」が12.7%、「それぞれの家に任せるべきである」が9.4%と続き、「血縁なら女子でもいい」は1.4%となっており、実際は男系男子による相続が行われる傾向にあることがうかがえる。

近年は貯金や不動産などの遺産は平等に分けるよう主張される傾向もみられる一方で、トートーメーを継いだ家は旧盆などの祖先祭祀の行事を主催し、その費用を負担しなければならないため、トートーメー継承者の相続分を多くするという事情もあり、沖縄においてトートーメー継承と財産相続はいまだ切り離せない関係にある²¹²。

琉球処分後の沖縄社会の変革のなかで、ユタによって男系継承の原則が強化されたトートーメー継承の慣習は、日本復帰後に新民法に反する古い伝統として女性の権利やユタの問題を浮き彫りにした。沖縄における祭祀継承と相続慣習の伝統は、琉球処分という日本に組み込まれる過程においてつくられ、日本復帰により前近代的な伝統として批判されていた。近代化のなか沖縄と日本の関係、日本に対する沖縄の意識が大いに反映された事象であるといえるだろう。

²⁰⁹ 前掲・琉球新報社編(1980)、63頁。

²¹⁰ 前掲・琉球新報社編(1980)、135頁。

²¹¹ 沖縄県子ども生活福祉部「令和2年度 男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」(2021)。

²¹² 2019年2月4日の琉球新報の記事「遺産分割調停が急増」では、沖縄県内における遺産分割を巡る調停件数の増加をうけ、親族間でも相続の権利を主張する意識が強くなってきたことが取り上げられた。司法統計によると、2017年の終局区分別遺産分割調停数は那覇家庭裁判所が152件で、2000年の60件と比べて約2.53倍となっている。同時期の全国総数の増加率は約1.37倍であった。

近代化のなかで模合はどのように変化してきただろうか。戦後の沖縄では貨幣経済が復活すると模合が庶民金融として活用されてきたが、どのような意味づけがなされて現在まで伝統的な慣習として維持されているのだろうか。

沖縄の模合も鹿児島などのからの影響を受けて形作られてきた慣習であり、かつては日本全体でも無尽や頼母子が盛んであったにもかかわらず、沖縄独自の慣習として位置づけられているように思われる。

沖縄には模合よりも古くからユーレー(寄合)という同じ意味で使われていた言葉があり、模合の言葉がいつから沖縄に存在したかは定かではないが、琉球王府が薩摩藩の影響を受けて「模合の法」を制定し、あえて「模合」を社会保障の制度として導入したとすれば、その時点ですでに「模合」は意図的・作想的に導入されたものという側面を持っていた可能性がある。沖縄における伝統的なものとして観念されてきた模合は、それ自体が元々作られたもの(あるいは輸入されたもの)であるといえるかもしれない。つくられた慣習である模合は相互扶助的な庶民金融として普及していく過程で土着の寄合と混同されていく。

営利化した模合が国家により近代金融制度として取り込まれていきつつも、米軍統治下では庶民金融の取り込みに関して積極的な動きはなかったため日本復帰にいたるまで民間の模合が盛んに行われていた。その後、近代的な金融機関が発達し、模合に対する経済的な需要は減少するものの、親睦の需要の割合が大きくなりこれを担って現在にいたるまで存続している。

日本本土でも完全に頼母子講や無尽が消滅したわけではなく、山梨県や愛媛県などでは現在でも行われている²¹³。沖縄で模合が選択されたのは偶然の要素もあったかもしれないが、琉球王府によってつくられた模合が庶民の相互扶助的な金融として、これを取り込もうとする日本政府の規制を受けつつも、米軍統治下から日本復帰以降も盛んに利用され、経済機能から親睦機能へと役割を変えながら、現在は近代的な都市においても個人化された人々が他者とつながるための手段として模合を選択し続けている。

2. 「沖縄らしさ」と結びつく模合

(1) 模合とアイデンティティ

²¹³ 米山宗久「山梨における福祉コミュニティの再生 一人と人をつなぐ『無尽』からの考察」『長岡大学研究論叢』第12号(2014)、永井真也「今治無尽の実態調査」『室工大紀要』、第68号(2019)、木村京「地域をつなぐ 今治の“無尽”とは」NHK松山放送局WEBニュース特集愛媛インサイト (<https://www.nhk.or.jp/matsuyama/insight/article/20221209-1.html>)、(2022年12月9日公開)。

戦前や日本復帰運動が展開された米軍統治下では日本への同化が目指されており、沖縄の文化は遅れたものとしてネガティブなイメージを伴っていた。

しかし、日本復帰後は本土－沖縄間の渡航にパスポートが不要となり、1975年の沖縄国際海洋博覧会に向けて那覇空港をはじめとするインフラ整備が進められ、1977年に航空機の団体旅行運賃割引と同時に航空会社が大々的な沖縄キャンペーンを実施したことにより沖縄への観光客数は急増していく。1972年度には56万人であった沖縄への入域観光客数は、沖縄国際海洋博覧会が開催された1975年度には100万人を突破し、2003年度には500万人、2014年度には700万人を超え、19年度には1000万人に到達している。

1990年代には安室奈美恵やSPEED、BEGINなどの沖縄出身アーティストが活躍し、2001年にNHK朝の連続テレビ小説「ちゅらさん」が放映されたことで爆発的な「沖縄ブーム」が引き起こされ、うちなーぐちや沖縄料理をはじめとする沖縄の文化的な独自性が全国的に注目されるようになる。

沖縄ブームにより「異国情緒あふれる南の楽園」や「日本本土では失われた共同体的つながりが残る場所」といったポジティブなイメージが広まり、それを沖縄県民自身も内面化し郷土への誇りが再確認されていったとされる²¹⁴。

2021年に実施された「第11回県民意識調査」によれば、「沖縄県に(島に)誇りを感じるか」については、「誇りを強く感じている」が27.3%、「どちらかと言えば誇りを感じている」が54.8%であり、2012年に実施された第8回調査から継続して県民の8割が沖縄県を誇りに思うと回答している。

また、2022年に実施された「復帰50年の沖縄に関する意識調査」²¹⁵の沖縄調査では、「沖縄のどんなところに、誇りを持っていますか」について、「豊かな自然」が70.7%で最も多く、「沖縄の音楽や芸能」65.9%、「家族や親戚を大切にしていること」60.8%、「沖縄の食文化」59.5%、「助け合いの気持ちが強いこと」59.4%が続く。沖縄独特の自然や芸能、食文化に加え、親族の尊重や相互扶助の精神という人とのつながりを重視することが誇りとして挙げられているのは注目に値する。

こうした全国的な沖縄ブームを背景とする「沖縄らしさ」のイメージの再構築と内面化のなかで、模合もまた沖縄の共同性の表れとして評価され、沖縄らしい慣習として位置づけられるようになっていったと考えられる。

現在の親睦の機能の大きい模合についても、「ユイマールするためにとかね、助け合いのためにのめやいになってきた。(17)」というようにユイマール(相互扶助)に結びつけられて説

²¹⁴ 古波藏契「くりかえす沖縄ブームと基地問題」前田勇樹・古波藏契・秋山道宏『つながる沖縄近現代史 一沖縄のいまを考えるための十五章と二十のコラム』、208～212頁。

²¹⁵ NHK放送文化研究所が、沖縄の本土復帰50年に合わせて米軍基地や日米安全保障体制、沖縄の経済などについての考えを把握するために沖縄県と全国で18歳以上を対象に行った調査。

明されることは多い。「模合やればね、まあ沖縄では大体一人前(⑦)」というように模合ができるのは沖縄における一種の大人の証であると捉えている人もおり、模合と沖縄は強く関連付けられている。

島袋さんのインタビューの際に同席していたOさんは、模合について「ウチナーンチュはあれだね、やっぱりこういう身近な金融システムを作ったっていうのは、お互いなんか、沖縄県民って助け合う精神があったかもしれないね。県民性がね。助け合うっていう。」と相互扶助の精神を沖縄の県民性として結びつけ模合を捉えようとしている。

島袋さんは、日本本土に模合のような慣習がもともと存在していたが、沖縄にだけ取り残されたような形で残っていると認識しつつ、「やっぱり横の連携っていうか、横社会、自然にもうお互いで助け合って。本土はだから、元々武家社会だから縦社会で、もう上が面倒見るからあとはいいよとか感じだけど、沖縄では横で繋がって。今はあんまりないけどね、昔は当たり前のように、たきぎとか。全部、名護あたりは区で、区で山をもっていて、木を切って、たきぎで売ってから予算つくる。全部それやってましたよ。共同作業、ユイマール、一緒だけど。なんか、うちつくる時も全部で、来てから、うち一緒につくったり、田んぼ。今だったら日当出すけど、当時当たり前のようにもう持ち回りで全部手伝いしに行って。こういったのが、やっぱりこう模合とか、横社会に続いてる、続いてるんじゃないかなと。」として、日本社会との対比のなかで、かつての沖縄におけるユイマールの慣行が横社会を形成し、模合にも受け継がれているのではないかと考えられている。

沖縄において模合は、相互扶助の精神や沖縄の県民性との関連付け、日本社会(日本本土)との対比のなかで捉えられているといえる。

沖縄は、その歴史からアイデンティティの複合性についても指摘されてきた。

2022年に実施された「政治参加と沖縄に関する世論調査」²¹⁶によれば、「ご自身のことを「何人」と思うか」に対する回答は、「沖縄人で日本人」が52.0%で最も多く、次いで「沖縄人」が24.2%、「日本人」が15.8%、「宮古人で日本人」が3.8%、「八重山人で日本人」が2.0%、「宮古人」が1.2%、「八重山人」が0.6%となっており、「沖縄人で日本人」、「宮古人で日本人」、「八重山人で日本人」という複合的なアイデンティティが6割近くを占める。

2017年に実施された同様の調査から、沖縄におけるナショナル・アイデンティティを分析した社会学者の田辺俊介は、沖縄の人々が抱くアイデンティティ類型について、年齢や生まれ、性別などの属性も一定程度関連するが、学歴や収入のような社会経済的地位との関連性は比較的軽微であるとし、「沖縄におけるナショナル・アイデンティティの類型が、基本

²¹⁶ 社会学者の熊本博之を代表とする「国際化と政治参加に関する研究プロジェクト」により、沖縄県在住の18歳から80歳までを対象に、県内の14市町村3,800名(転居先不明の方などを除いた回収率28.8%、1,053名)に対して実施された。結果については、「『政治参加と沖縄に関する世論調査』調査報告書(速報版)」参照。

的に経済階層などで決定されるものではなく、まさに自らの選択に委ねられたアイデンティティであると考えられる」としている²¹⁷。

沖縄の人々のアイデンティティと模合の関係を分析した社会学者の二階堂裕子は、沖縄県民が認識する沖縄の県民性と本土についてのそれぞれのイメージはほぼ正反対であり、これらを規定するのは、沖縄社会における他者との交流であることを示して、模合の組織化とその実践的な取り組みはメンバーの間に一体感や価値観の共有を促し、さらに「沖縄県人」として、その「県民性」の内面化をメンバーに対して要請することにもつながるとしている²¹⁸。模合への参加がこうしたウチナーンチュ・アイデンティティの醸成に寄与する一方で、ウチナーンチュ・アイデンティティの保持が模合への参加を促すといった具合に、両者はいわば「車の両輪」のように互いに連動しあっていると分析している。

沖縄県民自身の日本本土からの沖縄イメージの内面化と、こうした沖縄らしい慣習としての模合の新しい意味付けがなされたことが、沖縄において慣習としての模合が現在まで維持され、選択され続けている一因であるといえるだろう。

(2)県外出身者と模合

沖縄に住む県外出身者と模合の関係はどのようなになっているだろうか。

社会学者の谷富夫らが 2008 年に実施した調査では、模合の加入の有無をたずねた結果、沖縄出身者のうち加入ありは 46.9%、加入なしは 53.1%であるのに対し、県外出身の沖縄居住者のうち加入ありは 21.4%、加入なしは 78.6%となっている²¹⁹。沖縄に住む県外出身者の沖縄のコミュニティに対する距離感(コミットしたいかどうか)は人それぞれだが、所属するコミュニティを一から作り上げなければならないため沖縄出身者に比べ模合に加入するのはハードルが高いといえよう。

戦後の生活についての体験談がまとめられた『庶民がつづる 戦後沖縄生活史』には、宜

²¹⁷ 田辺俊介「沖縄における「ナショナル」・アイデンティティ ―その担い手と政治意識との関連の実証分析」WASEDA RILAS JOURNAL NO. 9、135 頁。2017 年に実施された量的社会調査は、沖縄県内の離島を含む 10 市町の各市町の選挙人名簿から 150 名ずつが対象とされている。

²¹⁸ 前掲・二階堂(2014)、81 頁。ここでの「県民性」とされているのは「人情に厚く、他人に対して寛容で打ち解けやすい」、「助け合いの精神に富んでいる」といった性格や規範である。

²¹⁹ 「沖縄県本島中南部都市圏市民意識調査」は、沖縄県出身者の U ターン経験を統計的に把握することを目的に、那覇市を中心とする人口集中地区在住の満 20～59 歳男女を対象として実施されたものである。分析結果については、谷富夫「沖縄的なものを検証する」谷富夫、安藤由美、野入直美『持続と変容の沖縄社会 ―沖縄なるものの現在―』ミネルヴァ書房(2014)、14～15 頁参照。

野湾市の 54 歳女性の模合にまつわる体験談が掲載されている。

「私が模合を初めて知ったのは沖縄に来てからで、今から三十年ほど前である。……当時、模合とはどういうものか、さっぱり分からない。だが、模合というと皆楽しそうに、または真剣になるところをみると、外から見ても魅力的なもののようにみえた。私はいつか模合の仲間入りし、そのうちに何度かまがりなりにも座元を経験したが、あの時はひどく感激したものだ。やっと沖縄の社会の一員になれたという喜びと、模合の本質を見極めたという満足感のようなものだった。模合は、信用、助け合い、貯蓄などの目的で、現在も友人、親類、職場で、毎日のように行われている。私は経理事務の仕事をしているが、驚いたことには沖縄の経理科目に、模合勘定というのが存在していた。会社も当然のことのように模合を行っているからであった。模合なくして、沖縄の経済界の現在はいない。」²²⁰

模合は沖縄社会に深くかかわるものと認識され、模合に参加し、座元を経験したことで「やっと沖縄の社会の一員になれたという喜び」があったとされており、模合への加入により沖縄の人々と一歩進んだ関係を築けたと感じられているようである。

田中さんは 2011 年に沖縄に赴任し、2017 年に知人に連れられてきたレストラン A に通ううちに①a の模合のメンバーを含めた常連客と知り合い、飲み会に参加したり個人的な相談にのったりするようになった。2021 年に、①a の模合のメンバーたちの間で、田中先生にはお世話になっているからこの模合に参加させようということになったらしく、勝手に模合に加入させられていたという。Z 高出身者の模合であるので、そうではない自分は名誉 Z 高だと言って笑っていた。

ただの飲み会ではなく模合という形式は面倒ではないかと尋ねると、「まあ余計にお金を払うだけ。よそ者からしたら沖縄に一歩近づいたと思った。」と語っていた。「よそ者」としてやってきた沖縄で、馴染みの飲食店を開拓し常連客たちのコミュニティに入り込み、最終的に一緒に模合をするようになっている。沖縄の人々のコミュニティにも関わろうとする田中さんにとって沖縄の人々がやっている模合に加入することは、地元のコミュニティから仲間として承認されたように感じられているのではないだろうか。

県外出身の沖縄在住者にとって、模合は沖縄社会に密接にかかわるものと認識されており、模合への参加は「沖縄の社会の一員になれた」、「沖縄に一歩近づいた」とされるように沖縄社会への帰属を深めたといえるだろう。

(3) 故郷と模合

反対に、県外海外における沖縄出身者と模合はどのような関係にあるだろうか。

かつて日本本土における沖縄出身者の社会的地位は低く、戦前的大阪では沖縄出身者の地位向上を目的とした生活改善運動のような沖縄系コミュニティ内部からの同化運動も行

²²⁰ 前掲・沖縄タイムス社 (1998)、284~289 頁。

われていたが、関西の沖縄系コミュニティを分析した富山は、こうした同化運動は、むしろ同化しようとすることで払拭されるべき「沖縄人」としての自分を認識させたとしている²²¹。

岸政彦は、祖国としての日本への憧れを抱いて本土へと就職し、最終的に多くが沖縄へと帰っていった戦後沖縄の本土就職について分析し、沖縄と日本の双方からの同化圧力がむしろ「われわれは違うものである」というイメージとして機能してしまい、沖縄と日本の違いを再認識し、最終的に故郷である沖縄への帰属意識を強めたことを指摘している²²²。集団への同化の試みが逆に自己の他者性を浮き彫りにしてしまうのであり、戦後から復帰にかけての日本への同化の試みが、日本とは異なる沖縄の出身者としてのアイデンティティを形成させたとする。

言語や慣習の違う社会において「他者」である沖縄出身者としての自分自身が認識されるなかで、生活のために沖縄出身者同士でまとまり県人会を結成し、そこで行われる頼母子による相互扶助や交流を通じて沖縄出身者としてのアイデンティティが確認されていたのではないだろうか。

現在では必ずしも沖縄出身者同士で集団を形成する必要はないが、県人会に参加する人たちの頼母子は、定期的に集まり親睦を深め集団としてまとまることで結果的に沖縄アイデンティティを強化する効果があるのではないだろうか。

大阪の儀保さんが起こした模合で持ち逃げされた際に、「ウチナンチュあほやと思って」と、自身の人を見る目のなさやウチナンチュのアイデンティティが関連付けられている。

ハワイでも、マイノリティである日系人のなかのマイノリティである沖縄人同士でまとまることで沖縄人としてのアイデンティティが確認される。現在は、新1世たちが母語で話すことができる場として模合をしており、異国の地で「沖縄の模合」をすることで沖縄とのつながりが維持できているのかもしれない。

社会心理学者の石井宏典は、同郷会は移住初期から定住期にかけては職や住居の確保といった道具的役割が重視され、定住化が進んだ安定期から老年期にかけて表出(情緒)的役割が前景化してくるという流れをふまえ、那覇市の備瀬郷友会婦人部が行う模合「福女会」、および1937年生まれの本部町字備瀬出身の女性たちが宜野湾市で行っている模合「ホテル会」を参与観察し、老年期の同郷会における情緒的交わりや語りあいを分析している²²³。

これらの集いでは、それぞれの近況や故郷のシマにまつわる情報交換、老いという体験の共有がなされ、そして、子ども時代のシマでの暮らしを懐かしむような語り合いが豊かに展開されている。「語りあいのなかで温もりとともに描かれる〈故郷〉は、現在のシマの風景ではなく、遠く過ぎ去った子どものころの情景である。彼女たちは、子ども時代の思い出を語りあうことをとおして、かつて自分たちを包んでくれていた〈故郷〉をその場によみがえ

²²¹ 前掲・富山(2006)。

²²² 岸政彦『同化と他者化 戦後沖縄の本土就職者たち』ナカニシヤ出版(2013)。

²²³ 石井宏典『都市で故郷を編む 沖縄・シマからの移動と回帰』東京大学出版会(2023)

らせている。そして、その過程で呼び覚まされた古層の身体感覚が、同郷の仲間たちの感覚と通じ合っていることを繰り返し確かめ合う。こうした〈故郷〉回帰の姿勢は、彼女たちが老いの過程を歩んでいることと密接に結びついているにちがいない。老年期にある彼女たちは、歳とともに行動範囲がしだいに狭まりゆくなかで、自身とその身近な世界をより深く、濃密に感受するようになっていく。そしてその道程で月に一度、自らの芯を形成した〈故郷〉への思慕を寄せ合い、語りあえる同郷の仲間がいる有り難さをかみしめている。」として、老年期における同郷会の模合において、共通の体験をとおして身についた共通の感覚が語り合いの場で生成される共同性の素地となっていることを示している²²⁴。

現在行われている多くの模合において掛金の支払いや給付金の受領はもはや経済的需要をほとんど失っているにもかかわらず、人間関係を維持するための拘束として、模合への所属の確認、証明のための行為となっている。模合での語りあいを通じて沖縄の人々は自己のアイデンティティを形成し、模合グループへの所属だけでなく、沖縄への所属意識を形成することにもつながっているのではないだろうか。「沖縄」または「故郷」を共有する人々と模合を行うということに意味があり、模合は「沖縄らしさ」と結びついた時に沖縄の伝統的な慣習としての象徴的意味をもちはじめたのではないだろうか。

²²⁴ 前掲・石井(2023)、412 頁。

終章

第1節 模合が生み出す共同性

模合の本質は、具体的な人間関係に基づく交換(共同)行為であり、沖縄の社会変動に伴う要求に応じて変化しながら相互扶助から金融、親睦に至るまでの様々な機能を提供してきた。戦後の沖縄社会においては、近代的な金融機関を利用できない庶民や中小企業の資金調達手段として模合が広く利用されていたが、金融機関の発達とともに模合の経済機能に対する需要は次第に減少し、現在は親睦を目的とした模合が主流となっている。

模合は金銭のやり取りを伴うため加入者を会合に集めることができるという拘束力を持ち、掛金の支払いを怠ると模合における人間関係および信頼を失うおそれがあることは共通了解となっているため、あえて模合を「口実」として利用することで定期的な集まりを実現しており、現在の模合は、自身が選んだ人々とのつながりを維持、強化するために選択されている。

沖縄において模合の基本的な仕組みは広く共有されており、具体的な人間関係により模合の規範の実効性は支えられている。模合のトラブルを起こした者は社会的な信頼と評判を落とし、特に高額の場合は座元の経済的な責任能力が座元自身の社会的な信頼と評判を左右する。こうした社会構造に基づき、座元が経済的な損失を補償し、トラブルを起こした者は模合メンバーの肩書を剥奪され、コミュニティから排除されることで制裁がなされるというトラブル処理の仕組みが内部に確立しているため公的機関が頼られることは少ない。

先行研究において模合は、鈴木が「自閉的な特殊主義的なシマ共同体からなるモザイク的集積」とした沖縄社会の共同体的性質によって支えられており、沖縄には依然としてこの共同体的性質が残っているために模合が維持されているとされてきた。

しかし、沖縄においても個人化は進行しており、地域とのつながりは決して強いものではなく、人とのつながりは弱くなっていると感じられている。共同体へのかかわりは階層やジェンダーによって大きく異なることが上間や打越らの研究によって示され、沖縄的共同体は自明のものではなくなりつつある。

こうしたなかで沖縄の人々、特に共同体と距離をとった生活を営む安定層は、他者とのつながりを維持するための手段として、拘束力をもった共同行為である模合をある程度自覚的に選択している。地縁血縁に基づく所与の関係性に限られない、自身が獲得した人間関係に基づいて模合が選択されており、古い共同体の拘束から解放され人間関係を構築することが困難となった近代社会において、模合はこれを克服する手段となっている。

さらに、全国的な沖縄ブームを背景に、共同体的な「沖縄らしさ」のイメージが構築され、内面化されていくなかで、模合が「沖縄らしい」慣習として、アイデンティティに結びついた形で意味づけられるようになったことが、模合を選択させる一因であると考えられる。

戦後の荒廃および米軍による土地の接収、那覇や基地周辺の急速な都市化による大規模な人口移動とシマの解体という急激な社会変動のなかで、人々が利用できる資源は限られており、相互扶助が必要とされる状況であった。未発達な公的金融の代わりに、人々は親族や同郷者のつながりを頼りに模合を組織することで、生活資金や家屋建設費用、事業資金の調達などを可能とし、経済的な相互扶助をなしつつ新たな生活を築き上げていった。

岸は、沖縄戦により自分や家族の身体や財産の所有権が保証されなくなった状況の中で残るのは「自分たちのことは自分たちで何とかする」という、個人的でインフォーマルで土着的な感覚であったとして、これを「自治の感覚」と呼んでいる²²⁵。これにより沖縄の人々は自分たちのつながりや共同性さえつくりあげてきたとしている。人々は沖縄社会の変動に合わせて戦略的行動をとっており、模合による共同性の創出もそうした行動の一つといえるだろう。

地上戦および米軍の土地収用による財産と土地の喪失、戦後の復興と金融機関の未発達、統治体制の変遷と日本における沖縄観の変化などを背景に、人とのつながりを頼りに経済的な相互扶助としての模合が活用され、これが沖縄らしい慣習として近代化した都市部においてもつながりを維持するために選択されている。このような象徴的意味づけを伴う自覚的選択により、近代化した沖縄において模合という慣習が維持されている。

戦後の人口移動と開発による村落共同体の解体と編纂および都市化に伴う個人化のなかで、シマのつながりに基づく郷友会を結成し都市生活に適応していったように、人々はもちうる人間関係をもとに助け合う仕組みを構築し、利用してきたのであり、模合もそうした共同性創出の一環であった。

沖縄社会に残る古い共同体的性質が模合を支えているというよりも、模合によって共同性が生み出されているのであり、沖縄社会は共同性という資源を創出する必要がある社会であったために模合が選択され、現在まで維持されてきたといえるのではないか。

以上、これまでの分析を通じて、象徴的意味づけを伴う自覚的選択により共同性を創出するという模合の理論を提示した。従来の共同体に埋め込まれた模合という観念ではなく、共同性を創出するからこそ選択されるという視角によって、現在の近代化した沖縄においてなぜ模合という慣習が維持されているのかを説明できたと思われる。

²²⁵ 岸政彦「芋と鉄くず 歴史のなかの『沖縄的共同体』」岸政彦編『生活史論集』ナカニシヤ出版(2022)、262頁。沖縄の歴史的体験から生まれた戦後の生活の知恵やたくましさとしての「自治の感覚」は、沖縄のタクシー運転手たちの自由なふるまいにみられるように現在まで受け継がれており、「沖縄らしさ」として感じられるとしている。岸政彦『はじめての沖縄』新曜社(2018)、37～52頁。

第2節 共同体研究への展望

人々は所与の共同体の拘束ではなく、自覚的な選択に基づき、ときにアイデンティティとも結びつけながら模合を選択し、共同性を創出している。こうした共同性の捉え方は、これまで共同体の結びつきを基盤として捉えられてきた沖縄社会の研究にも新たな視点を提供できる。

例えば、1906年に沖縄本島北端の奥集落で誕生し県内各地に普及した共同売店(共同店)は、集落の共同出資により日用雑貨や食料品の共同購入を中心に様々な事業を行ってきた相互扶助組織であり、沖縄における共同体を象徴する制度として研究されてきた²²⁶。

琉球王朝期の沖縄では、村の構成員に対して土地の私的所有を認めず、村の共同保有地としての耕地を定期的に割りかえ配分する地割制が一般的な土地制度であった。近世の地割制は、王府の耕作強制・貢納強制に対して、村落が貢租負担の均分化をはかるためにとった対応策のひとつであったと考えられており、それゆえ農民間の階層分化を押しとどめ、私的性質の弱い土地制度の下では家産も成立せず、家制度も形成されなかったとされる²²⁷。琉球処分後の1899年から1903年にかけて、沖縄県土地整理法に基づき、地租徴収するための地価の決定を目的として土地の私的所有権を認定する土地整理事業が大蔵大臣直轄の臨時沖縄県土地整理事務局により実施された。

奥集落に共同売店が誕生したのは土地整理事業後であり、土地の私的所有制が確立し、資本主義経済が拡大していくなかで、生産力の低い沖縄の農村、特に奥集落のような外部の物品を入手する機会の限られている辺境では、販売価格を抑えるために防衛的に共同売店が設立されたとされる。社会学者の与那国暹は、地割百姓地が共有であったのと同様、共同売店は集落の共有財産にほかならないとして、共同売店は「資本主義的営利主義の攪乱から村落共同体を防衛する共同組織」であるとした²²⁸。

集落の強固な共同体的結びつきに支えてきたとされる共同売店であるが、現在では道路網の整備等により大型スーパーやコンビニに客が流れ、共同売店の主な利用者は交通手段

²²⁶ 1980年代には116の共同売店が存在したとされ(前掲・沖縄大百科事典刊行事務局編(1983)、上巻、894頁)、現在でも60店ほど運営されている。

²²⁷ 与那国暹「沖縄村落の社会的性質―沖縄農村の自作農的性格を中心に―」九学会連合沖縄調査委員会編『沖縄―自然・文化・社会―』弘文堂(1976)。

²²⁸ 前掲・与那国(1976)、574頁。

の少ない高齢者であるため、多くの共同売店は赤字経営を余儀なくされており、地域とのつながりが弱くなったとされている²²⁹。

共同売店を成り立たせているとされた地域共同体の結びつきは、必ずしも自明のものではなくっており、現在までに閉鎖された共同売店も少なくない。しかし、経営的に困難な共同売店が機能を縮小させながらも存続している地域もあり、人々は経営の困難さや利用の不便さはあるながらも、集落の交流の場であり相互扶助的機能を担う共同売店を残したいという葛藤を抱えながらこれを維持している。

都市部から隔たった地域においてもライフスタイルは都市化している現在では、集落の強固な共同体が共同売店を支えているのではなく、共同売店によって地域の共同性が創出され、これを維持するために経営難を抱えながらも共同売店を存続させることが選択されていると考えられる。

そもそも沖縄の村落については、九学会連合沖縄調査委員会による『沖縄 ―自然・文化・社会―』²³⁰をはじめ、地割制によって本土のような寄生地主が発達しなかったために、村落内部では土地所有による階層分化がおこりにくく、無家格的平等性をもった比較的フラットな人間関係のもとでの相互扶助的な慣習が多く自治能力が高いという「沖縄村落像」が構築されてきた。

一方で、農学者の来間泰男が、日本本土におけるイエのなかった沖縄における家(ヤー)の家族関係は祖先との関係に基づく祭祀的な結合であって、イエ連合という性格の強い日本社会の構造とは異なり、沖縄の村落は「単に祭祀的な結合体であって、経済的な意味合いが極めて低く、また非政治的な村落である」として沖縄村落の経済的結合の希薄さを指摘している²³¹。

法社会学者の上地一郎は、村落が管理する山林である杣山(そまやま)に着目し、村落の自主的な山林管理制度は琉球処分以後に構築されたとする。

琉球王府による山林管理制度は 1730～50 年代にかけて整備され、それまでは複数の間切、村により共同利用されてきた杣山の境界画定と管理主体の明確化がなされた。杣山は①一村所持、②数村所持、③間切所持の三類型に管理・利用主体が分けられ、王府の林野行政の最高機関である山奉行所の指揮監督のもと村や間切には山林担当役人が置かれた。

²²⁹ 小川護「沖縄本島北部の共同売店の立地と経営形態の変化 ―国頭村・大宜味村・東村を事例として―」沖縄国際大学南島文化研究所編『共同売店の新たなかたちを求めて ―沖縄における役割・課題・展望―』南島文化研究所叢書 4、編集工房東洋企画(2020)。

²³⁰ 九学会連合沖縄調査委員会編『沖縄 ―自然・文化・社会―』弘文堂(1976)、日本文化の基本的構造を解明するために 1970 年から 4 年間連続して実施された沖縄の自然、文化、社会に対する共同調査に基づく研究の成果をまとめたもの。

²³¹ 来間泰男『沖縄経済の幻想と現実』日本経済評論社(1998)、103～105 頁。

琉球処分後は行政の混乱により山林管理制度は機能を停止し、現場の山林担当役人が不在となったことで山林は急速に荒廃しており、こうした状況から杣山の管理制度は村落レベルでほとんど根付いていなかったとされる²³²。

1879年の沖縄県設置後も土地整理事業が完成する1903年までは、旧慣諸制度(土地制度、租税制度、地方制度)を存続させる旧慣温存政策がとられ、県庁の指導のもと各村落における旧慣内法(間切・村における法)が成文化され始めた。村落の取り決めや慣習を新たに成文化する過程で、これまで内法のなかった領域を含め、自主的な山林管理制度の構築が促された。上地は、「近代法に代替して旧慣諸制度を用いるという旧慣存置政策は、沖縄の民衆に対して、『旧慣』という名のもとで、これまでの慣習的な社会制度を認識させ、「旧慣」に基づく自主的なルールを形成させた」とし、村落の山林管理制度は、明治末期に政府の指導という村落外の不可避の圧力によって構築されたとし、それ以前における村落の自治の弱さや共同体的結合の弱さを指摘している²³³。

こうした共同体像の提起を受け、地域社会学者の宮城能彦は、沖縄の村落共同体を象徴する共同売店は、近世から続く強い村落共同体こそが作り得たというよりも、奥部落においては「共同店を設立・運営していくことによってこそ現在に繋がる『共同体』が作られていったのではないかと仮説的に提示している²³⁴。

強固な共同体が残っているのではなく、人々の選択によって共同性が創出されているという視点は、こうした共同売店の新たな捉え方、さらには近世沖縄における村落共同体の在り方の解明にも新たな示唆を与えるはずである。

アイデンティティと結びついた象徴的意味づけを伴う選択としては、エイサーや琉舞などの伝統芸能が考えられ、特に県外や海外の県人会においては、そうした結びつきがより強く表れるだろう。エイサーに参加するという選択を通じて共同体に加わり、自身のアイデンティティや帰属意識が醸成され、コミュニティが構築、維持されていると考えられる。

共同体から解体され人間関係やアイデンティティの構築が困難となるなかで、人々は慣習や伝統をあえて選択することによって他者とのつながりや帰属意識を得られるのであり、慣習や伝統の選択による共同性の創出は、近代化における個人化や流動化に対する抵抗として捉えることができる。このことは、沖縄社会の共同体的性質を基盤として考えられてきた諸制度についても同様に、選択による共同性の創出として検討することが可能であろう。

²³² 上地一郎「共同性の創発 ―土地整理事業以後の沖縄の村落共同体―」沖縄国際大学南島文化研究所編『共同売店の新たなかたちを求めて ―沖縄における役割・課題・展望―』南島文化研究所叢書4、編集工房東洋企画(2020)、237頁。

²³³ 前掲・上地(2020)、247～248頁。

²³⁴ 宮城能彦「期待概念あるいは自己投影としての沖縄村落共同体および共同売店研究」沖縄国際大学南島文化研究所編『共同売店の新たなかたちを求めて ―沖縄における役割・課題・展望―』南島文化研究所叢書4、編集工房東洋企画(2020)、421頁。